ジェンダー研究

2016.2 第18号

GENDER STUDIES

公益財団法人
東海ジェンダー研究所
TFGS

ジェンダー研究

第18号 2016.2

GENDER STUDIES

刊行のことば …… 西山 惠美 1

著書を語る

フランス人権宣言とオランプ・ドゥ・グージュ
——辻村みよ子著『人権の普遍性と歴史性』(創文社、1992年)をめぐって …… 辻村 みよ子 3

論文

ナンシー・フレイザーの「再分配／承認の正義」の再検討
…… 森 悠一郎 15

「性差」を極小化する
——女性医師 C. D. モージャーのフェミニズム
…… 横山 美和 41

女の視線がつくる男性像
——ロサリオ・カステリャノス作品とマチスモ言説
…… 洲崎 圭子 67

研究ノート

婦人参政権運動期における女性の選挙権・被選挙権行使
…… 佐藤 ゆかり 91

特別寄稿

科学と女性研究者 …… 小川 眞里子 113

アメリカ訪問報告
アメリカにおけるジェンダー・リサーチ
——ワシントン D.C. およびニューヨークの訪問報告
…… 新井 美佐子
大野 光子
武田 貴子 129

プロジェクト研究
『資料集 名古屋における共同保育所運動 1960〜80』の
作成にかかわって …… 吉田 啓子 135

公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告
平成26年度 事業報告 142
平成27年度 プロジェクト研究報告 147
平成28年度 個人・団体研究助成 募集要項（第20回） 148
平成28年度 『ジェンダー研究』第19号 原稿募集要項 150
年報審査・機関誌編集規程 151

執筆者プロフィール 153

編集委員会・編集後記

刊行のことば

公益財団法人 東海ジェンダー研究所
代表理事　西山 恵美

当研究所は、今年設立19年目を迎えることになり、公益財団法人として再出発して以来ほぼ4年を経過しました。「性別にとらわれることなく生きることのできる男女共同参画社会の実現に寄与すること」（定款第3条）を研究所の目的として、様々な事業を進めて参りました。民間の研究所としての自由な立場から、諸外国と比べても多くの課題を抱えている日本の女性の前進に少しでも寄与するため、今後とも内外の研究者との交流によって歴史的な視点と広い視野に立って事業を進めたいと考えています。

2017年の財団設立20周年を前にして、①「プロジェクト研究会」を中心に進めてきた「養育の社会化」のテーマについて、2016年秋にシンポジウムを開催すると同時に、内外の研究者の協力のもとで、このテーマで論文集を発刊すること。②これまで蒐集してきたジェンダー関係の資料、プロジェクト研究会で蒐集してきた資料を整理し、皆様の利用に供するようにすること。③財団設立20周年事業の企画をすること。などの具体化を検討中です。

年報『ジェンダー研究』第18号をお届けします。今号では、辻村みよ子氏に「著書を語る」と題してご著書についての論考を寄稿いただきました。小川眞里子氏には「科学と女性研究者」と題して特別寄稿をいただいております。論文と研究ノートは、当研究所の個人助成受託者および投稿をいただいた方の論文を掲載しております。また、当研究所から3人の研究者を派遣した「アメリカ訪問報告」（2015年8月）も掲載しております。さらに、プロジェクト研究会を中心に編纂を進めて参りました資料集を『資料集 名古屋における共同保育所運動 1960〜80』という形でこの夏までに刊行する運

びになっております。

当研究所は、諸事業の中心にこの『ジェンダー研究』を位置づけ、内外の研究者をはじめとする多くの方々の自由な議論の場となることを願っております。本号につきましても忌憚のないご批判、ご意見、ご要望を心よりお待ちしております。

《著書を語る》

フランス人権宣言と オランプ・ドゥ・グージュ

——辻村みよ子著『人権の普遍性と歴史性』（創文社、1992年）をめぐって

The French Declaration of Human Rights and 'Olympe de Gouge'—Miyoko Tsujimura: *The Universality and Historicity of Human Rights*, 1992

明治大学法科大学院教授
辻村 みよ子 TSUJIMURA Miyoko

一　はじめに——フランス革命200周年のパリでの「再会」

この本は、1989年7月14日のフランス革命200周年記念日を契機に執筆された、まさに革命の遺児といえる。

当時、私は、成城大学で憲法とフランス法を教えており、大学院時代からのテーマであったジャコバン憲法の研究を『フランス革命の憲法原理』として出版した直後であった[1]。革命200周年の盛り上がりは、歴史学界だけでなく法学界でも想像を超えたもので、1年間に、国内外で開催された7つもの国際シンポジウムに出席した。そのうち最大規模だったのは、パリ大学（ソルボンヌ）で開催された歴史学会主催の「フランス革命のイメージ」であり、そこでは学界での革命史観の対立（マルクス主義派 v. 修正主義派）が明らかになっていた。

また、革命200周年祝賀にわく7月のパリでは、先進国首脳会議（アルシュ・サミット）や人権宣言200周年記念祝典の一方で、これを批判するサン・クラヴァット（ノーネクタイ＝労働者）の集会、アフリカなど世界最貧7カ国の代表によるポーヴル・サミットなどが開かれていた。別の集会で

は、女性研究者たちが、1789年人権宣言に女性の権利が含まれていなかったことを指摘し、私自身が1973年の初渡仏の際にパリの歴史図書館等で多くの資料を持ちかえりながら寝かせたままになっていたオランプ・ドウ・グージュ（Olympe de Gouges）について議論していた。ここでは、フランス人権宣言が西側資本主義国のブルジョア・男性の権利宣言にすぎなかったことが痛烈に批判されており、私自身、この思いもかけぬ「再会」によって、今後の人権の基礎理論研究に対する決意を新たにすることになった。

同じころ、フランスのミッテラン大統領が世界の人権宣言の典型としてフランス人権宣言を讃えたのに対して、サッチャー英国首相が異議を唱えて物議をかもした。彼女が、イギリスのマグナ・カルタや権利章典こそが人権宣言の起源であると述べてフランス人たちの反感を買ったエピソードには、実は、「人権」の意味や成立時期についての重要な論点が含まれていた[2]。

革命200周年をめぐるこれらの「事件」の背景には、いわば「近代的人権」の本質（主体・内容・限界等）をめぐる諸論点が、ほとんど出揃っていたといってよい。

そこで、近代的人権の「普遍性」に関する1冊の書物を出版する構想が、帰国中の機内で固まった。パリでのシンポジウムに出席したことの成果は、計り知れないものであった。

二 「近代的人権」への疑問

1．3つの批判論

1989年という年は、イギリスの権利章典300周年、フランス人権宣言200周年、日本の大日本帝国憲法制定100周年にもあたっており、「近代的人権」の本質を考えるのに、もっともふさわしい年であった[3]。同年6月には中国の天安門事件が起こり、自由を求める人々がフランス革命期の自由・平等原理に模して「自由の神」を掲げ、社会主義体制下で「人権の普遍性」を示そうとした。そしてこの動きは、ベルリンの壁崩壊という一連の画期的な事件に連動した。ゴルバチョフ大統領がペレストロイカを推進していたソ連で

は、フランス人権宣言を模した権利宣言が1991年に完成したことで、経済体制と人権との関係が問題となった。

そもそも人権とは何か、いつから成立したのかという問いについても、先のサッチャー首相の議論がその問題性を示唆していた。すなわち、彼女が主張した1215年のマグナ・カルタも、1689年の権利章典も、ともにイギリス人古来の伝統的権利を宣言したものにすぎず、近代的な人権宣言とは呼ばれない。これらは、近代以前の身分社会を前提とした一部の国民や階層に属する人の権利であって、普遍的な「すべての人」の自由や平等などの権利を宣言したものではないからである。逆にいえば、近代的な「人権」とは、身分や国籍等にかかわらない「抽象的人間像」を前提にした「すべての人」の自由や平等、すなわち、国家に先行して存在する前国家的な自然権としての権利をもつものであり、すでに一定の価値づけを伴った概念であった。

しかしこのような近代的人権に対しては、1789年人権宣言の成立直後から、種々の批判論が提示された[4]。第一の潮流は、イギリスのエドモンド・バークやジェリミー・ベンサムなどの保守主義ないし功利主義的立場からの古典的な批判であり、主として近代的人権の形而上学的性格・自然権的性格に対して向けられた。またフランス国内でも、19世紀前半に、保守派のドゥ・メストルや、バンジャマン・コンスタンらの歴史主義の立場からの批判が出現した。第二は、人権の階級的性格（ブルジョア的性格）に対するマルクスとマルクス主義の立場からの批判であり、1844年の『ユダヤ人問題によせて』等のなかで論じられた。そして、第三の潮流は、フェミニズムや人種差別反対運動に由来する、人権主体論に注目した批判論である。これらの批判論は、19世紀以降諸国で人種差別撤廃運動や女性参政権運動のなかで展開された。また20世紀後半には、先住民族や障害者などの社会的弱者の人権排除に関連して、「人権の普遍性」論を批判する議論が強まった。

2．テーマのひろがりと資料

「人権の普遍性と歴史性」というタイトルを付して1992年に創文社から出版した本書は、人権宣言200周年の問題状況をふまえて、憲法史学という視

点から人権の理論的課題を再検討しようとしたものである。

「フランス革命と憲法学」と題する第一章では、憲法学にとってのフランス革命と1789年人権宣言の意味を明らかにするため、理論状況を分析した。「1789年人権宣言の『普遍性』」と題する第二章では、人権宣言制定過程の実証的分析に加えて、近代人権批判論の3つの潮流について検討した。

とくに同章第三節では、1789年人権宣言の「人（homme）と市民（citoyen）の権利」が、実は、男性（homme）と男性市民の権利に他ならなかったとして最初に批判したオランプ・ドゥ・グージュの「女性の権利宣言」を検討した。私が1973年にこの資料を日本に持ち帰り、1976年に初めて宣言の邦訳を公表してから、すでに15年も経過していたが、その後の女性の権利、ジェンダー研究への転機になった[5]。

本書の第三章「フランスの憲法伝統と人権宣言」では、革命以降のフランスの憲法伝統を、主権論・デモクラシー論、人権論・自由論の諸要素について検討したが、それは日本の憲法原理や人権論への示唆を得るためであった。また、第四章「人権宣言と日本の憲法」では、日本に、いつ、どのようにフランス人権宣言が紹介されたのかを明らかにし、国会図書館に所蔵されているジブスケ口訳や自由民権期の憲法草案などを可能な限り巻末の資料編に収録した。これらも日本で初めて公表されたものが殆どであった。

三　オランプ・ドゥ・グージュと女性の権利

1．グージュの「女性および女性市民の権利宣言」

オランプ・ドゥ・グージュは、1748年5月7日にフランス南部のモントーバンで生まれた。父ピエール・グーズの嫡出子とされていたが、実際には、祖母がその乳母を務めていたポンピニャン侯爵と、母との間に生まれた子であったらしい。グージュは1765年に17歳で結婚し約1年後に夫と死別した後、幼児をつれてパリに出て劇作家としての活動を始めた。彼女の作品はコメディ・フランセーズでも上演され、はじめて黒人の奴隷制度を問題にしたことで当時から話題になっていた。彼女は、40歳で革命に身を投じた後、

政治的文書や国民議会への請願を書くようになり、1791年9月にマリー・アントワネットに対する請願という形の前書きを付して「女性（femme）および女性市民（citoyenne）の権利宣言」を著した[6]。

グージュの女性の権利宣言は、1789年の「人権宣言」を模して17カ条からなり、各条文の権利主体を、女性・女性市民あるいは両性に変更する形で構成されていた。第1条前段は、「女性は自由なものとして生まれ、かつ、権利において男性と平等なものとして生存する」と規定し、第2条で、「あらゆる政治的結合の目的」として保障される諸権利（自由・所有・安全・圧政に対する抵抗）を「男性と女性の自然的権利」と明記した。自由の定義に関する第4条は、「女性の自然的諸権利の行使は、男性が女性に対して加える絶えざる暴虐以外の限界をもたない。」と書き改められ、従来の女性の権利の侵害が男性の暴虐によるものであるという認識が表明された。

精神的自由に関する第10–11条でも女性の権利が明らかにされたが、とくに「女性は、処刑台にのぼる権利をもつ。同時に女性は、……演壇にのぼる権利をもたなければならない」、「思想および意見の自由な伝達は、女性の最も貴重な権利の一つである。それは、この自由が、子どもと父親の嫡出関係を確保するからである」という文言は有名である。後者の、子の父親を明らかにする権利については、婚外子とその母親の法的救済を要求し、ひいては性の自由の保障を要求するものとして注目される。

さらに、第17条は「財産は、結婚していると否とにかかわらず、両性に属する。財産権は、そのいずれにとっても、不可侵かつ神聖な権利である」として、両性の所有権を保障した。これは婚姻中の妻の財産、および婚姻していない女性（離婚後の女性も含む）の財産を保障し、女性の経済的独立をめざすとともに、夫婦財産制度の改善を要求する立場に出たものである。

一方、女性市民の権利については、第6条で「すべての女性市民と男性市民は、みずから、または、その代表者によって法律の形成に参加する権利をもつ」と定めたほか、男女平等な公職就任権、租税負担の平等、公吏に対する報告請求権などを要求した。さらに第16条では、「国民を構成する諸個人の多数が憲法の制定に協力しなかった場合は、その憲法は無効である」と

いう一文を追加して、国民投票など民主的な手続きを要請した。ここには、グージュの宣言が、当時の革命指導者が制定した「人権宣言」を超える内容をもっていたことが示されていた。

しかし彼女は、政治的には比較的穏健な立憲君主制論者で、革命が左傾化した1793年（共和暦Ⅱ年）に、ロベスピエールなどのジャコバン派を非難し、共和制以外の体制（君主制）をも選択しうる国民投票を要求していた。そのため1793年7月に反革命容疑で逮捕され、11月3日に断頭台の露と消えた。

――“女性も政治に参加する権利をもつ限り、責任を取って処刑台に上ることもある”と宣言していた彼女が、自ら処刑台に上ることになったとは、何とも皮肉なことであった。

2．グージュの先進性

従来の研究では、オランプ・ドゥ・グージュを、男性と同等の権利を女性にも与えさせるという意味での女性の権利拡張思想、すなわち、リベラル・フェミニズムないしブルジョア・フェミニズムの潮流でのみ捉えてきた。しかし、グージュは、権利の内容についても、公的権利（表現の自由や、参政権など）における男女同権を主張しただけでなく、公私二元論のもとで放置されてきた私的領域における男女の平等を重視し、契約観にもとづく家族関係を構想していた。このことは、先に見た宣言第11条や第17条のほか、「女性の諸権利」と題する小冊子に付された「男女の社会契約の形式」と題するパンフレットのなかで、夫婦財産の共有を基調とする夫婦財産契約の締結を主張していたことにも示される。ここでは、男女が自由意思のみに基づいて一定期間、下記の条件のもとで契約して同居するという社会契約の内容が定められていた。(a)二人の財産を共有にすること。(b)我々の子どもたち、および特別の愛情をもつ子どものために、財産を分与する権利を留保すること。(c)子どもがどのベッドから生まれたものであっても、二人の財産が直接子どもに属することを互いに了承すること。(d)離婚の場合、財産を分与させ、子どもの取り分を、法律によって、天引きで差し引き徴収することなどであ

る。ほかにも寡婦や、男性の犠牲になった女性たちへの手当ての保障などを提案しており、婚外子の保障や離婚の自由やDVなど、現代家族や社会保障につながる問題をも射程にいれていたと解することもできよう。

しかしグージュのような考えは、当時の政治的指導者たちに到底受け入れられるものではなかった。フランスでは、革命期の議会でのコンドルセなどの女性参政権の主張に反して、女性の選挙権は、その後1945年まで150年間も認められることはなかった。グージュの処刑の直後にも、女性の民衆協会の禁止や家庭復帰令が出されて女性の政治参画が制限され、クレール・ラコンブ（1794年3月逮捕）、ポーリヌ・レオン（1794年4月逮捕）など多くの女性指導者が反革命容疑によって処刑・弾圧された[7]。

3．イギリス・アメリカでの展開

このようなフランス革命期におけるフェミニズム萌芽期の思想は、イギリスでもメアリ・ウルストンクラフトによって展開された。彼女は、エドモンド・バークが『フランス革命に対する省察』のなかで1789年宣言を批判したことに対抗して『人間の権利の擁護』（1790年）を書き、さらに2年後に『女性の権利の擁護』を著した。彼女は、女性が束縛に従うように強いられてきた習慣や教育の欠如・偏見を見破り、男性と同等な理性の進化と肉体の鍛練を女性にも求めることで、男女共学による女子教育の構想を具体的に提示した。しかしこのような彼女の議論は、当時では殆ど反響がなかったばかりか、夫の急進主義者ゴドウィンが著した『「女性の権利の擁護」の著者の思い出』（1798年）によってますます悪評が高まり、彼女の著作は長い間、忘却の彼方においやられることになった。彼女の再評価がおこるのは、英米で女性参政権が獲得された20世紀前半のことであり、メアリ・ウルストンクラフト研究が盛んになったのも1970年代以降のことである。

アメリカでも、1776年の「独立宣言」やヴァージニア州の人権宣言などで、すべての人間が生まれながらにもっている自然権が保障され、いわば普遍的な「人権」が宣言された。しかし、実際には人身売買された黒人奴隷や女性の無権利状態が指摘され、「普遍性」は実態を伴わないものであっ

た。これに対して、1830年代から、奴隷制撤廃を掲げる女性の結社が作られ、しだいに隷属・無権利状態を共有する女性と奴隷の解放を結びつける運動が展開された。西部出身のクェーカー教徒ルクレシア・モットは、エリザベス・スタントンとともに、1848年に「女性の権利獲得のための集会」を開き、「女性の所信宣言〔Declaration of Sentiment〕」を発表して女性の権利を要求した。

4.「近代的人権」の本質と限界

世界の人権史の出発点をかざった近代市民革命は、特権社会のくびきから身分的解放を達成し、等質的な近代市民社会のなかで、自由で平等な個人を確立した。しかし実際には、市民社会・資本制社会における有産男性の解放を達成したにすぎず、市民社会での「受動市民」（とくに無産男性と女性）に対するいわば「公民権差別」と、資本制社会での「階級差別」を存在せしめていた。とくに女性は、近代社会で再編成された〔近代型〕家父長制社会のもとでの「性差別」によって、従属的地位に固定された。近代市民革命は、「外」に対しては平等で均質な市民の社会を形成することを理想としつつ、「内」に対しては、妻や娘に対する男性（夫や父）の支配を温存した。そして、市民社会の構成員としての「市民」を男性（家父長）が代表する体制を維持したのである。

このように、近代における女性差別や女性の無権利の状況を、近代人権論に内在する限界として捉えておくことが必要である。その後の性別役割分業論・特性論を前提としたジェンダー・バイアスの分析も、このような歴史的視座に立って行うことが重要となる。その意味でも、フランス人権宣言を中心とする近代人権論研究の視座は果てしなく広い、ということができよう。

四　日本とのかかわり――結びにかえて

1．フランス人権宣言の日本への紹介

これまで日本でもあまり知られてなかった問題に、フランス人権宣言と日

本の憲法との関係がある。フランス人権宣言が日本に紹介された経緯や資料も明らかではなかったが、1989年のフランス革命200周年記念企画としての国内の研究会で報告する機会があり、本書で初めて国会図書館所蔵の資料を公表した。ジブスケ「国民権利ノ布告」『佛蘭西憲法』がそれである。

生田精筆録（ジブスケ口譯）『佛蘭西憲法』[8]では、1791憲法から1848憲法にいたる諸憲法が紹介され、その第一回が1791年憲法に当てられ、人権宣言の前文と17カ条の翻訳が掲載されている。ジブスケ（正確にはデュ・ブスケ Du Bousquet）は、幕府によって招聘されたフランス軍事教官団の一員であり、左院時代から翻訳・通訳に活躍した。彼の翻訳した1789年宣言訳文は本書巻末（281頁以下）に収録しているが、刊行当時（1876年・明治9年）の用法を知る上でも大変興味深い。例えば、「自由」「平等」「自然」「安全」「所有」「圧政に対する抵抗」「主権」「国民」「法律」等々の基本的単語が、それぞれ「自由」「均斉」「自然」「保身」「所有」「暴政ニ対シテ拒防スルノ権」「主権」「国民」「法律」と訳出されており、（これらのうちでは、平等・安全・抵抗権のほかは）今日の用法と殆ど差異はないことがわかる。

自由民権期には植木枝盛などの天賦人権論者もフランス人権宣言訳を読んでおり、中江兆民が1793年憲法の権利宣言を「一千七百九十三年仏蘭西民権之告示」として訳出するなど、大きな影響を与えていたことが知られている（「政理叢談」第一号、1882年）。当時は植木枝盛が起草した「東洋大日本國國憲按（日本國國憲按）」（1881年）や千葉卓三郎らの「五日市草案」（1881年）など民間の私擬憲法草案が数多く作成され、アメリカ・イギリスの自由権論やフランス憲法の影響が認められた[9]。

2．日本国憲法制定への影響

さらに現在の我々にとって重要なことは、日本国憲法のもとになった連合国総司令部案（マッカーサー草案）の起草の段階で、鈴木安蔵らの憲法研究会案が参考にされ、そこに、1789年人権宣言をはじめとするフランス人権宣言等の思想が、自由民権期の憲法思想を介して反映されていたという歴史的「事実」であろう[10]。フランス人権宣言と、自由民権期の思想、憲法研

究会案・日本国憲法との関係性についても、憲法史学・憲法思想の専門家であった鈴木安蔵の著作やラウエル文書（ラウエル「幕僚長に対する覚え書き」）等を通して、資料的に実証されてきている。

近年では、憲法研究会案の背景に伏流していた自由民権期の私擬憲法草案との関連なども検討され、研究会の中心的役割を担った鈴木安蔵が自由民権期の憲法思想研究をもとに憲法研究会案を起草したことも知られている[11]。日本の自由民権運動に対するフランス人権宣言の影響や近代憲法原理の継受をめぐる憲法史的研究からも、フランスなど西欧の近代憲法を淵源とする日本憲法史の系譜を認めることが可能である[12]。さらに、憲法研究会案（およびそれに影響を与えた自由民権期の憲法思想）が日本国憲法の中に反映されていることは、この草案が「日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス」として国民主権の立場を明らかにしていたことなどに示される。また、「天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀式ヲ司ル」として妥協的に天皇制を存続させていた点で他の草案に比して総司令部案に類似していたこと、人権規定についても、社会権を保障し、財産権の公的制限に言及するなど現憲法に近い内容となっていたことなどが、指摘できる。

このことは、日本国憲法が単なる連合国総司令部の押しつけではなかったことを示唆するものであり、昨今の「押しつけ憲法論」を根拠とする改憲論の議論に対して、疑義を呈する根拠になるものといえよう[13]。さらに、日本の憲法思想は、近代立憲主義（憲法によって権力を縛る考え方を意味し、国民主権、権力分立、基本的人権保障を基本原理とする）の正統な嫡流にあることが認められる。とすれば、これとは異なる明治憲法や天皇を頂点とする国家論などを、当然に日本の伝統であると解することはできないことになろう。「立憲主義」の危機が叫ばれる今こそ、歴史に学ぶことの意義を再認識せずにはいられない。

このように、フランス革命200周年をめぐる多様な議論の犇めきのなかで、1789年の意義を考える営みが各方面で続けられ、大きな成果が蓄積されてきた。今から230年近く前のフランス人権宣言が世界の「普遍的」人権の発展に与えた影響の大きさとともに、そこで排除された女性や弱者の権利保障

の歩みの険しさ、近代的人権の限界と課題など、本書のテーマの意義は今日でも変わらず重要である。

筆者自身にとっても、弱冠40歳のときに刊行した本書のテーマが、その後の研究者人生を決定したともいえる研究課題となった。この研究を契機として学んだことは非常に多く、今後の課題も山積している。

その意味でも、このたび、このページで、本書を取り上げてくださった関係者の皆様に深く感謝したい。

注

1 1972年に一橋大学法学部を卒業したときは一学年800人中女性は10人（法学部は200人中2人）しかいなかった。大学院博士課程をおえて憲法学研究者を志した時も、「（天下国家を論じる）憲法は、女性には向かない」と言われて就職困難な時代であった。成城大学に何とかフランス法担当で就職することができ、1990年から1年間、家族（2人の娘と夫）とともにパリ第2大学で研修の機会を得た。当時は、主権や選挙権など、いわば男性学問を先行させていたが、オランプ・ドゥ・グージュのことを書く機会を得たのも、フランス革命200周年のおかげであった。

2 辻村『女性と人権』日本評論社（1997年）はしがき参照。200周年記念行事の経験を最初に公表したのは、辻村「人＝男性の権利から女性の権利へ」ジュリスト937号（1989年）、同「フランス革命200周年を顧みて」法律時報62巻11号（1990年）［杉原泰雄・樋口陽一編『論争憲法学』日本評論社（1994年）所収］である。

3 ４つの89年をめぐる議論は、樋口陽一『自由と国家』（岩波新書）1989年、同『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会（1994年）第Ⅱ章参照。

4 辻村『人権の普遍性と歴史性』創文社（1992年）（下記著作一覧②）154頁以下参照。

5 辻村・金城清子『女性の権利の歴史』岩波書店（1992年）（一覧③）以後、⑦⑧⑨⑩⑱のジェンダー法学研究もその重要な成果である。フランス革命期の主権論研究を扱った学位論文のテーマは、辻村『「権利」としての選挙権』勁草書房（1989年）から、一覧⑥⑪⑬⑳等を経て、辻村『選挙権と国民主権』日本評論社（2015年）（一覧㉑）、憲法の解釈や家族の研究（一覧㉒㉓）に発展した。

6 辻村監訳『オランプ・ドゥ・グージュ――フランス革命と女性の権利』信山社（2010年）、Oliver Blanc, *Olympe de Gouge*, Ed. Viénet, 2007参照。“Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne”（1791）の訳文と原文は、辻村前掲『人権の普遍性と歴史性』139・384頁以下に収録。

7 詳細は、辻村『ジェンダーと人権』（一覧⑨）43頁以下参照。

8 辻村前掲『人権の普遍性と歴史性』229・281頁以下参照。現在では、東京の国立国会図書館に所蔵されており、ウェブサイトからも入手することができる。

9 辻村前掲『人権の普遍性と歴史性』262頁以下参照。

10　憲法調査会報告書（1964年）308頁以下参照。
11　鈴木安蔵『憲法制定前後』青木書店（1977年）101頁、高柳賢三ほか編著『日本国憲法制定の過程Ⅱ』有斐閣（1972年）39頁など参照。
12　辻村前掲『人権の普遍性と歴史性』262頁以下所収。
13　辻村『比較のなかの改憲論』岩波書店（2014年）第3章81頁以下参照。

本書に関連する主な著作一覧

① 『フランス革命の憲法原理――近代憲法とジャコバン主義』1989年、日本評論社［学位論文・第7回渋沢クローデル賞受賞］
② ［本書］『人権の普遍性と歴史性――フランス人権宣言と現代憲法』1992年、創文社
③ 『女性の権利の歴史』（岩波市民大学『人間の歴史を考える』第8巻）［辻村みよ子・金城清子著］1992年、岩波書店
④ 『女の人権宣言――フランス革命とオランプ・ドゥ・グージュの生涯』［オリヴィエ・ブラン著／辻村訳・解説］1995年、岩波書店
⑤ 『女性と人権――歴史と理論から学ぶ』1997年、日本評論社
⑥ 『市民主権の可能性――21世紀の憲法・デモクラシー・ジェンダー』2002年、有信堂
⑦ 『ジェンダーと法』2005年、不磨書房（第2版、2010年）
⑧ 『ジェンダーの基礎理論と法』［辻村みよ子編、辻村監修「東北大学21世紀COEジェンダー法・政策研究叢書」第10巻］2007年、東北大学出版会
⑨ 『ジェンダーと人権――歴史と理論から学ぶ』［『女性と人権』改訂版］2008年、日本評論社
⑩ 『憲法とジェンダー――男女共同参画と多文化共生への展望』［第2回昭和女子大学女性文化研究賞受賞］2009年、有斐閣
⑪ 『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』2010年、有信堂
⑫ 『オランプ・ドゥ・グージュ――フランス革命と女性の権利宣言』監訳・解説［オリヴィエ・ブラン著、辻村みよ子監訳・解説］2010年、信山社
⑬ 『比較憲法（新版）』2011年、岩波書店
⑭ 『憲法から世界を診る――人権・平和・ジェンダー〈講演録〉』2011年、法律文化社
⑮ 『ポジティヴ・アクション――「法による平等」の技法』（岩波新書）2011年、岩波書店
⑯ 『憲法（第4版）』2012年、日本評論社
⑰ 『フランス憲法入門』［辻村みよ子・糠塚康江著］2012年、三省堂
⑱ 『概説 ジェンダーと法――人権論の視点から学ぶ』2013年、信山社
⑲ 『人権をめぐる十五講――現代の難問に挑む』2013年、岩波書店
⑳ 『比較のなかの改憲論』（岩波新書）2014年、岩波書店
㉑ 『選挙権と国民主権――政治を市民の手に取り戻すために』2015年、日本評論社
㉒ 『憲法（第5版）』2016年、日本評論社
㉓ 『憲法と家族』2016年、日本加除出版

《論文》

ナンシー・フレイザーの「再分配／承認の正義」の再検討

Nancy Fraser's Theory of "Justice of Redistribution and Recognition" Reexamined

森 悠一郎　MORI Yuichiro

This article briefly reviews Nancy Fraser's theory of "Justice of Redistribution and Recognition" and then considers both criticism by Richard Rorty and Iris Young, and Fraser's response to them. Situating Fraser's theoretical position against the background of those debates, the article brings out some significant normative implications of her theory.

0．はじめに

本稿は米国のフェミニズム政治理論及び批判的社会理論の代表的存在であるナンシー・フレイザーの規範理論である「再分配／承認の正義」論を検討に付し、彼女の理論に対する批判者との論争を概観することを通じて、彼女の理論的立ち位置及びその若干の規範的意義を抽出するものである。周知の通り、フレイザーの政治理論及び批判的社会理論については既に多くの検討がなされているところである。ドイツのフランクフルト学派第二世代を代表する哲学者、ユルゲン・ハーバーマスの「ブルジョワ的公共圏」に対する「現実世界における社会的不平等を捨象している」などの批判[1]、「ポスト産業主義（post-industrialism）」の世界における「家族賃金（family wage）」に代わるジェンダー平等な生活保障制度のオルタナティブとしての「普遍的ケア提供者モデル（universal caretaker model）」の擁護論[2]などは本邦でもよく知られており既に綿密な検討がなされている[3]。本稿の検討対象である彼女の「再分配／承認の正義」論についてもその理論内容が既に批判的検討に付

されるとともに[4]、とりわけ社会保障制度の規範的指針としての有用性が検討に付されている[5]。ゆえに彼女の理論については既に論じ尽くされておりこれらの先行研究に本稿が何か付け加えるべきものはもはや残っていないかのようにも思える。

もっとも、フレイザーの「再分配／承認の正義」論は、フランクフルト学派第三世代の哲学者であるアクセル・ホネット及びポスト構造主義を代表するフェミニストであるジュディス・バトラーとの論争を中心に取り上げたものがほとんどであるところ[6]、本稿で取り上げる、社会主義フェミニストでありいわゆる「差異の政治（politics of difference）」の提唱者であるアイリス・ヤング及び、プラグマティズムを代表する哲学者であるリチャード・ローティとの間で交わされた論争についてはあまり注目されておらず、それらの論争を概観した上でフレイザーの規範理論的立ち位置について考察したものもほとんど存在しない[7]。また先述のように彼女の規範理論は社会保障制度との関連では論じられてきたものの、このような彼女の規範理論が労働法制に対していかなる示唆を与えるかという問題意識から論じている研究は（管見の限り）見られない。そして、本稿の結語にて若干程度敷衍するように、彼女の「再分配／承認の正義」論の検討を通じて抽出される規範的意義は、法理論としてのジェンダー労働法学への批判的評価指針としても、現代日本における労働法規に対する規範的改革指針としても、一定の示唆を与えると考えられる。したがって上のような理由から、本稿で行う検討はフレイザーの「再分配／承認の正義」論を巡る先行の諸論議に対して新たな知見及び視点を付け加えるものであるとともに、現代日本の労働法制に対する規範的改革指針を提供しようとする労働法学、ジェンダー法学、法哲学の理論的発展にとっても少なからざる意義を有すると考える。

上のような問題意識を背景に、以下本稿ではまず、フレイザーの「再分配／承認の正義」の理論内容を概観する。その上で次にかかるフレイザーの議論に対し批判を展開するものとして、ローティとヤングによるそれを取り上げるとともに、それらの批判に対するフレイザー自身の応答をも確認する。さらにその上で、フレイザーの規範理論の内容及び彼女の批判者への応答を

通じて明確化されるところの彼女の理論的立ち位置に照らして、かかる「再分配／承認の正義」論が有する規範的意義を若干程度抽出することを試みる。

1．フレイザーの「再分配／承認の正義」論の概要

本節ではフレイザーの「再分配／承認の正義」論を概観するが、まずは彼女が正義のパラダイムとしての「再分配」と「承認」とで何を意図しているのかを理解すべく、彼女の議論（及び問題意識）の背景をなす時代状況について略述しよう。

彼女の問題意識の背景をなすのは冷戦後の「ポスト社会主義」としての時代状況である。そこにおいて社会正義を求める運動は、資源の公正な分配といった経済的再分配を求める運動と、多数派による支配的なノルムへの同化吸収に抵抗して差異に寛容な社会を求める「承認の政治」の運動へと急速に分化しており[8]、前者の経済的再分配を求める声が後景に退き後者の「承認の政治」を求める声が支配的になるとともに、社会的正義を求める両陣営が互いに乖離し合うという状況が生じている[9]。

そのような時代状況の中でフレイザーは、今日において正義は再分配と承認の一方のみではなく、その両方を必要としているのだと論じようとする[10]。そのように論証するに当たって、フレイザーは一方の端に再分配の、もう一方の端に承認のパラダイムに適合的な社会集団の理念型を設定し、両者の間に再分配と承認の両方のパラダイムに同時に適合する社会集団を配置する二次元的なスペクトラムを構想する[11]。そして彼女は再分配のパラダイムの端にプロレタリア階級を、承認のパラダイムの端に性的少数者を、両方のパラダイムに同時に適合する集団として女性と黒人を位置付けるとともに[12]、両方の正義のパラダイムに同時に適合する集団は分配不平等と誤承認の不正義を同時に被っており、それゆえ「再分配か承認か？」という二者択一的な対応ではなく、両方を同時に追求する必要があると論じる[13]。

そしてこのような正義のパラダイムとしての再分配と承認とが既存の分

配的正義の理論[14]によっても承認の理論[15]によっても十分に包摂できないと論じた[16]後でフレイザーは、両者のパラダイムを単一の規範的枠組みの下で統合するべく「参加の平等（parity of participation）」なる上位概念に訴える。この「参加の平等」の規範によると、正義は全ての（大人の）社会構成員が互いに対等者（peers）として相互行為できるような社会的配置を要請し、それゆえこのような参加の平等を阻害するような経済的依存関係や不平等（「分配不平等の不正義」に対応）は除去されるとともに、一定のカテゴリの人々及びその人々と結びついた特性を軽視するような（対等者としての相互行為を阻害するような）意味秩序（「誤承認の不正義」に対応）は除去されることとなる[17]。

以上は純粋な規範理論的検討であったが、それでは現実世界において分配不平等を正すための再分配政策と誤承認を正すための承認政策を同時に追求した時にいかなる緊張関係が生じ得るのかが次に問われ得る。このような実践的・政治理論的問題に取り組むに当たってフレイザーは「肯定的（affirmative）戦略」と「変革的（transformative）戦略」という（不正義を治癒する手法としての）二つの理念型を提示する[18]。前者は社会制度が生む不公正な帰結を、根底にある社会構造に手を付けずに是正しようとするものであり、後者は不公正な帰結を生みだしている社会構造そのものを再編することで結果を是正しようとするものである。これらの「肯定的／変革的戦略」は分配不平等を正すための再分配政策と誤承認を正すための承認政策の両方において観念することができ、図のような四分割のマトリックスを構成する[19]。その上でフレイザーは「肯定的戦略」には難点があると論じる。すなわちまず「肯定的承認」は被抑圧集団の集団的アイデンティティを物象化してしまうことで、集団内の個々の構成員のアイデンティティの多様性を無視するとともに集団共通のアイデンティティへの同一化圧力をかけてしまうという。また、集団内での支配的勢力への従属の実態を隠蔽してしまうともいう。総じて「分離主義や抑圧的な共同体主義に容易に転換し得る」のである[20]。また「肯定的再分配」も選別主義的な分配政策の恩恵を受ける被抑圧集団の構成員を内在的に劣った強欲な存在として印象付け、分配不平等の是

正に失敗するのみならずスティグマ化・誤承認を強化してしまうという[21]。これに対して再分配と承認を同時に追求するに際しそのような弊害を伴わない「変革的戦略」としての「変革的再分配」と「変革的承認」の組み合わせの方が望ましいとフレイザーは論じるのである[22]。

	肯定的戦略	変革的戦略
再分配政策	肯定的再分配 (affirmative redistribution) リベラルな福祉国家 選別主義的 財の表面的な事後的再分配政策	変革的再分配 (transformative redistribution) 社会(民主)主義 普遍主義的 (再)生産関係そのものの再編成
承認政策	肯定的承認 (affirmative recognition) 主流派の多文化主義 貶められた集団の既存の 集団的アイデンティティへの再評価	変革的承認 (transformative recognition) 脱構築主義 既存の集団的アイデンティティを 構築している二元的コードそのものの不安定化

図 「肯定的／変革的戦略」と「再分配／承認政策」のマトリックス

(Fraser, supra note 10, p. 27の図及び Fraser, supra note 8, pp. 74–76の記述を参考に筆者が作成)

2.「再分配／承認の正義」論への批判とフレイザーによる反批判

以上前節ではフレイザーの「再分配／承認の正義」論の内容を概観した。このような彼女の規範理論の内容は相当に論争的であり、序節で言及したホネットやバトラーを始め、多方面の論者から種々の批判が加えられている[23]。本節ではそれらの批判のうち、社会正義における「承認」概念の有用性に対するローティによる批判、及びフレイザーによる「肯定的承認」批判と「変革的承認」の擁護に対するヤングによる批判を取り上げ、フレイザー自身による応答も含めて順に見ていくことにする。

(1) ローティによる批判とフレイザーによる応答

ローティは、フレイザーを（バトラーとともに）「文化的承認（cultural recognition）」概念を米国左派の政治理念の中心に据えるべきと考えている

哲学者として位置付け、かかる概念の有用性に対して疑義を呈する論を展開する[24]。彼は米国における左派リベラルが政治運動に用いてきたディスコースの歴史を辿り、それまで経済的再分配と偏見の除去を主たる目的としてきた左派のスローガンの中で、「承認（recognition）」の語が使われ始めた契機を、第二派フェミニズムの台頭に求める[25]。しかしその上でかかる「承認」が「共通の人間性への承認」ではなく「文化的差異（cultural differences）への承認」として理解される必然性について疑問を呈し[26]、偏見を除去するためであれば被差別集団特有の文化に言及せずとも、例えば「それらの人々もまた刺されたら血を流す」といった、人間としての共通の特性に訴える方法もあり得ると論ずる[27]。そしてそれにも関わらず米国の左派の間で「文化的承認」なるものが重宝された理由を、偏見の除去のための社会運動を牽引してきた多くがアカデミアであり、女性学やゲイ・スタディといった、人々の偏見を除去するための教育プログラムを市民の税金で賄われている高等教育機関に導入するべく働きかけるためには、「自らの政治目的を実現するため」といった理由を援用することはできず、（前政治的な）「文化」の研究に託けるしかなかったからであろうと推察し、そのような「文化改革（cultural revolution）」の風潮によってかえって（低賃金や失業対策といった）経済的再分配の問題が置き去りにされてしまったとして否定的評価を下している[28]。その上でローティはフレイザーの「再分配／承認の正義」論に矛先を向け、（フレイザーが誤承認の不正義の一態様として特徴付けるところの）「ステレオタイプ的な公共文化での表象や日々の生活における相互行為の中で日常的にけなされたり軽んじられたりする」[29]といった「不尊重（disrespect）」を受けないという要求に加えて「差異への承認」の要求を認めることの特別な有用性に疑義を呈し、後者の要求を充足することは前者のそれを充足するよりも困難であると言う[30]。「我々は人間としてか、そうでなければ個人としての特性や業績によって承認されることのみを欲するべき」というのがフランス革命以来の左派の中心的レトリックであり、かかるレトリックを文化的差異の重要性を強調することと折り合わせるのは困難であるというわけである[31]。続けてローティは、文化的差異を強調するよりも（刺

されたら血を流すといった）共通の人間性に訴えることの方が、これまで偏見の対象となってきた人々が同胞として扱われることに資するという自らの見解を述べた後[32]、フレイザーが承認政策として擁護するところの脱構築主義的な「変革的承認」につき、偏見を除去するためにそのような政治戦略が必要かどうかにつき疑義を呈する。階層的な二元論を「分散し移ろいでいく多様に交錯する差異のネットワーク」に置き換える脱構築戦略よりも、端的に白人の子供たちに対し、肌の色の違いなど気に掛けず（快苦のような）人間共通の属性にのみ注目するよう教育することの方が、（フレイザーが「変革的戦略」の可能条件とするところの）「現在構築されている被抑圧集団の利益やアイデンティティ」への執着からの解放に成功するだろうというのである[33]。

これらのローティによる批判に対してフレイザーは、「承認の政治は政治的に有用であり道徳的に要請されている」として反論する[34]。フレイザーはローティの「承認」批判が、「被差別集団に対する侮蔑的な表象に対抗するに際して、集団固有とされる文化的アイデンティティを確証する」ような、承認の「アイデンティティ・モデル（the identity model）」と彼女が称するところの伝統的なアイデンティティ・ポリティクスに対してなされる限りでは同意するものの[35]、彼女自身の擁護する承認の政治はそのような集団に特殊なアイデンティティへの承認を求めるものではなく、個々の集団構成員の社会的相互行為における完全な参加者としての地位への承認を求める「地位モデル（the status model）」であると応じる。そしてそのような構成員の社会的相互行為における対等者としての参加への障壁は（経済構造のみならず）文化的意味秩序でもあり得る以上、再分配だけでなく承認の政治が必要であり、さらに承認の「地位モデル」は社会的相互行為における「参加の平等」を究極の拠り所にするところ、そのような社会的相互行為における参加の平等は経済的資源の欠損によっても妨げられることから、分配不平等も不正義として認識されるため、ローティが懸念するような経済的再分配への関心が置き去りになる事態も生じないというのである[36]。その上でフレイザーはローティの立場を、社会的不正義を正すには経済的再分配と偏見の除去のた

めの改革のみで足りるとする立場として解した上で、かかる立場では不十分であると論じる[37]。すなわちまず第一に、誤承認は（人々の心理的な信念や態度としての）偏見によってではなく、社会的相互行為を規制する制度や諸実践によって主に維持されるものだから、全ての誤承認が偏見の除去によって対応できるわけではなく、人々の意識下で作用するそれらの制度自体を是正対象としなければならないと言う[38]。また第二に、全ての誤承認が共通の人間性の否定という形をとるわけではなく、集団間の差異を認識しないことからも不正義が生じるからであると言う。すなわち、支配的集団の状況に合わせて設えた規範が画一的に適用されることでも参加の平等が妨げられることがあり、かかる不正義を是正するためには差異に対応した規範を採用する必要があるというのである[39]。もっともフレイザー自身、差異への承認が自己目的化し、諸種の弊害を招くことをも承知している。しかしそれへの適切な対応は差異に無頓着な形での「普遍主義」ではなく、アイデンティティの物象化の傾向に対抗するべく、新たな承認の（脱構築的な）対立軸を付け加えることであると言う。アイデンティティというものが根本的には時を経て移り変わるものであることを強調することで、差異の承認に伴うアイデンティティの物象化の危険性を緩和するということである[40]。

⑵ ヤングによる批判とフレイザーによる応答

ヤングはフレイザーの「再分配／承認の正義」論につき、多岐に渡った批判を展開している。その批判内容についてはフレイザーの「再分配／承認」という二分法そのものを批判するなど、バトラーによるフレイザー批判とも多くの点で重なるところ、フレイザー・バトラー論争については序節で述べた通り既に多くの論稿があることから、ここではフレイザーによる「肯定的承認」批判と「変革的承認」の擁護に対する批判に焦点を絞って両者の応酬を見ていくことにする[41]。

ヤングは、フレイザーが脱差異化を求める再分配要求と差異化を求める承認要求との緊張関係を「ジレンマ」として問題設定したことにつき[42]、それを仮象問題として、被差別集団は本質主義を否定してステレオタイプを打破

すべく集団内の結束力を高めるために文化的特殊性を肯定しているのであると批判する[43]。そして特にフェミニズムにつき、女性蔑視を克服するために特殊ジェンダー化された女性性を肯定したり女性がしている無償労働の価値を肯定したりすることは女性の経済的地位の向上に資すると論じる[44]。そしてヤングは続けて、フレイザーの「肯定的承認」批判はいわゆる「差異の政治」批判と類似しているところ、ジェンダーや人種の特殊性を強調した闘争が社会分断的であると批判することは、右派の政治的アジェンダに塩を送ることになり、経済的に不遇にある人々をさらに周縁化させることになると論難した上で[45]、フレイザーのオルタナティブとしての「脱構築」的な変革的承認についてその実践的意義に疑義を呈し、差異の政治によって各々の集団が互いの特殊な視点と状況を認識して尊重し、協働し、それらの集団間で政治的連衡が形成されれば、変革的効果をもたらし得るとしている[46]。

かかるヤングによる批判に対しフレイザーは、まず既存の承認の政治と再分配の政治との分断は単なる虚偽意識でなく真正な緊張関係の所在を示すものであり、理論家は自らの擁護する社会運動に対して（無責任に）声援を送るのでなく一定の批判的距離を保つのであれば、かかる緊張関係の存在をきちんと指摘すべきであり、かかる緊張関係に伴う困難を過小評価することは現実逃避的な態度であると批判する[47]。そして、単に「文化的差異への承認を求める人々は経済的再編成を希望している」ことを指摘するだけでは足りず、そのような希望が十分に根拠のあるものかどうかが問われなければならないと言う。さらに、社会運動間の緊張関係が全ての運動を包摂した政治連衡を形成することで自動的に解決されるわけでなく、ヤングの支持する肯定的承認の政治によって変革的再分配が推進されると考える理由はないと批判し、自らの「脱構築」的な承認の方が社会経済的平等の要求と適合的であると応ずるのである[48]。

3．フレイザーの理論の立ち位置とその規範的意義

前節までで、フレイザーの「再分配／承認の正義」の理論内容を概観し、

それに対するローティとヤングによる批判（及びそれらに対するフレイザー自身の応答）を取り上げた。

前節までの諸議論を踏まえてフレイザーの理論的立ち位置をまとめよう。まず彼女は現実世界の承認の政治について、それがアイデンティティへの承認そのものを目的とする傾向があり、それゆえ経済的再分配への関心と乖離しているという懸念をローティと共有している。しかしローティがそこから正義の観点からは共通の人間性への承認のみすればよいと考えるのに対し、フレイザーは被差別集団の差異への承認も（場合によっては）要請され得ると考えている点でヤングと歩調を合わせる。フレイザーとローティのかかる差異が、「承認の正義」という視点の有用性についての見解の差異に波及する。すなわちローティが社会正義のためには共通の人間性のみ「承認」すればよいと考え、それゆえ経済的再分配と被差別集団への偏見の除去のみで足りると考えるのに対し、それらのみでは不十分と考えるフレイザーは「再分配」とは別に「承認の正義」の視点が独立に必要となると考えるわけである。現代英米圏の主要な分配的正義論との対比でも、それらが財の（再）分配の枠組みで誤承認の不正義にも対処できるとするのに対し、それらでは包摂不可能な誤承認の不正義にも対処するべく「承認の正義」の観点を独立の正義の視点としてフレイザーは設定するのである。その一方で、「承認の政治」のうち集団の特殊なアイデンティティへの承認を求めたり、その差異を積極的に称揚したりするような「アイデンティティ・モデル」や「肯定的承認」戦略に対して批判的である点で、フレイザーはヤングと袂を分かち、白人／黒人、男／女、異性愛／非異性愛といった二元的差異コードそのものを、無数に交錯する差異のネットワークという発想で、諸個人のアイデンティティの偶発性と可変性を強調することで、解体・不安定化・相対化する「脱構築」的な「変革的承認」戦略を採るわけである[49]。

以上のような理論的立ち位置を有するフレイザーの「再分配／承認の正義」論から引き出される規範的含意は何だろうか。筆者によれば、少なくとも以下の二点の規範的意義が抽出できると考えられる。

第一に、彼女の理論は再分配と承認との相互作用を概念化することを通じ

て、現実の政策にしばしば伴いがちな「選別主義」的な分配政策が有してしまう誤承認の効果に着目できるような理論枠組みを提供し得ている点である。現代社会では階級関係を規定する経済秩序と承認関係を規定する意味秩序は因果的に相互作用しているとフレイザーは言う[50]。それゆえ誤承認を正すための政策が人々の経済的地位に不可避の影響を及ぼすと同時に、分配的不正義を正すための政策も人々の承認秩序に不可避の影響を及ぼすため、ともに意図せざる効果として、誤承認を是正する過程で分配的不正義を強め得ると同時に、分配的不正義を是正する過程でスティグマ化などの誤承認の効果を強化し得るというのである[51]。分配不平等を是正しようとする政策と誤承認の不正義を是正しようとする政策との間に実践的緊張関係が生じ得るのであり[52]、彼女による選別主義的な「肯定的再分配」によるスティグマ批判はかかるメカニズムとの関係で理解できる[53]。ヤングはフレイザーの「再分配」と「承認」の二元論に対して、政治経済の物質的効果が文化と密接不可分に結びついているという認識から後退していると批判したが[54]、フレイザーから言わせれば、経済秩序と意味秩序が密接不可分に結びついており再分配を求める政策と承認を求める政策を同時に追及する際に実践的緊張関係があり得るからこそ、かかる相互干渉関係に着目するべく「再分配」と「承認」という二つの分析的視点が正義の観点から必要となるということなのである。

第二に、いわゆる「平等／差異のジレンマ」との関係での規範的含意である。法哲学者でありリベラル・フェミニズムの再定位を試みた野崎綾子は「フェミニズムのアポリア」とも言うべき「平等／差異のジレンマ」の問題の所在を（吉澤夏子の文献を引きつつ）次のように敷衍する。すなわちフェミニズムが志向する平等性は「原理的困難」を抱え、「差別されないために、差異を還元し尽くす方向性を徹底すると、平等な社会とはどういうことかという問題に関して」、「差異を消滅させる方向と、差異の隔離を目指す方向」との「対照的な二つの帰結が現れる」と言う。そして「前者の方向性は、「男なみの平等」を志向し、男女の性差を否定し「差別もろとも区別を撤廃する」という主張に行き着」き、「後者の方向性は、男性にはない女性

の特性を強調し称揚する志向性に結びつき、最終的に、「男を排斥し女だけのユートピアを建設する」という方向に結びつく」と言う[55]。そして前者の「男なみの平等」の問題性は、「男性が変わることを要求していない」ため、「ジェンダーの公平の観点からは不十分」であり、「女性を男性と同等に政治や市民社会に参加することを促進しない」点にあり、後者の「女だけのユートピア」という「分離主義の戦略」の問題性の一つは、「女性の多様性に鑑みるとき」、「現実性に乏し」く、「女性の多様性を縮減し、同化させることにつながる」点にある[56]。かかる「平等／差異のジレンマ」に対してフレイザーの理論はいかなる姿勢で臨んでいるのか。前者の「男なみの平等」に対し、フレイザー理論は問題意識を明確に示している。彼女は再分配の指針として（再）生産関係そのものの再編を目する「変革的再分配」戦略を採用することで、既存の性分業そのものを改革することを志向する。とりわけ彼女が「変革的再分配」政策として位置付けた「普遍的ケア提供者モデル」[57]は、むしろ「男性を、今日のほとんどの女性、すなわち主としてケア労働を担う人々のようになるべく誘導する」という発想に貫かれており（男性にも変わることを求めており）[58]、平等が「男なみの平等」に還元されてしまうことへの明確な批判的問題意識をそこに看取できる。彼女のかかる問題意識は先のローティとの論争にも見て取れる。「文化的承認」批判の文脈で彼は人間の共通性への「承認」を強調したが、フレイザーもまた「平等」ないし「普遍主義」を否定しているわけではない。彼女の「再分配／承認の正義」の規制理念たる「参加の平等」は（大人という限定はつくにせよ）全ての市民に対等者としての地位を承認する点で「普遍主義」的である[59]。にもかかわらず彼女が共通の人間性への承認のみでは不十分としたのは、支配的集団や多数派の利益や状況に「特殊」な属性が「普遍」性を僭称するおそれが現実に多々あるからである。ローティへの応答でフレイザーは、雇用者が有給の妊娠休暇を被用者に提供しないことや宗教上の理由による警察官の制帽着用拒否を認めないことを例として挙げているが、これらの実践はいずれも、妊娠によって職業継続を中断する心配がない性集団に属する人々、多数派宗教に属する人々に「特殊」な状況を、皆に画一的に適用することでさも「普遍」

的であるかのように表象している例として理解することができる。かかる実践をローティの立場への反例として真っ先に挙げている点に、差異に無頓着な「普遍主義」の主張が支配的集団の特殊性を隠蔽することで当の「普遍主義」の理念そのものを裏切ってしまうという「男なみの平等」の問題の核心をフレイザーが明確に意識していることがうかがわれよう[60]。後者の「女だけのユートピア」という分離主義の問題性についてはどうか。この点についての問題意識はフレイザーが承認戦略として「肯定的承認」を批判している点に看取できる。既述の通り、「肯定的承認」につき彼女は、集団的アイデンティティを物象化してしまうと難じた。そして集団内の個々の構成員の経験やアイデンティティの複雑性や多様性を否定し、集団共通のアイデンティティへの同一化圧力をかけるとともに、集団内での支配的勢力への従属の実態を隠蔽し、分離主義に容易に転化してしまうと論難したのであった[61]。かかる「肯定的承認」批判は彼女の承認の政治についての「アイデンティティ・モデル」批判と軌を一にするが[62]、それはフェミニズムの実践とどう関係するのか。ここで第二派フェミニズム論争史についてのフレイザー自身の整理に言及することがその理解に資するだろう。彼女によると米国の第二派フェミニズム内における論争史は大きく、①「ジェンダーの差異」なるものに焦点を当てていた60年代後半から80年代半ばまでの段階、②「女性間の差異」に焦点をシフトさせた80年代半ばから90年代初頭までの段階、③それ以降の「多様に交錯する差異」に焦点を当てるようになった段階に分けられると言う[63]。そして第一段階では男／女というジェンダーの対抗軸に排他的な関心が払われ、「平等派のフェミニスト」は男性との関係で女性が共通に被る従属的関係を問題視し[64]、「差異派のフェミニスト」は男性との関係で女性が共通に備える徳性及びアイデンティティを称揚する戦略をとっていたが[65]、「女性間の差異」に焦点がシフトした第二段階に移行すると、差異派のフェミニストに対しては「女性共通の徳性及びアイデンティティ」とされるものが中産階級で異性愛の白人の女性性を理想化したものに過ぎないという論難がなされ、平等派のフェミニストに対しても全ての女性が同じ仕方、同じ程度で男性に従属しているという想定が、白人の異性愛の中産階級

の女性に特有の状況を誤って普遍化しているとして疑義に付され出したと言う[66]。「女性間の差異を抑圧することで、主流派の［フェミニズム］運動はジェンダー以外の従属の軸［中略］を抑圧してきた」ことの功罪が問われ出したということである[67]。我々を分断する従属の軸がジェンダーに限られないという認識は限りなく正しい。そしてその内でジェンダーによる従属の軸のみが（他と比べて）特別というわけでないという認識もその通りである。ジェンダー以外にも従属の軸が無数にあるという認識は、女性との関係で支配的集団とされる男性も一様に特権を享受しているわけではないという認識に行き着く。現実社会で真に特権的地位に就いているのは男性の中でも一握りであるとすら言えるかもしれない。しかし他の従属の軸を抑圧し、ジェンダーの軸のみを特権化するようなフェミニズム運動はその事実を看過する。男性というだけで、彼が他の従属の軸においていかに社会的抑圧を被っていたとしても、共通の敵としてみなして連帯から排除する。フレイザーが「[ジェンダーの差異にのみ焦点を当ててきたフェミニズム］は、ジェンダー以外の従属の軸を抑圧することで、男性間の差異をも抑圧する」（傍点筆者）[68]と記すとき、そこから「女だけのユートピア」という分離主義への彼女の批判的問題意識を汲み取ることができよう。またそれが女性にとってもジェンダーかそれ以外の従属の軸のいずれかの間で忠誠を強要し、「多様な危険、多様な愛着、多様なアイデンティティの事実を否定する」[69]こととなるという彼女の認識も、女性の間の多様性を縮減するという「女だけのユートピア」への批判的問題意識を示していると思われる。第二派フェミニズムの論争史に話を戻すと、ジェンダーの軸のみが特別なのではなく、「多様な差異の軸が同時に挑戦に晒され、多様な社会運動が交錯しているような市民社会のヨリ広範な領域において、ジェンダーの闘争が行われている」という状況が認識されるにつれて、焦点は「女性間の差異」から「多様に交錯する差異」という第三段階へシフトしていったと言う[70]。そしてもはや「単一の差異の軸のみに焦点を当てた「平等／差異」の論争には後戻りできない」と結論付ける[71]。以上がフレイザーによる第二派フェミニズムの論争史の整理である。先に筆者は彼女による「肯定的承認」批判の内容に触れた。

それとほぼ同内容の批判をフレイザーは、第三段階の「多様に交錯する差異」が焦点となる時代に台頭してきた「多元主義的な多文化主義（pluralist multiculturalism）」に対しても向けているが[72]、重要なのはかかる多元主義的な多文化主義において、男性との関係で女性共通の徳性やアイデンティティを称揚する差異派のフェミニズムの核心的要素が再現されているとフレイザーが見ている点である[73]。差異派のフェミニズムが「文化的男性中心主義を中心的な不正義と見て、女性性の再評価をそれへの治癒策とする」のと同じ思考構造で、多元主義的な多文化主義は「文化帝国主義」を不正義として「全ての貶められたアイデンティティへの再評価」をそれへの治癒策としており、それゆえ「アイデンティティを実体化」し、「諸集団が互いに交じり合うことを無視し、集団横断的な相互行為や自己同一化を禁止」してしまう（「分離主義」）とともに、「既存の社会的支配関係」と結び付いた既存の集団的アイデンティティを「あるがままに良いもの」として評価してしまい、（保持すべき）良いアイデンティティとそうでないアイデンティティとの政治的判断ができない点で、両者は同じ構造的弱点を共有していると論ずるのである[74]。まとめると、「女だけのユートピア」という分離主義に対し、フレイザーは第二派フェミニズムの論争史を整理しながら、ジェンダーの従属の軸のみを特権化して、男性との関係での女性共通の経験及びアイデンティティばかりを強調する第一段階でのフェミニズムを批判的に総括することを通じて、また「肯定的承認」批判を経由して「差異派のフェミニズム」の構造的弱点を指摘することを通じて、批判的距離を保っていると見ることができる。そしてそれは彼女にとって、「差異の政治」の提唱者であるヤングからの（被抑圧集団の結束とエンパワーメントのための特別な制度の意義を認めない）「保守主義者みたいだ」[75]という皮肉を甘受してでも、譲れない一線なのである。

4．おわりに

以上本稿ではまずフレイザーの「再分配／承認の正義」論の内容を概観し

た。次にかかるフレイザーの理論に対するローティとヤングによる批判を取り上げ、それに対するフレイザー自身の応答を確認した。さらにその上で、フレイザーの規範理論の内容及び彼女の批判者への応答を通じて明確化された彼女の理論的立ち位置に照らし、このような「再分配／承認の正義」論が有する規範的意義を二点にわたって抽出した。かかる規範的意義とはまず第一に、再分配と承認との相互作用を概念化することを通じて、「選別主義」的な政策が有してしまう誤承認の効果に着目できるような理論枠組みを提供し得ているということであり、そして第二に、いわゆる「平等／差異のジレンマ」に対し、再分配の指針として「変革的再分配」を採用すること、差異に頓着しない「共通の人間性のみへの承認」という立場を採用しないことを通じて、平等が「男なみの平等」に還元されてしまうことを回避するとともに、ジェンダーの従属の軸のみを特権化して、男性との関係での女性共通の経験及びアイデンティティばかりを強調するようなフェミニズムを批判的に総括すること、「肯定的承認」批判を経由して「差異派のフェミニズム」の構造的弱点を指摘することを通じて、「女だけのユートピア」という分離主義に対しても批判的距離を保っているということである。

ではこのようなフレイザーの理論の規範的意義は、現代日本の法理論・法実践に対していかなる積極的インプリケーションを有するだろうか。筆者の考えによれば、彼女の規範理論は、法理論としてのジェンダー労働法学への批判的評価指針として、また現代日本における労働法規に対する規範的改革指針として、一定の示唆を与えると思われる。そこで最後にかかる示唆的含意につき、簡単に敷衍して本稿を締めくくることにしたい。

ジェンダー労働法学の試みとして、我が国では浅倉むつ子教授の提唱する「女性中心アプローチ（women centered approach）」が存在する。かかるアプローチは既存の労働法学が規範（norm）として市場で有償労働に従事する「男性」労働者のみを想定し、家庭内で無償労働にも従事する「女性」を対象外としている点、家族圏の労働を公共圏の労働と切り離し、出産と家事役割の重要性を中心的課題として把握しない点などを批判し[76]、それに代わるオルタナティブとしての「女性ならではの経験」[77]を中心に置く理論とし

て提唱されたものである。そのような問題意識に端を発する「女性中心アプローチ」は当然のことながら、無償ケア労働の多くを担っている女性労働者の経験に依拠して、ワーク・ライフ・バランスという女性労働者にとって切実な規範を「男女双方を対象とする重要な労働法上の基本理念と」するべく[78]、男女双方を対象とした労働時間の短縮や男女間でのケア労働の平等分担を擁護している[79]。したがって「平等／差異のジレンマ」につき、「男なみの平等」への批判的問題意識を有していると言っていい。もっとも「女性中心アプローチ」は第一義的には男性との関係での女性共通の従属的経験という、60年代後半から80年代半ばまでの第二派フェミニズムの問題機制の上に定位したものと思われるため[80]、かかる「女性中心アプローチ」が「女だけのユートピア」という分離主義を批判する理論的資源を十全に有しているか、とりわけフレイザーが整理した第二派フェミニズムの論争史に照らしてみた場合、ジェンダーの従属の軸のみを特権化して男性との関係での女性共通の経験及びアイデンティティばかりを強調するようなフェミニズムの問題機制の限界を克服し、「多様に交錯する差異」の一つとしてジェンダーの従属の軸を、他の従属の軸とともに相対的に位置付けるものとなっているかどうか[81]を見極めるためにはさらなる立ち入った検討をする必要があろう[82]。また現代日本における労働法規との関係で言えば、労働基準法（以下単に「労基法」と記す）上のいわゆる「女性保護」規定の存廃問題が挙げられよう。これらの規定は1985年の男女雇用機会均等法制定以降における見直しを経たものの、今なお労基法の若干の規定において残存している[83]。日本に限らず「女性保護」規定そのものについては、19世紀初頭のイギリスの工場法に見られるように、純粋に母体保護を目的とするものだけでなく、労働市場からの女性の排除を目的とするものも含まれていることを示す歴史学的研究が既になされているが[84]、一定の集団をターゲットにする「選別主義」的な政策がかえってその集団に対するスティグマ化といった誤承認の効果をもたらし得ることに着目するフレイザーの規範理論もまた、かかる「女性保護」規定の規範的改革指針として一定の示唆を有すると思われる。また労災補償に関わる法規として、2010年5月27日、労働災害で容貌が損なわれた

場合に支給される補償金に男女で大きな格差[85]を規定していた障害等級表に対し京都地裁で憲法14条1項違反の判決がなされ[86]、その後2011年2月1日の厚生労働省令で補償額を男女同額にする改正がなされた。改正前の障害等級表は経済的再分配の視点のみからは、女性の方が見た目を重視され容貌が損なわれた際に被る社会・経済的不利益が大きいという事実を考慮した実質平等策とも評価できてしまう一方、制度化された意味秩序にも着目すると、むしろそのような改正前の等級表は「女は容貌が重要」「男は見た目など気にするべきでない」という既存の意味秩序としてのジェンダー規範を追認するとともに行為遂行的に構築してしまうという側面をも有する。選別主義的な分配政策がスティグマ化・誤承認の効果を有してしまうという相互作用に着目できるフレイザーの「再分配／承認の正義」論は先の等級表及びその（男女同額方向への）改正への規範的評価においても一定の分析的有用性を持つように思われる。

むろん以上はいずれも、フレイザーの規範理論が現代日本のジェンダー労働法学や労働法規に対する批判的評価指針や規範的改革指針を考えるに際して一定の示唆を与えるという控えめな主張に過ぎない。これらの問題について本格的に論じるに当たっては規範理論はもちろんのこと、労働法学、社会学、歴史学、労働史学、経済史学、認知心理学などの知見を総動員しなければならないだろう。そして残念ながら現時点での筆者にはそれを遂行するだけの紙幅もなければ能力もない。後ろ髪を引かれる思いに駆られつつ、いずれも別稿に期することにしたい。

［本論文は東海ジェンダー研究所個人助成金による研究成果の一部である。］

注

1 Fraser, Nancy, “Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy,” Craig Calhoun (ed.), *Habermas and the Public Sphere*, (the MIT Press, 1992).

2 Fraser, Nancy, “After the Family Wage: A Postindustrial Thought Experiment,” her *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition*, (Routhledge, 1997), pp.

41–66.

3　ハーバーマスの公共圏理解に対するフレイザーによる批判は、谷口功一「「公共性」概念の哲学的基礎・序説」『国家学会雑誌』第114巻第５・６号（2001年）384–385ページにおいて取り上げられており、彼女の「普遍的ケア提供者モデル」の擁護論については、野崎綾子『正義・家族・法の構造転換：リベラル・フェミニズムの再定位』（勁草書房、2003年）77–80ページにおいて検討され採用されている。

4　フレイザーの「再分配／承認の正義」論の内容につきアクセル・ホネットの承認論との比較の中で詳細に紹介するものとして、水上英徳「再分配をめぐる闘争と承認をめぐる闘争――フレイザー／ホネット論争の問題提起」『社会学研究』第76号（2004年）29ページ以下を参照。また谷口功一「市民的公共性の神話／現実、そして」飯田隆他編『岩波講座哲学10　社会／公共性の哲学』（岩波書店、2009年）177–181ページは、彼女の規範理論の内「承認の正義」という視点の有用性につき疑義を呈している。

5　山森亮「福祉国家の規範理論に向けて――再分配と承認」『大原社会問題研究所雑誌』第473号（1998年）12–14ページ、山森亮『ベーシック・インカム入門――無条件給付の基本所得を考える』（光文社、2007年）104–108ページ。

6　水上前掲論文及び谷口前掲論文（「市民的公共性の神話／現実、そして」）は前者に属する。後者の論争を取り上げて論じたものとして、例えば上野千鶴子（足立真理子との対談）「表象分析とポリティカル・エコノミーをつなぐために――マルクス主義・フェミニズム・グローバリゼーション」上野千鶴子編『ラディカルに語れば…』（平凡社、2001年）277–298ページ、竹村和子「「資本主義はもはや異性愛主義を必要としていない」のか――「同一性の原理」をめぐってバトラーとフレイザーが言わなかったこと」上野千鶴子編『構築主義とは何か』（勁草書房、2001年）213ページ以下などがある。

7　ただし山森前掲論文15ページ及び竹村前掲論文246–247ページは、フレイザー・ヤング論争の存在につき若干触れてはいる。かかる論争につき比較的丁寧に検討を施したものとしては向山恭一「アイデンティティと差異――政治哲学の〈文化的転回〉をめぐって」川崎修編『岩波講座　政治哲学６　政治哲学と現代』（岩波書店、2014年）153ページ以下が存在する。しかしそこから引き出されるフレイザー（及びヤング）の立場に対する規範的評価は筆者のそれとは見解を異にする。そしてフレイザー・ローティ論争に立ち入って検討しているものは管見の限り見当たらない。

8　Fraser, Nancy, “Social Justice in the Age of Identity Politics: Redistribution, Recognition, and the Participation,” Nancy Fraser and Axel Honneth, *Redisturibution or Recognition?: A Political-Philosophical Exchange*, (Verso, 2003), p. 7. 後者の「承認の政治」を求める運動として、フレイザーは多文化主義的な民族的少数派の運動だけでなく、女性固有の差異への承認を求めるフェミニズムの要求をも含めている。

9　*ibid*., p. 8.

10　Fraser, Nancy, “From Redistribution to Recognition?: Dilemmas of Justice in a “Postsocialist” Age,” her *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition*, (Routhledge, 1997), p. 12; Fraser, supra note 8, p. 9.

11 Fraser, supra note 10, pp. 16–17; Fraser, supra note 8, p. 16.

12 正義のパラダイムとしての「再分配」と「承認」は、各々が念頭に置く不正義が根差す異なる社会構造によって区別され、再分配のパラダイムは社会の経済構造に根差した不正義（例として搾取・経済的周縁化など）に、承認のパラダイムは社会における制度化された文化的意味秩序に根差した不正義（例として不可視化・日常的な侮蔑など）に焦点を当てている（Fraser, supra note 10, pp. 13–14; Fraser, supra note 8, pp. 12–13）。フレイザーは前者を「分配不平等の不正義（injustice of maldistribution）」、後者を「誤承認の不正義（injustice of misrecognition）」と総称する。この点で女性は、資本主義社会の経済構造における有償の生産労働と無償の再生産労働との分業、（有償労働内部における）高賃金で男性が多くを占める熟練労働と低賃金で女性が多くを占めるいわゆる「ピンクカラー」の労働との分業によって「分配不平等の不正義」を被る（Fraser, supra note 10, pp. 19–20; Fraser, supra note 8, p. 20）と同時に、「男性性（masculinity）」と結びつく特性を特権化し「女性性（feminity）」と結びつく特性を低く評価するような意味秩序を体現した法制度・国家政策などを通じて「誤承認の不正義」をも被っている（Fraser, supra note 10, pp. 20–21; Fraser, supra note 8, pp. 20–21）というのである。

13 Fraser, supra note 10, p. 19; Fraser, supra note 8, p. 19.

14 フレイザーはそこにジョン・ロールズ、アマルティア・セン、ロナルド・ドゥオーキンといった英米圏を代表する平等主義的分配的正義論を含めている（Fraser, supra note 8, pp. 99–100 n. 34）。

15 フレイザーはヘーゲル哲学の影響を受けた、アクセル・ホネットの承認論を挙げている（*ibid*., p. 34）。

16 *ibid.*, pp. 26–35.

17 *ibid.*, p. 36.

18 Fraser, supra note 10, p. 23; Fraser, supra note 8, p. 74.

19 ジェンダーの不正義の文脈に即して言うと、「肯定的再分配」は「選別主義」的な社会保障プログラムである米国の「要扶養児童家族扶助（Aid to Families with Dependent Children）」（略称は「AFDC」。「受給者の多くが就労をしない（非白人の）シングル・マザーである」との批判が高まり、1996年に廃止された。）などが挙げられる（Fraser, supra note 8, pp. 64–65, 105 n. 68）。また、冒頭で挙げたフレイザーの「普遍的ケア提供者モデル」はケア労働を担う責任についての性分業を解消するという意味で「変革的再分配」として位置付けられる（Fraser, Nancy, “Social Justice in the Age of Identity Politics: Redistribution, Recognition, and Participation,” Grethe B. Peterson (ed.), *The Tanner Lectures on Human Rights*, vol. 19, (University of Utah Press, 1998), pp. 57–65）。承認政策については、「肯定的承認」の例として集団としての女性の美徳を称揚する「文化主義的フェミニズム」が（Fraser, supra note 10, p. 29）、「変革的承認」の例として二元的な性別コードそのものを不安定化させる「脱構築主義的フェミニズム」の戦略が挙げられる（*ibid.*, p. 30）。

20 Fraser, supra note 8, p. 76.

21 *ibid.,* pp. 76–77.

22 *ibid.*, pp. 77–78. 但し彼女は「変革的戦略」についても現在構築されている被抑圧集団の利益やアイデンティティからかけ離れており、実効性の点で難点を抱えると述べる。そして「肯定的」と目される戦略もラディカルかつ継続的に追求されたならば「変革的」効果をもたらし得るとして、両者の中間の選択肢として「非改革的改革（nonreformist reform）」なるオルタナティブを提示するに至る（*ibid.*, p. 79）。もっとも彼女がそこで提示する再分配政策の例としての無条件的ベーシック・インカムはその普遍主義的性格ゆえに「変革的再分配」の範疇に入れ得るし、承認における「非改革的改革」としての「ジェンダー化された社会的役割と闘うべく女性をエンパワーする方法として敢えて女性性を称揚する」という「戦略的本質主義（strategic essentialism）」（*ibid.*, pp. 80–81）に対しても、その有効性に対して彼女自身が懐疑的な立場を採っているため（*ibid.*, p. 108 n. 94）、本稿では紙幅の都合上立ち入らない。

23 フレイザーの、「再分配」と「承認」は二つの独自の相互非還元的な規範的正義のパラダイムを構成するという立場に対し、ホネットが「承認一元論」の立場から応答するものとして、Honneth, Axel, “Redistribution and Recognition: A Response to Nancy Fraser,” Nancy Fraser and Axel Honneth, *Redisturibution or Recognition?: A Political-Philosophical Exchange*, (Verso, 2003), p. 110ff を参照されたい。また、フレイザーに対する各論者からの批判（及び彼女による応答）をまとめたアンソロジーとして、Olson, Kevin (ed.), *Adding Insult to Injury: Nancy Fraser Debates her Critics*, (Verso, 2008) が存在する。

24 Rorty, Richard, “Is “Cultural Recognition” a Useful Concept for Leftist Politics?,” *Critical Horizons*, Vol. 1, No. 1, (2000), p. 7.

25 *ibid.*, p. 9. 第二派フェミニズムの台頭とともに「承認」のタームが当事者によって使用され始めた理由としてローティは、女性は、黒人やユダヤ人のように、スケープゴートとして殲滅の対象とされていたわけではないから（むしろ「使用価値がある（useful）」と男性たちによってみなされていたから）、彼女たちの被る屈辱（humiliation）を（男性による）「偏見（prejudice）」として記述することは実態にそぐわなかったからであろうと考察している（*ibid*., pp. 9–10）。

26 *ibid.*, p. 10.

27 *ibid.*, pp. 10–11.

28 *ibid.*, pp. 11–13. このようなローティによるいわゆる「文化左翼（Cultural Left）」批判は、Rorty, Richard, *Achieving Our Country: Leftist Thought in Twentieth-Century America*, (Harvard University Press, 1998）においても展開されている。

29 Fraser, supra note 10, p. 14.

30 Rorty, supra note 24, p. 13.

31 *ibid.*, p. 14.

32 *ibid.*, p. 15.

33 *ibid.*, p. 16.

34 Fraser, Nancy, “Why Overcoming Prejudice is Not Enough: A Rejoinder to Richard Rorty,” *Critical Horizons*, Vol. 1, No. 1, (2000), p. 23.

35 *ibid.*, p. 23.

36 *ibid.*, pp. 23–24.
37 *ibid.*, p. 25.
38 *ibid.*, pp. 25–26.
39 *ibid.*, p. 26.
40 *ibid.*, p. 27.
41 「再分配／承認」の二分法に対するヤングの批判としては、フレイザーが政治経済を文化と完全に対立するカテゴリとして描くことで、現実世界のフェミニストや反人種差別主義者やゲイ運動家などが承認要求をそれ自体目的として行っていると（誤）表象してしまい、彼（女）らが文化的承認を政治経済的正義のための手段として用いているという現実を歪めて伝えてしまうという批判をしている（Young, Iris Marion, "Unruly Categories: A Critique of Nancy Fraser's Dual Systems Theory," *New Left Review*, 1: 222, (1997), p. 148）。また、再分配を承認と対立させることは、政治経済の物質的効果が文化と密接不可分に結びついているという認識から後退していると批判している（*ibid.*）。前者の批判につきフレイザーは、「承認を求める政治運動が差異への承認自体を目的として、経済的再分配を求める政治運動から乖離している」というのは「ポスト社会主義」の現状認識であって、自身が勝手に作り出した仮象の対立軸ではない（そして自身は両運動をともに推進することができないとは考えていない）という趣旨の応答をなしている（Fraser, Nancy, "A Rejoinder to Young," *New Left Review*, 1: 223, (1997), pp. 126–127）。また後者の批判については、自身は経済と文化をそれぞれ別個の領域に属する実体的な区分として考えているわけではなく、いずれの領域においても問題となり得る分析的な二つの観点（「パースペクティブ的二元論（*perspectival duality*）」）と考えており、文化的承認の要求が分配的含意を持ち、経済的再分配の要求が意味秩序に影響を及ぼすという相互作用を説明できているという趣旨の応答をなしている（*ibid.*, p. 128）。
42 したがって、以下のヤングによる批判は厳密にはかかるフレイザーによる「再分配と承認のジレンマ（redistribution-recognition dilemma）」（Fraser, supra note 10, p. 16）という問題設定に対するものであって、フレイザーが「肯定的承認」を批判し「変革的承認」を採用したことに対して直接向けられたものではない。しかし後述のようにヤングは「脱構築」的な変革的承認を批判しており、明らかに肯定的承認を擁護していることから、フレイザーの「肯定的承認」批判及び「変革的承認」擁護への批判として位置付けることも正当化されよう。その後フレイザーは「再分配の脱差異化傾向」対「承認の差異化傾向」という問題設定を放棄し、承認の政治につき差異化傾向と脱構築傾向の二通りがあると特徴付けている（Fraser, supra note 8, p. 15）。
43 Young, *op. cit*. p. 158.
44 *ibid.*, p. 159.
45 *ibid.*, p. 160.
46 *ibid.*
47 Fraser, supra note 41, p. 129.
48 *ibid.*
49 諸個人を区別する差異のコードが無数に存在し、その差異の軸のいずれにどれだけア

イデンティティを見出すかも人それぞれ異なるとすると、無数に交錯する差異のネットワークによって人々のアイデンティティの偶有性と可変性を強調する「脱構築」的な戦略は、最終的に人々を個人単位まで解体し、「個人レベルでの多様性の尊重」に帰してしまうのではなかろうか。そうかもしれない（そして、それで良いのかもしれないという考えに筆者は傾いている）。この問題については別の機会にあらためて検討したい。

50 Fraser, supra note 19, p. 39.

51 *ibid.*, pp. 47–49, 51–53.

52 *ibid.*, p. 47.

53 かかるフレイザーの「肯定的再分配」批判は、分配政策が承認秩序に悪影響を及ぼすことに向けられた批判であるが、逆に承認政策が経済的地位に悪影響を及ぼす例として彼女は、女性を性対象化する意味秩序を改革すべく売春やポルノグラフィを禁圧する取り組みがかえってセックス・ワーカーの経済状態に負の効果を及ぼしてしまうことを挙げている（Fraser, supra note 19, p. 49）。

54 Young, supra note 41, p. 143.

55 野崎、前掲書、21–22ページ。

56 前掲書、27–28ページ。

57 Fraser, supra note 19, pp. 57–65.

58 Fraser, supra note 2, p. 60.

59 cf. Fraser, supra note 8, p. 45.

60 もっともこのようなフレイザーの批判がローティの「普遍主義」に対する決定的な論駁たり得るかどうかについては、なおも慎重な検討を要する。ローティからすれば、そのような支配的集団に「特殊」な状況に誂えた規範を画一的に適用することは「共通の人間性への承認」という規範の現実的適用を誤ったものに過ぎず、自らの規範原理そのものを論駁する反例たり得ないと応ずる用意があろうからである（プラグマティストである彼が規範的主張の実践的効果を全く無視できるどうかは別として）。両者のいずれの立場に分があるかを判断するためには一度二人の論争を離れ、規範的原理の身分（その内容が現実世界の一般的事実にどの程度依存するのか、理想理論か非理想理論か）についてのさらに立ち入った哲学的検討をしなければならないように思われる。

61 Fraser, supra note 8, p. 76.

62 Fraser, Nancy, “Rethinking Recognition: Overcoming Displacement and Reification in Cultural Politics,” *New Left Review*, 2: 3, (2000), pp. 112–113.

63 Fraser, Nancy, “Multiculturalism, Antiessentialism, and Radical Democracy: A Genealogy of the Current Impasse in Feminist Theory,” her *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition*, (Routhledge, 1997), p. 175.

64 このような書き振りから、ジェンダー不平等を「同一性／差異」の次元でなく、女性の男性に対する支配従属関係として把握するキャサリン・マッキノンのようなラディカル・フェミニストもまた、ここでのフレイザーの整理では「平等派のフェミニスト」に分類されているということだろう。

65 *ibid.*, pp. 175–177.
66 *ibid.*, pp. 178–179.
67 *ibid.*, p. 179.
68 *ibid.*
69 *ibid.*
70 *ibid.*, p. 180.
71 *ibid.*, p. 187.
72 *ibid.*, pp. 184–185.
73 *ibid.*, p. 185.
74 *ibid.*
75 Young, supra note 41, p. 158.
76 浅倉むつ子『労働法とジェンダー』（勁草書房、2004年）25–26ページ。
77 浅倉は米国のラディカル・フェミニストであるキャサリン・マッキノンに倣って「女性ならではの経験」を、無償労働と有償労働の二重負担・性対象化・ハラスメントといった「構造的不利益」を被る経験として同定している（浅倉、前掲書、9–11ページ）。
78 浅倉むつ子『労働とジェンダーの法律学』（有斐閣、2000年）480ページ。
79 浅倉、前掲書（『労働法とジェンダー』）、27ページ。
80 浅倉が自己のジェンダーの視座から既存の労働法学批判を試みるに当たって真っ先に着目した「現代フェミニズムの言説」が、「六〇年代後半以降」に浮上した「マルクス主義フェミニズム」であること（浅倉、前掲書（『労働とジェンダーの法律学』）、4ページ）、浅倉が70年代から80年代にかけて脚光を浴びたラディカル・フェミニストであるマッキノンの「支配のアプローチ」を、自己の「女性中心アプローチ」と通底すると述べていること（浅倉、前掲書（『労働法とジェンダー』）、50ページ）も、彼女のジェンダー労働法学が第一義的にはその時代の第二派フェミニズムの問題機制の上に定位したものであることを推測させる。
81 一例を挙げると、浅倉は現行法上女性に限定されている（保健師助産師看護師法第3条）助産師の受験資格を男性にも拡大することに対して「女性の羞恥心への配慮」を理由に消極的な立場を採るが（浅倉、前掲書（『労働とジェンダーの法律学』）、384–385ページ）、このような姿勢がジェンダーに基づく職域分離を追認することにならないかという懸念に加え、「女性の羞恥心」が「男性はすべからく女性を性対象として視る」という女性の側の認識に基づいているとすれば、性犯罪の前歴の有無、性的指向（ゲイやノン・セクシャルの男性も存在する）などに関わらず一律に「男性」というだけで助産師の受験資格から排除することを容認することは、「男性間の差異を抑圧」（Fraser, supra note 63, p. 179）することにならないかという懸念にもつながる。既存の集団的アイデンティティが往々にして「既存の社会的支配関係」と結び付きがちである（*ibid.*, p. 185）という先のフレイザーの洞察は、「女性共通の経験」なるものに基盤を置く「女性中心アプローチ」が無意識のうちに異性愛主義的なセクシュアリティを特権化していないかどうかを批判的に吟味する視座を与えるように思われる。

82　この点に関連して、本稿の草稿に対して匿名の査読者より、筆者はフレイザーが「女性中心アプローチ」を批判していると述べているが賛同しかねる、という趣旨のコメントを付されたが、筆者もフレイザーが「女性中心アプローチ」（の問題意識）を全面否定しているとまでは考えていない。再生産関係を再編するべく「変革的再分配」を採用するフレイザーが、性分業を可視化することに貢献した「女性中心アプローチ」に一定の意義を認めることは想像に難くない。問題はむしろ「女性中心アプローチ」の背景をなす70年代から80年代のフェミニズムの問題機制だけで十分かということである。そして先に見たフレイザーによる第二派フェミニズムの論争史の整理及び60年代後半から80年代半ばまでの第一段階のフェミニズムの問題機制に対する彼女の批判的総括に鑑みれば、かかる批判的総括の上に構想された彼女の規範理論が「女性中心アプローチ」に対する批判的評価指針を提供し得ると考えることには十分な理由があると思われる。

83　現行法上、①生理日の休暇規定（労基法第68条）、②重量物取扱業務、有害ガス・粉じん発散場所での業務禁止規定（労基法第64条の 3 第 2 項、女性労働基準規則第 3 条）、③坑内労働の一部の業務についての禁止規定（労基法第64条の 2 第 2 号、女性労働基準規則第 1 条）がなお存在している。

84　例えば、オークレー、アン『主婦の誕生』岡島茅花訳（三省堂、1986年）参照。

85　労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 。「女性の外ぼうに著しい障害を残すもの」は「第 7 級」とされ、当該障害の存する期間 1 年につき給付基礎日額の131日分の障害補償年金が支給されるが、「男性の外ぼうに著しい障害を残すもの」は「第12級」とされ、給付基礎日額の156日分の障害補償一時金が支給されるにとどまっていた（君塚正臣「男性にとってのジェンダー法――弱き者、汝の名はさて誰なのか」犬伏由子・井上匡子・君塚正臣編『レクチャージェンダー法』（法律文化社、2012年）239ページ）。

86　京都地裁平成22年 5 月27日判時2093号72頁。

《論文》

「性差」を極小化する

――女性医師 C. D. モージャーのフェミニズム

Minimizing “Sex Differences”: The Feminism of C. D. Mosher

横山 美和　YOKOYAMA Miwa

This article analyzes Dr. Clelia Duel Mosher’s critique of the notion of “sex differences” in turn-of-the-twentieth-century America. Mosher (1863–1940) questioned “sex traditions” that linked menstruation to physical incapability in women. Furthermore, she studied effects of clothing and exercise on the body. Demonstrating that “sex differences” were not based on fixed characteristics, Mosher promoted women’s emancipation.

はじめに

本稿は、19世紀末から20世紀前半の米国で活動した女性医師クレリア・デュエル・モージャー（Clelia Duel Mosher 1863–1940）による、当時の性差認識に対する批判を検討するものである。

近年、生物学的性差も歴史的に構築されているとするジェンダー概念により、様々な文化や時代の「身体」や「性差」の捉え方について盛んに研究が行われている。西欧では、ギリシア時代から長らく女性身体は男性身体の「出来損ない」と考えられていた。性別は成人男性を完成型とした1つしかなく、女性は完成型になることができなかった男性として捉えられていた。18世紀終盤の独立革命やフランス革命の頃から、身分制の廃止と市民への主権譲渡とともに社会が大きく再編され、性別を基盤とした社会になっていく。男性と女性は対の異なる性として考えられるようになるが、平等になったわけではなく、女性は子を産み育てる能力が称揚されるかわりに改めて私

的領域に位置づけられ、法的権利の剥奪が正当化されていったことが歴史家たちによって論じられている（シービンガー、小川・財部訳、1996; ラカー、高井・細谷訳、1998）。

19世紀後半においては、特に、月経という生理現象が政治的関心の的となった。思春期になると定期的に現れる生理現象は、女性を様々に特徴づけるものとみなされ、その体外に血液を流出させるという性質から種々のマイナスイメージを付与された。1840年代に定式化されたエネルギー保存則の流行の故に、女性が身体の持つ有限なエネルギーを否応なく毎月浪費するように見えることは、「病理的」とされた。月経は、女性の不安定性や病弱性を示すとされ、女性が男性とは同じように高等教育を受けることや、労働をすることができない根拠とされていった（荻野、2003: 163–176）。

性別や性差の社会構築性という観点で見れば、これまで多くの歴史家が暴いてきたような男性知識人たちの言説のみならず、医師などの女性知識人たちの言説も注目に値する。19世紀後半より、参政権や高等教育を求める第一波フェミニズムの興隆を背景に、女性が科学へ本格的に参入し、既存の科学知が再検討されてきた。米国においては、1849年にエリザベス・ブラックウェル（Elizabeth Blackwell 1821–1920）が女性として初めて医学校を卒業した医師となり、自ら医科大学を設立して女性医師を育て始めた。ブラックウェルを始めとし、女性医師たちは男性中心で作り上げられてきた医学や生物学の知識に疑問を呈した。特に、性別に関わる生物学的知識は、男女の役割分業や不平等を正当化する根拠として利用されてきたことから、その再検討は女性にとって重要な作業であった。現代科学論においては、フェミニズムなどの非認知的価値より生み出された理論によって、既存の理論が持つ隠された前提を浮かび上がらせることができることは有効であるとされる（ブラウン、青木訳、2012: 343–352）。しかし、これまでの研究では、月経と高等教育や社会への女性の進出を巡る論争の研究において、女性医師たちの果たした役割や、女性医師の間にある差異は十分に検討されていない。モージャーは先達の女性医師メアリ・パトナム・ジャコービー（Mary Putnam Jacobi 1842–1906）の議論の流れを受け継いだ人物と目されているが（Griego,

1983: 124–125)、モージャーとジャコービーの主張[1]の差異については、よく考察されていない（Vostral, 2008）。

本研究で取り上げるモージャーは、スタンフォード大学の歴史学者カール・デグラー（Carl Degler 1921–2014）が、1970年代に大学のアーカイブより性行動に関する彼女の未発表資料を発見したことから、特にジェンダーに関する歴史学者の間で有名になった。その資料はモージャーが生前45人の女性を対象に調査した性行動に関するものであり、キンゼイ報告より40年以上も前に行われた調査として話題を呼んだ。その調査の分析によって、ヴィクトリア朝の女性は考えられていたよりも性に対して積極的な意識を持っていたことが明らかになった（Degler, 1974）。さらに、その調査は当時の産児制限に対する意識などを知る貴重な資料ともなっている（Brodie, 1997）。デグラーの教え子にあたるグリーゴー（Elizabeth Griego）は、モージャーの生涯や研究について貴重な伝記的研究を残している（Griego, 1983）。しかし、モージャーの行った月経や性差の研究に関して、19世紀後半からの月経を巡る議論の中の彼女の位置づけについてはよく検討されていない。

モージャーは同僚の社会学者メアリ・ロバーツ・クーリッジ（Mary Roberts Coolidge）より「科学的フェミニスト」と称されたように（Coolidge, 1941）、科学の面から女性の解放を支えようとした人物である。モージャーは、男性と女性の差異と考えられるものが果たして本質的なものであるのかを問い、様々な調査を行っている。

本稿では、モージャーが月経を始めとした「性差」とされたものをどのように捉え、どう再構築しようとしたのか、彼女の論文や著書から考察していきたい。第 1 節では、まず19世紀後半から20世紀転換期の時代背景とモージャーの経歴を述べる。第 2 節では、「性差」の社会構築性に関するモージャーの主張について考察する。第 3 節では、物質的次元での「性差」に関するモージャーの主張を考察する。

1．時代背景とモージャーの経歴

1–1．時代背景――「周期的無能力者」としての女性

モージャーがなぜ月経を中心とした性差の研究に取り組んだのか、ここではその時代背景を述べる。

19世紀半ばより、医学における月経に対する考え方は大きく変容した[2]。それまで、月経は、生殖のための栄養が妊娠しなかった場合に体外に流出する現象として捉えられていた。それは穏やかな生理現象であり、体液のバランスを保つ機能の一部として、鼻血や痔と同じようなものと考えられていた。しかし、1840年代に、哺乳類の発情期の自然排卵現象が観察されて以来、人間の定期的に起こる月経は下位哺乳類の発情期に相当し、人間においては月経時に排卵が起こっているに違いないと考えられるようになった。周期的に卵胞が発達し排卵する刺激が神経に伝わり、子宮に充血を引き起こし、破裂と出血をもたらしてしまうと考えられるようになった。すなわち、月経は排卵の結果起こると考えられるようになっていったのである[3]。月経は痛々しいイメージに取って代わられ、女性は毎月月経によって苦しめられる存在として考えられるようになる。当時の生殖生理学の進展に刺激を受けたフランスの歴史家ミシュレ（Jule Michelet）が、月経時前後の傷が残る時間も含め、「28日のうち15から20日（ほとんど常にと言ってよい）は、女性は病人というだけでなく怪我人なのである」（Michelet, 1860: 42）としたことは、そのイメージを端的に表している。女性は月経があるが故に労働には適しておらず、家庭内に留まるべきであるとミシュレは主張した。イギリスの動物学者ウォルター・ヒープ（Walter Heape）は月経時の子宮の様子について次のように述べた。「〔月経後は〕ずたずたの組織の残骸、裂けた腺、破れた血管、ぎざぎざになった基質の端、血球の塊が残される。外科治療をしなければ満足に治癒できないのではないかと思えるほどである」（E. Martin, 1992: 35に引用）。

そのような、女性は病人であるという言説が流布する中、アメリカにおいては、1870年代、女性の月経に関して社会的に大きな注目が集まった出来

事があった。1873年、元ハーヴァード大学医学校薬物学教授のエドワード・H. クラーク（Edward H. Clarke 1820–1877）は、著書『教育における性別、あるいは、女子のための公平な機会』（*Sex in Education; or, A Fair Chance for Girls*. 初版1873年）において、女性は月経時安静にしなければ健康を害し、将来不妊になると主張し、物議を醸したのである。平易な文章で書かれた一般向けの書であるそれは、瞬く間にベストセラーとなり、17版を重ねるまでに至った（Wilson, 1999: 962）。クラークの主張の骨子は、女性は月経機能を管理しなければならず、男性と同じやり方で高等教育を受けるべきではないため、別学にせよということであった。女性の生殖器の発達にとって代謝物の排泄、すなわちクラークの考える月経機能は欠かせない物であり、身体の有限なエネルギーを頭脳ではなく月経機能に集中させるべきである、というのであった（横山、2007）。クラークの主張を発端として、「女性は健康を犠牲にして高等教育を受けている」という言説が流布することとなった（Talbot and Rosenberry, 1931: 116–118）。この主張に対し、白人中産階級を中心に賛否両論の議論が巻き起こった。翌年には4冊もの反論書が出版されたほか、新聞、批評誌、女性クラブ機関紙などを舞台に賛成、反対の論が展開された。

批判の中でも、医学専門家として詳細な反論を行ったのは、女性医師ジャコービーであった。ジャコービーは、『月経中の女性の安静に関する問題』（*The Question of Rest for Women during Menstruation*. 1877）において、アンケート調査や実験、理論的検討から、栄養状態が正常であれば、月経中といえど安静にする必要はないという結論を提示した。この書籍の元となった論文はハーヴァード大学医学校の懸賞論文においてボイルストン医学賞を受賞したが、月経中の女性は安静にすべきか、女性は高等教育を男性と同じように受けることができないのか、という論争は幕引きとはならなかった（横山、2012; 2013）。

クラークの高等教育における月経休暇導入の主張は、産業界にも影響を与えた。1875年、マサチューセッツ労働統計局の委員を務めていたエイゼル・エイムズ医師（Azel Ames）は『産業における性別：労働者少女への願い』

(*Sex in Industry: A Plea for Working-Girls*, 1875) を出版し、発達中の若年少女の母性保護のため、労働における月経休暇の必要性を訴えた。産業界における女性と男性の異なる扱いについては、女性運動家や知識人からほとんど反対意見は出ず、この意見を擁護する運動から女性の保護規定の制定に繋がっていったとされる (Newman, 1999; Vostral, 2008)[4]。

1890年代からは、心理学や社会学の台頭があり、「生まれか育ちか」という議論が活発となった。知的能力などの性差についても教育や環境が原因と考える環境論者が活躍するようになる。しかし、当初は環境論者も肉体的性差にまでは踏み込むことは少なかった (Rosenberg, 1983: xvii)。

20世紀に入ってからも、女性には月経があるがゆえに周期的に無能力になり、高等教育や労働に適していないという言説は力を奮っていた。しかし、1917年にアメリカが第一次世界大戦に参戦すると、女性が労働力として動員されなければならない事態となる。結果として、女性たちは男性なき後の労働の多くをこなし、終戦後の1920年には、アメリカでは女性参政権が付与されることとなった。

1–2. モージャーの経歴[5]

クレリア・デュエル・モージャーは、1863年、ニューヨーク州オールバニー市で、コーネリアス・デュエル・モージャーとセアラ・ブリットとの間に、 3 人姉妹の次女として生を受けた。父親のコーネリアスは、フランスのプロテスタントを祖先に持つ医師であった。母親のセアラはイギリス系移民の子孫で、アメリカの愛国女性団体である「アメリカ革命の娘たち (Daughters of American Revolution)」会員となるような、愛国主義者であった。母親の愛国主義的傾向は娘のモージャーにも色濃く影響を与えた。

モージャーは1881年にオールバニー女性アカデミーを卒業後、体調が優れず自宅へ戻った。その間に父親の勧めで花屋を開業し、大学で学ぶための資金を稼いだ。 8 年後ウェルズリー大学に入学するも、再び体調を崩し 2 年生の時に退学することとなった。その後復調し1891年にコーネル大学に入学、昆虫学を学んだ後、1892年までウィスコンシン大学でも勉学に励んだ。

性行動に関する調査はウィスコンシン大学の学生時代に開始されたものである。その後、西海岸へ赴きスタンフォード大学に進み、学業の傍ら衛生学の助手を務めながら、1893年に動物学学士を取得し、1894年に女性の呼吸法に関する論文によって生理学修士の学位を授与された。

モージャーにとって、オールバニー女性アカデミーを卒業後、体調不良からすぐに大学に進学できなかったことや、ウェルズリー大学を中退せざるを得なかったとき、あたかも女性が高等教育によって体調を崩すという言説の証明をしてしまったような悔しさがあったに違いない。コロンビア大学の提携女子校であるバーナード・カレッジの創設の立役者アニー・ネイサン・マイヤー（Annie Nathan Mayer）によれば、女子学生は健康でいるようにと切望されたという。「体調不良のためにカレッジを退学せざるを得なくなった1人の少女は、一ダースの男子学生や、二ダースの上流階級の少女の衰弱よりも、注目をひいた」（Meyer, 1935: 72）という。女性が高等教育の中で体調を崩すとすれば、女性特有の身体的な特徴故なのか、他に原因があるのかを知ることは、モージャーの最重要テーマの一つとなっていく。

1896年、モージャーは医師となることを目指してジョンズ・ホプキンス大学医学校へ入学した。ジョンズ・ホプキンス大学は1873年に開設された私立の大学院大学で、医学校は1893年に共学として開学した。女性医科大学や、州立の共学大学等で女性の入学受け入れは行われていたものの、ハーヴァード大学など多くの名門大学が軒並み女性の医学部入学を拒否していたことは、当時女性運動家たちに問題視されていた。女性の医学部入学拡大を目指す女性医師たちや教育家、篤志家などが寄付金と引き換えに女性入学を許可するようキャンペーンを繰り広げ、ジョンズ・ホプキンス大医学校は共学校として出発することとなった。

1900年に医学士（M.D.）の学位を取得したのち、1年間ジョンズ・ホプキンス大学診療所の通勤医師を務め、その傍ら、当時著名な婦人科医であったハワード・ケリー（Howard Kelly）のサナトリウムで助手として勤務した。しかし、女性医師の下で働く男性がいないだろうと言われ、その後カリフォルニア州に戻りパロ・アルトで開業し、9年間診療を行ったのち、1910年、

スタンフォード大学にて、個人衛生学の助教、女性のための医学アドバイザー、およびローブル体育館監督者に就任した。

女性が入学できる共学医学校は増加しつつあったものの、アカデミックな医学界では男性の寡占状態は続き、教育・研究職としての女性の登用はまだ遅れていた。共学校ではモージャーのように、女性の健康管理のための住み込み医師のような役割として採用されることがほとんどであった。衛生学は「女の仕事」として、男性教員たちに軽蔑されていた。彼女の従姉であるイライザ・モージャー（Eliza Mosher）は、1896年にミシガン大学の衛生学教授および文学部女性部部長として採用されたが、地位が低いため依頼を受けることを当初ためらったという。しかし、イライザは就職後は厳しい教師として名を馳せ、また、クレリアは安定した研究費を求めていたこともあり、衛生学教師や健康管理の職務に真剣に取り組んだ。モージャーは医師や大学の医療アドバイザーとしての立場を活用し、25年以上にわたって1907名以上、のべ12,000回以上の月経に関するデータを収集した。一方で、女性医学校が教育職として女性を登用し、女性医師に重要な研究・教育の場を提供したが、20世紀初頭に女性医学校が減少すると、多くの女性医師は医学界で再び苦境に立たされることとなった（Morantz-Sanchez, 2000: 156–159）。

1917年に米国が第一次世界大戦に参戦した際は、モージャーは医師として貢献することを望んだが、女性医師は軍に正式に所属することが不可能であったため、米国赤十字に参加した。フランス・パリで小児部門医療調査員および、難民支援部門の準医療監督として務めた。1919年に米国に帰国し、スタンフォード大学で復職した。引退する直前の1928年に、ようやくスタンフォード大学では 3 人目となる女性の教授となった。

1900年代には米国医学会や米国科学振興協会のフェローにもなり、1927年の『米国の科学者』第 4 版にも名が掲載された（Zieff, 2010: 1225）。『米国の科学者』は原題が *American Men of Science* であることにも、科学は男性が行うものであるという認識が現れている。そこに掲載されたモージャーは、女性としては科学で成功した方であっただろう。1929年に引退してから、同大学の名誉教授となり、1934年には、ミルズ・カレッジより名誉博士号

を授与された。パロ・アルトで余生を過ごし、1940年に亡くなった。生涯独身であり、友人は少なく、架空の友人に宛てて手紙を書くなどしたような、孤独を感じながら過ごした人生であった。

2.「性差」の社会的構築性

2–1. 血圧と月経の再解釈

では、ここから、モージャーがどのように「月経」について解釈を行っていったか、先達のフェミニスト医師であるジャコービーとの差異から検証していく。

モージャーより20年ほど前から活躍していたジャコービーは、男性中心の医学界が作り上げてきた、月経を「病理的現象」や「エネルギーを奪う負荷的現象」として見る医学的議論を批判し、女性には、「付加的栄養のリズミカルな多寡変動」があるとする理論を打ち立てた。ジャコービーは、月経は、徐々に女性体内に蓄積した付加的な栄養素が、妊娠しなかったときに排出される、正常な生理現象であるとした（Jacobi, 1877）。「はじめに」で触れたように、モージャーはジャコービーの議論を継承していると考えられているが（Griego, 1983）、テキストを精読すると、必ずしもそうとは言えないところがある。例えば、ジャコービーの理論のうち、血圧に関する見解についてモージャーは実験の結果、真正面から異を唱えている。ジャコービーは、6人の女性被験者の体温、心拍、筋力、尿中の尿素の排出量の計測と、8人の女性被験者の脈波の計測を行っていた。その結果、血圧や体温、尿素の排出量は周期的に高くなり、脈拍が上昇、月経開始後に下がるということを見出した。この結果を受けて、ジャコービーは、女性には周期的な血圧の変化があるとし、女性の体内においては生殖のための付加的な栄養素が徐々に体内に蓄積するため、わずかに血圧が変動するとした（Jacobi, 1877）。

ジャコービーが打ち出した理論は、婦人科学者の注目を集めることとなった。翌年には、ジョン・グッドマン医師により類似の理論が提示されたほか（Goodman, 1878）、ジャコービーの実験データを検証した W. M. スティーヴ

ンソン医師も「月経変動」があると結論づけた（Stephenson, 1882）。しかしながら、ジャコービーが付加的な栄養素の変動でありわずかな変動と考えていたものは、誇張して捉えられるようになっていった。女性はこの生理的変動によって翻弄されるのだと主張する医師たちも現れた（Engelmann, 1891: 11–14; Van de Walker, 1903: 72–81）。

こうした、ジャコービーが「女性に特有の備え」と捉えなおした生理的変動が、誇張されていく様子をモージャーはもどかしく見ていたに違いない。そこで、モージャーは、女性 9 名、男性 5 名の協力を得て血圧の測定を行った。ジャコービーの実験では、女性被験者のみで男性被験者という対象群がなかったことが問題であったが（横山、2013）、少なくともモージャーの実験はこの問題をクリアした。結果として、モージャーは、女性にも男性にも、一定の間隔で血圧の上昇と降下が見られることを見出したと主張した。さらに、多くの女性では月経前に血圧の降下が見られたが、血圧の周期的な変化自体は両性に見られるのであり、血圧が低い時には両性とも病気にかかりやすくなったように見えたとする。例えば、消化不良の傾向がある男女は、血圧の低い時にその不調になりやすい。したがって、モージャーに言わせれば、月経時の困難と考えられているような不調の多くは、全身の血圧が低下したことによる不調なのであって、月経困難症でもなんでもない。「女性はこの正常な生理的機能［月経］によって苦しみ、無力になるものである」と考える「慣習（tradition）」（Mosher, 1901: 179）が、血圧低下による不調を月経に由来すると考えてしまうのだとする。

それまで、女性の月経に関するアンケート調査は、ジャコービーのものを含めいくつか存在した。フランスのブワモンの調査においては77％、ジャコービーの調査では46％、アメリカの婦人科学者ジョージ・W. エンゲルマンの調査では30–95％が月経困難症を抱えているとする。しかし、モージャーは、当の女性においても、これらの調査でも、血圧低下による不調と月経困難を分けて考えることができていないため、月経困難に苦しむ女性の割合が不必要に高く示されてしまうと批判した（Mosher, 1901: 178; 1911a: 5–7）。

続いて、月経の解釈に関しても、モージャーはジャコービーとは異なる見

解を示した。ジャコービーは、月経を「病気（infirmity）」と呼び習わしたり、女性個体から毎月エネルギーを削り取る現象として考える風潮を厳しく批判していた（Jacobi, 1877）。月経を病気と捉えることに関しては、モージャーも同様に批判している。しかし、ジャコービーが、月経を「栄養素の付加的な多寡変動」の表れであるとしたことには賛成しなかった。月経は、子宮の過度な充血を和らげるために起こる現象であるとした。過度な充血は、直立姿勢や腹筋の乏しさにより、全身の血液循環を妨げるために起こってしまうとする（Mosher, 1914: 1299）。

さらに、月経が女性にとって必ず毎月あるべきものという考えも否定する。当時、「生涯病気にならずに終える女性はいない。女性は『女性の客〔月経〕』に苦しめられるが、そうでないものもいる。いずれの場合も、女性は正常な病気であるか異常な病気である。よって、すべての女性は……多かれ少なかれ病人である」（Vertinsky, 1994: 46に引用）と男性知識人はいうように、月経はそれ自体が病気、しかし、なくても病気、したがって女性はどのみち病人という考えがあった。

それに対し、モージャーは、未開民族の女性は月経が短く量もわずかしかないことが知られているうえに、そのことは異常ではないと断言する（Mosher, 1914: 1300）。ジャコービーは月経血の流出分を「余剰分の流出」と意味付け直したが（Jacobi, 1877）、モージャーは、月経によって流出する血液は、潜在的なエネルギーであることを認める（Mosher, 1914: 1297）。モージャーの観察した症例では、大学入学後無月経となり、医師の助言を受けて退学した女性がいたが、その女性は退学直後に結婚し 8 人の健康な子どもを出産した。クラークの主張の影響によって、無月経は頭脳の使い過ぎの結果起こる異常とされ恐れられていたが、モージャーによれば、ストレスによって無月経になることはあるが、それは無駄にするエネルギーがなかっただけのことであり、貧血やそのほかの体調不良がなければ、恐れることはないという。もし無月経を心配するように言われたら、心理的影響のほうがよほど深刻な症状をもたらすと注意を促した（Mosher, 1914: 1300）。勉学のし過ぎにより月経に不調をきたす、という脅迫めいた言説に対し、貧血等の他の原

因がなければ、勉学をして1、2回月経が来ないくらいは深刻に考えすぎることはないとしたのだった。つまるところ、月経は回数も量も少なくてもほとんど問題はないと言いたいのであり、月経が女性を特徴づけているという考えを否定した。

2–2.「性慣習」による生への意味付け

次に、女性は月経があるがゆえにハンディキャップを抱えている、という考えにどのようにモージャーが答えていったかを見ていく。

前項でも触れたように、モージャーが特に強調したのは、性や性差に対する心理的影響である。例えば、女性は月経を「周期的病気」と教えられており、話し言葉でも月経を婉曲的に「sick time」や「being unwell」という（Mosher, 1911a: 7; 1918: 29）。「月経（menstruation）」という単語さえ、一般の女性には理解されないことすらある。しかし、ジャコービー同様、モージャーに言わせれば月経は正常な生理現象なのであって、その生理現象を病気のように呼ぶことは適切ではない。「もしすべての子どもが、消化の時間を sick time と呼ぶように教わっていたら、消化機能にどんな影響があるか想像してほしい」（Mosher, 1911a: 7）というように、正常な消化機能を病気と教えられていたら、食事のたびに気分が悪くなるだろうことを指摘する。同じように、月経のたびに、女性は病気にかかっているような気になり、調子が悪くなってしまうのだとする。

これは「慣習」の故であって、それによって、女性は正常な生理現象である月経によって苦しめられるに違いないと感じているのだとする（Mosher, 1901）。こうした、性に関する先入観のことをモージャーは「性慣習（sex traditions）」と呼んだ。「性慣習」とは、ウェルズリーやスタンフォードで指導者の一人であった社会学者メアリ・ロバーツ・クーリッジも使用している言葉である（Coolidge, 2004［1912］）。モージャーも1901年から慣習の影響を論じていることから、互いに影響を与え合ったと考えられる。クーリッジの使用する「性慣習」とは、「本質的な性的特徴ではなく、いわゆる『女性らしい』ことを生み出すもの」として、今日の「ジェンダー」と類似の概念

とされている（Deegan, 2004: 12）。モージャーにとってみれば「性慣習」とは、「女性はこういうもの」という、「性に対する先入観」となる。

「性慣習」こそ根深いものであり、「依然として、女性には避けられない月経の障害があるという、一般に認められた説に反対するどんな理論にも、私たちが心を開くことはとても困難」（Mosher, 1918: 24）である。しかし、「より重要なのは、女性自身のこの機能［月経］に対する病的な態度を変えることである。そしてほぼ同じように重要なのは、我々医師の側の考え方を根本的に変えることである」（Mosher, 1914: 1300–1301）というように、女性自身と、医師の認識を転換する必要性がある。個人的経験は、「性慣習」によって大いに規定され、人々の女性に対する認識が形成される。モージャーは、学生や医師、大学の教師として立場に恵まれていたため、最終的には延べ1907名以上、12,000回以上の月経に関するデータを取得することが可能となり、先入観を捨ててこのデータを根拠とする自分の考えを聞いてほしいと次のように訴える。

> 私がこれから月経の機能について話すことは、1907名以上の12,000回の月経期間分の研究に基づいている。生理学的および衛生学的実験室でのこの観察と研究は、25年以上に渡る。したがって、あなたの前もって形成された考え、すなわち性慣習と、個人的経験を全て捨て去って、私が提示しようとする説明について、公平によく考えていただけるだろうか？（Mosher, 1918: 13. 傍点は横山による）

そして、「我々は、女性の全人生を月経という言葉で翻訳しすぎる傾向がないだろうか？」（Mosher, 1914: 1301）と述べ、月経を女性の全人生を支配する重大な特徴とみなしすぎていると警告する。そこでモージャーの検討は更年期にも及んだ。女性にのみ更年期は存在すると考えられていたが、男性にも更年期がある、というアーチボルト・チャーチ医師の主張に賛同した。男性にも中年期の不調はあるのであり、閉経に伴うと考えらえた不調も、必ずしも閉経のためだけとは限らない。無職で、更年期を迎える頃の女性は、

子どもたちも巣立ち、経済的ストレスからも解放されるが、その分、自分の体に敏感になり変化を感じ取ってしまうのだとする。しかし、活発なビジネスマンだった男性が中年期に仕事を辞めたあとに陥りやすい神経症的症状とまさに同じであるとする（Mosher, 1911a: 7; 1918: 32）。多くの女性が閉経を迎えると、それはそれでひどい体調不良や、場合によっては狂気に陥るのでは、と恐れている。しかし、それは、更年期の不調が「回避できないもの」という考えを受け入れてしまっていることや、不活発な筋肉、社会や家族の変化に起因するとする。むしろ、月経からの解放と考えられる、と発想の転換を促した（Mosher, 1918: 32）。女性に参政権が付与されれば、中年女性も政治に関心を持ち、更年期症状にばかり集中することがなくなる（Mosher, 1918: 33–34）、と女性の政治参加がいかに女性の健康にもよいかとする。

私たちはまず人間であるが、「人生を常に性という言葉に翻訳している」（Mosher, 1920: 2）ために、男性、女性という性別によって生き方を規定される。そして女性はこうあるべき、こうに違いない、という先入観によって女性を見ることが当然となっていることを明確に指摘してみせた。

3．物質的身体を変化させよ

3–1．服装による身体の変化

これまで見てきたように、女性は月経によって苦しめられるのが当然である、という心理的な影響によって、女性は実際に苦しんでいるとモージャーは指摘した。しかし、モージャーが意図したことは心理的影響を取り除くことだけではない。さらにモージャーが問題視したのは、衣服と運動である。ここでは、モージャーが問題とした物質的次元としての身体の性差を見て行く。

まず衣服であるが、モージャーが最も早く発表した性差に関する研究は、衣服と呼吸法に大きく関係があるものであった。モージャーは、スタンフォード大学の生理学修士号を請求する論文（1894）において、呼吸法の性差に関する研究を行った。当時の生理学者たちは、男性は腹式呼吸をし、女

性は妊娠に備えて胸式呼吸をすると考えていた。しかし、モージャーは実験観察を行い、通常であれば本質的な性差はなく、女性も腹式呼吸をしていることを明らかにした。妊娠10か月目に入っても腹式呼吸をする妊婦もいたことから、妊娠による影響も大きくはないと考えられた。しかし、コルセットなどできつく締め上げる衣服のせいで、一部の女性は胸式呼吸になっていることを明らかにした（Mosher, 1911b）[6]。モージャーは、この生物学的な「性差」と考えられているものは、衣服が原因で生じたものであると結論づけた。

19世紀においては、コルセットと呼ばれる下着を用いて女性の腹部をきつく締め、ウェストのくびれを強調することが流行していた。ウェストはミツバチのように細ければ細いほど良いとされ、女性たちの痩身願望を誘発し、拒食症などの病をも引き起こしていた。また、スカートの下に何重にも重ねるペチコートや、長いスカート、そしてスカートを膨らませる鯨髭等でできたクリノリンなど、女性の着用する服は非常に重く、女性の身体を抑圧するものであった。当時の経済学者ソースタイン・ヴェブレンは、コルセットの装着は女性の活動を極端に制限しまた病弱にするが、そうした無能力な女性を養っていけるという男性の顕示欲を満足させるものであったとする。19世紀半ばには、裾が二つに分かれたトルコ風ズボンが「ブルーマー」として紹介されるなど、女性の不健康の原因の一つが服装にあるとする服装改良運動は行われていた。しかし、ブルーマーなど、伝統的な服装とは異なる動きやすさを重視した服装は風刺など様々な形で嘲笑され、容易には広まらなかった。しかし、国家のために将来の母親となるべき若い女性たちの健康が叫ばれるようになり、1880年代より服装改良運動は再び力を増し、また、1880年代終盤の自転車の流行とともに、二股に分かれたスカートである「ディヴァイデッド・スカート」が日の目を見ることとなった（戸矢、2000: 16–27, 59–61, 186–191）。

服の重量についても、1890年代の一番外側のスカートの重さだけでも、1914年当時の服全体の重さとほぼ同じであったとし、徐々に軽量化されたという（Mosher, 1914: 1300）。モージャーは、「場合によっては、広い正常

なウェストをもった現代少女は、慎ましさという観点からその［膨らませていない］細いスカートを非難されることもあるかもしれないが、健康という観点から見れば、我々は彼女の自由を喜ぶべきなのだ」（Mosher, 1914: 1300）とし、当時の「慎ましさ」の規範よりも女性の健康を優先させるべきと訴えた。

コルセットなど、外的要因で女性の身体の形状や機能の仕方を変形させてしまうことに、モージャーは危機感を覚えたに違いがない。モージャーは衣服が及ぼす害には並々ならぬ関心を寄せたことに加え、自らは流行に囚われず動きやすい服装を心がけたという。

3–2. 運動による身体の変化

モージャーは衣服という外的要因が呼吸の仕方を変化させる可能性に警鐘を鳴らしたのみならず、衣服が活動を制限することから筋肉や体格へも影響を与えたとした。

モージャーは、1891年から1921年のスタンフォード大学の女性新入生4,023人の身長の調査をまとめた結果、平均身長が30年で1から1.2インチ伸びたことを発見した。新入生であるので、大学での影響はないものと考えてよいとする。この結果の推測される原因として、⑴衛生的な服装への変化、⑵身体的活動が増えたこと、があげられている。身体的活動が増えたことの原因としては、繰り返しにはなるが①動きやすい服への変化、②中等教育段階でも体育教育が発展、③女性の活動に対する慣習的態度の変化があったからだと分析した（Mosher, 1921a; 1921b; 1923）。病的なまでに身体の活動性を狭める衣服が徐々に取り除かれ、女性の活動範囲が広まるにつれて、より活発に体を動かすようになったことで、女性の体格も向上したことが明らかとなった。ここでもモージャーは、体格はわずか1世代で変化するので、固定的なものではないということを示すことによって（Vertinsky, 1994: 147）、身体の可変性に目を向けさせたと言える。体格は外的要因によって変化しうる。平均的に、男性と比して女性の方が体格が小さいということは性差の一つではあるが、その性差は絶対的なものではないことを示したのである。

さらに、モージャーは、抑圧的な衣服は、筋肉、特に腹筋の発達を妨げ、月経困難をも誘発すると考えた。なぜなら、腹筋がたるむと血液を心臓へ押し戻す力が不足し、子宮の過度な充血を招きやすいからとする（Mosher, 1911b）。女性も運動し、筋力をつけ血液循環をよくすることによって、月経困難症を取り除くことができるとモージャーは考えた。

そこで、モージャーは、「モージャーズ（Moshers）」と呼ばれることになる簡単な運動療法を提案し、学生にも実践させた（Mosher, 1914; 1915; 1916; 1918）。モージャーズとは、トイレで用を済ませたあと、リラックスした服装（寝間着など）でベッドなど平らなところに仰向けに横になる。水平姿勢になることによって、直立姿勢による血液循環の悪さを和らげる目的がある。そして、膝をまげ、腕を脇につけて伸ばし、完全にリラックスする。そして片手は脇に置き、もう片方の手を腹部の上に軽く載せる。そして腹筋を使って、滑らかな動きで腹部を突き出したり、できるだけ収縮させたりする。この時、上に載せた手の上下する動きは、どれくらい腹部が動いたかの目印になる。これを朝晩10回ずつ繰り返す、というものであった。この運動は月経中でも行うこととされた。スタンフォード大学では、月経中の女性学生は体育の授業ではマット室で医療アドバイザーのもとこの運動をすることとなっていた。女性は月経中ベッドで安静にしなければならない、という19世紀後半よりの教えがあったが、モージャーは、通常通りの体育は禁止したが、月経中の極端な不活発さは血液の巡りを悪くするため、適度な運動をするように訴えた。

このようにして、モージャーは、それまで発表されていた統計は事実を誇張しているとしても、実際に月経困難を抱える女性たちもいたことは認めていたため、貧血など他の原因がなければ、軽い運動を継続することによって筋力の向上を促した。女性は月経中無能力になる病人である、という性差観念に対し、物質的身体に働きかけることによって、対抗しようとしたのである。

モージャーは、表1のように、女性たちのスカートの長さや幅の変化を計測した人類学者A. L. クローバー（Kroeber）のデータを引用しつつ、これら

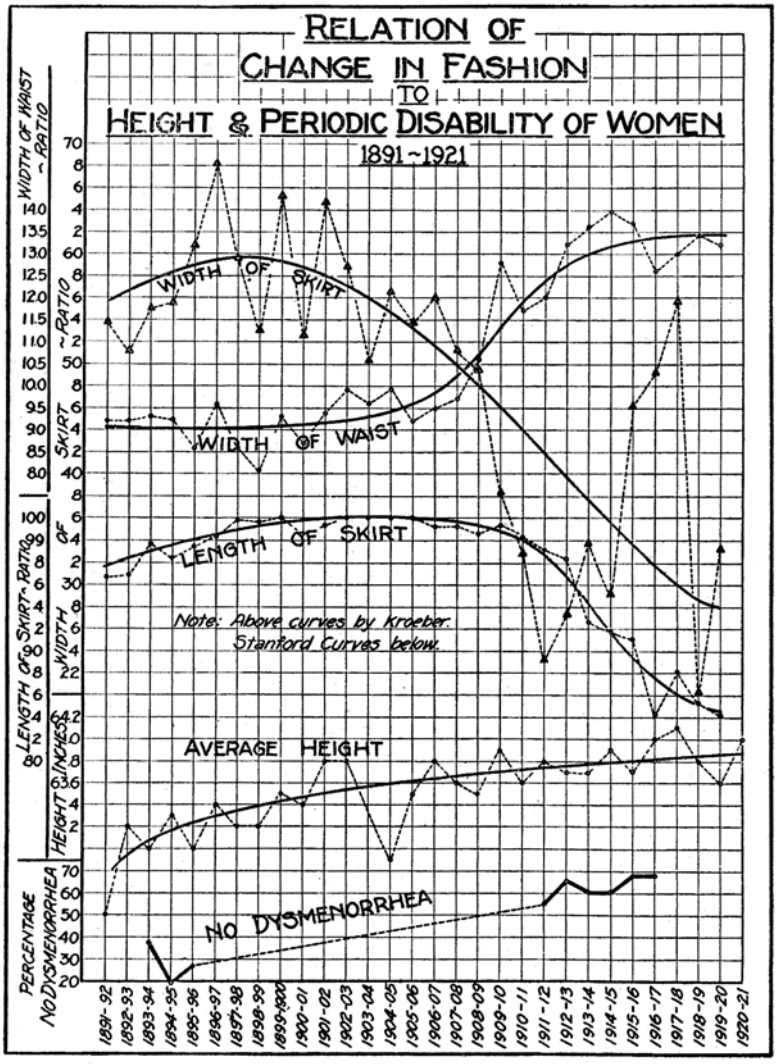

Relation of change in fashion to height and periodic disability of women, 1891-1921.

表１　「1891年から1921年の服装の変化と、女性の身長および月経困難との関係」

出典：Mosher, Clelia Duel, M. D. 1923. “Some of the causal factors in the increased height of college women: third note.” *Journal of the American Medical Association*, vol. 81 (7), p. 538.

の変化と、身長、月経困難を持つ人の割合は相関関係があることを見出した（Mosher, 1923）。

この表では、スカートの幅が狭くなり長さも短くなると、ウェストの幅が広くなり、身長も高くなったこと、月経困難症（dysmenorrhea）ではない人の割合が高くなることが示されている。こうして、モージャーは服装と身体の変化に関連があることをデータで示そうとした。この表はいくつかのモージャーの著作に転載されており、彼女の主張に説得性をもたせるために大きな役目を与えられた。

3–3. 筋力の性差と戦時動員

米国が第一次世界大戦に参戦すると、女性の戦時動員が適当であるかどうかを検討するため、モージャーは筋力についても性差の検討を行った。「女性の筋力や活動に対するこれまでにない要求が、女性の人種的有能さを損なう傾向をもつのか、あるいは、女性のハンディキャップの多くは、本物なのか、あるいはただの慣習なのか」を知ることは、役に立つとする（Mosher and Martin, 1918: 140）。小児麻痺患者の筋力測定法を成人向けに改良し、女性大学生を被験者に様々な部位の筋力を測定した。45人の平均的な女性学生を計測したデータを取り、まず各部位の総和を体重で割るという「強度係数（the strength factor）」を算定し、その数値によって3つのグループ分けを行った。成育歴についても聞き取りを行っており、最も平均値が高いグループでは、例外なく、身体的に活発で男の兄弟や従兄弟たちと同じ遊びをしていた。「事例41」の女性は、強度係数26.6であるが、彼女の従兄弟の一人は26.4であった。強度係数で見れば、ほとんど男女の差はないことになる。そのグループの42歳2か月の「事例36」の女性は、3人の子も儲けていた。

次に、モージャーは筋力の総和とそれぞれの部位の筋力の割合を出し、両性で部位の比較を行った。比較には、他の研究者が計測した運動選手の男性のデータを用いた。結果としてモージャーが明らかにしたことは、男性と女性では、筋力の分散の仕方が違うということであった。そして、ここでも、その原因としては、活動や服装、生活習慣による筋肉の使い方の差異か

らくるとする。例えば、胸筋は男性の方が強いが、ボール遊びや、殴る・突くといった動作が、男性の運動の大部分を占めている。また、女性の服のようには、男性の服は胸筋の動きを妨げないからとする。前部三角筋と後部三角筋（肩部分）は、女性のほうが発達している。これは、女性が髪を常にまとめあげる習慣によるとする。一方で男性は重いコートを着るため、三角筋の動きが制限されているためそれほど発達していないとする。したがって、筋力の強さは習慣によって異なってくるということは、結果として表出する性差はあるが、「男性と女性で、筋力には、性別自体に起因する差はない」（Mosher and Martin, 1918: 142）とするように、性別そのものには関係がないということになる。また、女性でも若い頃から男性のように活発に動いていると筋力がよくつくが、そのこと自体は、女性の生殖力を落としたり、白人至上主義的主張ではあるものの、人種的有能さを損なうものではないということを主張した。

モージャーは、筋力の強さという性差についても本質的なものではないとした。「性差」と考えられているもののうちのいくつかは、幼少のころからの男女の遊び方の差異や、衣服や習慣による日常の身体の使い方によって、その差が生まれてくると主張したのであった。また、男性と女性では体格が同程度であれば筋力に差はないとし、したがって、体格が同程度の男性ができる仕事は女性でもできるとする（Mosher, 1920: 5）。女性の病弱さは「性慣習」にしか過ぎないのであるから、戦時という労働力不足の状況において、女性は健康や生殖力を損なうことなく、戦地に赴いた男性の開けた穴を埋めることができるとして、市民として、母として、国家に貢献可能な女性の有用性を訴え、社会進出への弾みを付けようと目論んだのである。

おわりに

本稿では、女性医師モージャーによる、19世紀末から20世紀初頭にかけての性差認識批判を見ることによって、「性差」の社会的構築性、及び、物質的な可変性に注意を促し、変化可能な「性差」を極力縮小させることに

よって、女性の社会進出を促そうとした彼女のフェミニズムを検討した。

以上に見てきたように、モージャーは、先達フェミニストであるジャコービーの研究の受容のされ方を受け、ジャコービーの主張を批判的に継承した。女性には生殖に備えて栄養を蓄える性質があり、生理的な変動があるというジャコービーの主張は、月経の脱病理化を狙った主張ではあった。しかし、その変動自体が誇張されて捉えられ、女性を翻弄するものと考えられていく。その経過を観察することができたモージャーは、ジャコービーの研究にある不備を捉え、男性を含めた実験をすることによって覆し、性差に関する新たな見方を打ち立てようとした。男女は本質的に異なるものという考えを極力排除しようと試みたと言える。

そして、貧血や器質的原因などがない月経困難の原因の多くは、「性慣習」や、不快な衣服、運動不足など取り除くことができるものである、としたところに大きな特徴がある。「性差」と考えられるような、女性の「病弱性」は本質的なものではない。認識のレベルと物質的なレベルの双方において構築されたものであり、19世紀における、男性を公的領域に、女性を私的領域に配置する男女の領域分離を正当化するものであった。実際、それらを取り除き、女性の解放が進むことが、女性の健康にとってよい影響を与えていることをデータで証明してみせた。ここで、モージャーは、「性慣習」という概念によって、教育など環境が能力などの「性差」を作り上げているとする環境論者の影響を受けつつも、「身体」レベルでの可変性（荻野、2011: 35–39）をも提示したことは注目できる。「性差」は必ずしも本質的・絶対的なものではないことを示したのである。

自らの不健康ゆえに大学を中退せざるを得なかった個人的経験や、女性を「周期的無能力者」とみなす言説、アメリカにおける戦時動員と、女性参政権運動の盛り上がりを背景に[7]、モージャーは19世紀とは異なった20世紀の女性の在り方を模索した。時代が下るにつれ、女性に対する社会的要請が変化し、第一次世界大戦時は、女性はそれまで不可能とされた労働にも携わることとなった。女性の活動領域が飛躍的に拡大し、実際に労働をこなすことが証明されることを見たモージャーは、「性差」とされるものにより領域分

離が行われてきたことへの欺瞞性を確信した。

モージャーが戦争協力をし、女性を国家のための子孫を産む存在として見ていることも事実である。また、医療において「性差」を考慮するべきという意見もあるだろう。それは筆者も認めるが、モージャーが見据えていたのは、認識や筋肉や衣服などの「変化可能」な要因である。脳が教育によって鍛えることができるように、筋肉は気づいたその時から鍛えることが可能である。また、生物学的要因を偏重して健康を捉えるのではなく、社会に位置づくものとして捉え（Krieger and Fee, 1994: 16–21）、身体に悪影響を及ぼす習慣を炙り出すことは重要である。モージャーは、女性自身や医師らが女性を抑圧する要因を探りだし、それらを取り除くことによって女性が社会で活躍できること、また活躍できるように変化できることをデータで示すことによって、女性の社会進出を促進しようとしたのであった。

本稿では、モージャーの性差研究と性行動調査との関連について取り上げることができなかった。女性のセクシュアリティと、認識論的・物質的性差の問題との関連を考察することを今後の課題としたい。

付記　本稿は2014年度第18回東海ジェンダー研究所個人研究助成金の成果である。記して感謝申し上げます。また、Mosher の読みについて教えてくださった、スタンフォード大学史料館・特別所蔵品部門の所蔵品管理・作業アーキビストであるジェニー・ジョンソン氏に感謝いたします（I wish to thank Jenny Johnson, Collections Management and Processing Archivist at the Stanford University Archives, Department of Special Collections, for clarifying the pronunciation of “Mosher” to me.）。

注

1　この論争においてメアリ・パトナム・ジャコービーが最も代表的な女性医師と言える人物であるが、彼女の著作についても内容までは十分検討がされたことがなかった（横山、2013）。

2　Jacobi（1877）、ラカー（1998）、横山（2013）を参照。

3　現代の考え方とは異なることを注記しておく。ヒトの排卵時期が解明されたのは、1920年代になってからである。

4　1908年にオレゴン州でルイス・ブランダイス弁護士が女性の労働時間規制を合法と弁護するために提示した「ブランダイス・ブリーフ」において、女性と男性の性差や

母性保護の観点が示された。Newman (1999) や Vostral (2008) は、エイムズの議論が労働における女性保護規定の嚆矢と見ている。

5 モージャーの経歴については、Coolidge (1941)、Griego (1983)、JH and MBO (2000)、Verbrugge (1999) を参照。

6 呼吸の性差がないという事実は、ほぼ同時期にハーヴァード大学のフィッツによっても発見された（Mosher, 1920: 7）。

7 1920年に全国レベルで女性に参政権が付与された。

参考文献

Ames, Azel. (1875). *Sex in Industry: A Plea for the Working-Girl*. Boston: J. R. Osgood. Harvard University Open Collection Program 'Women Working, 1800–1870,' 001148657, Baker Library, Harvard Business School. http://nrs.harvard.edu/urn-3:HBS.BAKER:130544, March 3, 2006 accessed.

Brodie, Janet Farrell. (1997) *Contraception and Abortion in Nineteenth-Century America*. Reprint ed. Ithca and London: Cornell University Press.

ブラウン, ジェームズ・ロバート. 青木薫訳（2012）『なぜ科学を語ってすれ違うのか―ソーカル事件を超えて―』みすず書房（Brown, James Robert. (2001) *Who Rules in Science?: An Opinionated Guide to the Wars*. Cambridge, M. A.: Harvard University Press）.

Clarke, Edward H. (1874) *Sex in Education; or, A Fair Chance for Girls*. Boston: James R. Osgood.

Coolidge, Mary Roberts. (1941) Clelia Duel Mosher: The Scientific Feminist. *Research Quarterly of the American Association for Health, Physical Education, and Recreation*. Supp. to Vol. 12: 633–645.

————. (2004［1912］) *Why Women Are So*. With an Introduction by Mary Jo Deegan. New York: Humanity Books.

Deegan, Jo Mary. (2004) Introduction. In Mary Roberts Coolidge, *Why Women Are So*, 5–37. New York: Humanity Books.

Degler, Carl N. (1974) What Ought To Be and What Was: Women's Sexuality in the Nineteenth Century. *American Historical Review* 79 (5) (Dec., 1974): 1467–1490.

Engelmann, George J. (1891) The Health of the American Girl, as Imperiled by the Social Conditions of the Day. Reprint from *Transactions of Southern Surgical and Gynecological Association*. U. S. National Library of Medicine. http://resource.nlm.nih.gov/101489985, September 30, 2015 accessed.

Goodman, John. (1878) The Cyclical Theory of Menstruation. *American Journal of Obstetrics and Diseases of Women and Children* 11 (4): 673–694. Google Books. http://books.google.co.jp/, December 15, 2010 accessed.

Griego, Elizabeth Brownlee. (1983) A Part and Yet Apart: Clelia Duel Mosher and Professional Women at the Turn-of-the Century. Ph.D. Dissertation, University of California, Berkeley.

Jacobi, Mary Putnam. (1877) *The Question of Rest for Women during Menstruation*. New York: G. P. Putnam's Sons.

JH and MBO. (2000) MOSHER, CLELIA DUEL. In *Biographical Dictionary of Women in Science*. Edited by Marilyn Ogilvie and Joy Harvey. Vol. 2: 920–921. New York and London: Routledge.

Krieger, Nancy, and Elizabeth Fee. (1994) Man-Made Medicine and Women's Health: The Biopolitics of Sex/Gender and Race/Ethnicity. In *Women's Health, Politics, and Power: Essays on Sex/Gender, Medicine, and Public Health*. Edited by Elizabeth Fee and Nancy Krieger, 11–29. Amityville, New York: Baywood Publishing Company.

ラカー, トマス. 高井宏子・細谷等訳（1998）『セックスの発明―性差の観念史と解剖学のアポリア―』工作舎（Laqueur, Thomas W. (1990) *Making Sex: Body and Gender from the Greek to Freud*. Cambridge, M. A.: Harvard University Press）.

Martin, Emily. (1992) *The Woman in the Body: A Cultural Analysis of Reproduction*. With a New Introduction. Boston: Beacon Press.

Meyer, Annie Nathan. (1935) *Barnard Beginnings*. Boston and New York: Houghton Mifflin Company. Internet Archive, http://www.archive.org/details/barnardbeginning012364mbp, April 12, 2010 accessed.

Michelet, M. J. (1860) *Love ("L'amour".): From the French of Jules Michelet*. Trans. J. W. Palmer. New York: Rudd & Carleton. Google Books. http://books.google.co.jp, November 13, 2009 accessed.

Morantz-Sanchez, Regina. (2000) *Sympathy and Science: Women Physicians in American Medicine*. With a New Preface by the Author. Chapel Hill & London: University of North Carolina Press.

Mosher, Clelia Duel. (1901) Normal Menstruation and Some of the Factors Modifying it (Preliminary Note). *Johns Hopkins Hospital Bulletin* 12, nos. 121–123 (April–May–June): 178–179.

————. (1911a) Functional Periodicity in Women and Some of the Modifying Factors (Second Note). *California State Journal of Medicine* 9. no. 1 (Jan): 4–8. PubMed. http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC1893596/, June 1, 2014 accessed.

————. (1911b) Functional Periodicity in Women and Some of the Modifying Factors. *California State Journal of Medicine* 9, no. 2 (Feb): 55–58. PubMed. http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC1893788/, June 1, 2014 accessed.

————. (1914) A Physiologic Treatment of Congestive Dysmenorrhea and Kindred Disorders Associated with the Menstrual Function. *Journal of the American Medical Association* 62, no. 17 (April 25): 1297–1301.

————. (1915) The Physical Training of Women in Relation to Functional Periodicity. *Women's Medical Journal* 25: 71–74. Hathi: http://hdl.handle.net/2027/hvd.32044103011599, May 21, 2015 accessed.

————. (1916) *Health and the Woman Movement*. National Board Young Womens Christian Associations.

————. (1918) *Health and the Woman Movement*. Second Revised Edition. New York: The Womans Press. Harvard University, Countway Library of Medicine. http://nrs.harvard.edu/urn-3:HMS.COUNT:1083966, April 24, 2014 accessed.

————. (1920) *Strength of Women*. Reprinted from *The Proceedings of the International Conference of Women Physicians*. The Womans Press. University of Texas Libraries. Digital Repository. http://hdl.handle.net/2152/22904, June 1, 2014 accessed.

————. (1921a) Concerning the Size of Women: Preliminary Note with Special Reference to Height. *California State Journal of Medicine* 19 (2): 53–54. PubMed. http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC 1516783/, June 1, 2014 accessed.

————. (1921b) The Height of College Women: second note. Reprint from *Medical Woman's Journal*. (Nov.) University of Texas Libraries. Digital Repository. http://hdl.handle.net/2152/22481, June 1, 2014 accessed.

————. (1923) Some of the Causal Factors in the Increased Height of College Women. *Journal of the American Medical Association* 81, no. 7 (Aug. 9): 535–538.

Mosher, Clelia Duel and Ernest Gale Martin. (1918) The Muscular Strength of College Women. *Journal of the American Medical Association* 70, no. 3 (Jan. 19): 140–142.

Newman, Louise Michele. (1999) *White Women's Rights: The Racial Origins of Feminism in the United States*. New York and Oxford: Oxford University Press.

荻野美穂. (2003)「第 4 章 女の解剖学―近代的身体の成立―」『ジェンダー化される身体』勁草書房、125–197.

————. (2011)「第 1 章 総論―ジェンダー／セクシュアリティ／身体―」服藤早苗・三成美穂編著『ジェンダー史叢書 1　権力と身体』明石書店、22–41.

Rosenberg, Rosalind. (1983) *Beyond Separate Spheres: Intellectual Roots of Modern Feminism*. New Haven and London: Yale University Press.

シービンガー, ロンダ. 小川眞里子・財部香枝訳 (1996)『女性を弄ぶ博物学―リンネはなぜ乳房にこだわったのか？―』工作舎 (Schiebinger, Londa. (1993) *Nature's Body: Gender in the Making of Modern Science*. Boston: Beacon Press).

Stephenson, W. M. (1882) On the Menstrual Wave. *American Journal of Obstetrics and Diseases of Women and Children* 15: 287–294.

Talbot, Marion, and Lois Kimball Mathews Rosenberry. (1931) *The History of The American Association of University Women, 1881–1931*. Boston and New York: Houghton Mifflin Company. American Association of University Women Marion Talbot Archives.

戸矢理衣奈. (2000)『下着の誕生―ヴィクトリア朝の社会史―』講談社.

Van de Walker, Ely. (1903) *Woman's Unfitness for Higher Coeducation*. New York: Grafton Press. Schlesinger Library on the History of Women in America, Harvard University. http://nrs.harvard.edu/urn-3:RAD.SCHL:412224, April 26, 2014 accessed.

Verbrugge, Martha H. (1999) MOSHER, Clelia Duel. In *American National Biography*. Edited by John A. Garraty and Mark C. Carnes, Vol. 15:976–978. Oxford University Press.

Vertinsky, Patricia A. (1994) *The Eternally Wounded Woman: Women, Doctors, and Exercise in the Late Nineteenth Century*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press.

Vostral, Sharra L. (2008) *Under Wraps: A History of Menstrual Hygiene Technology*. Kindle ed. Lexington Books.

Wilson, Philip K. (1999) CLARKE, Edward Hammond, *American National Biography*. Edited by

John A. Garraty and Mark C. Carnes, Vol. 2: 961–962. Oxford University Press.
横山美和.（2007）「19世紀後半アメリカにおける『女性』の構築と科学言説―E. クラークの女子高等教育論を中心に―」『F-GENS ジャーナル』（お茶の水女子大学21世紀COE プログラム）第 7 号、273–279.
―――――.（2012）「19世紀後半アメリカにおける『月経』をめぐる論争の展開」『人間文化創成科学論叢』（お茶の水女子大学）第14巻、341–349.
―――――.（2013）「女性医師 M. P. ジャコービーの月経成因論の一考察―19世紀後半米国における科学知のジェンダー・バイアスをめぐって―」お茶の水女子大学大学院人間文化研究科平成25年度博士学位論文.
Zieff, Susan G. (2010) Leading the Way in Science, Medicine and Physical Training: Female Physicians in Academia, 1890–1930. *International Journal of the History of Sport* 27 (7): 1219–1236, DOI: 10.1080/09523361003695892.

《論文》

女の視線がつくる男性像

――ロサリオ・カステリャノス作品とマチスモ言説

The Male Image Created by Women:
Rosario Castellanos' *Balún Canán* and the Discourse of "Machismo"

洲崎 圭子 SUSAKI Keiko

In this paper, I examine the discourse of "machismo" and the term "macho" in Latin America, particularly in Mexico. I discuss how these concepts became established, with reference to the novel *Balún Canán* by the female writer Rosario Castellanos, which features male characters that were considered typically macho in Mexico's early modern period.

1．はじめに

「男らしい」、「女らしい」という表現は、現代日本においても日常的に使用される。うっかりしていると「それでも男か」や、「そんなことは男らしくない」といったように揶揄されることもあると井川ちとせは言う。どうやら「男という地位は、自動的に授けられるものではなく勝ち取るべきもの」[1]であり、いつ剥奪されるかわからないため繰り返し獲得を試みなければならない不安定なものであるらしいと説く。

「雄の」という意味を持つスペイン語のマチョmacho という単語には通常、「男らしい」と日本語訳が当てられる。また、マチョな男性が自らの権力を誇示するやり方であるとされるマチスモ machismo は、男性優位主義と訳される。これらの単語は、メキシコをはじめとするラテンアメリカ諸国において、男性が女性に隷属を強いるやり方を正当化するため、現代社会においても日常的な場面で頻繁に用いられるのは周知のことであり、従来からステレオタイプで語られることが多い。マチョやマチスモという考え方は、植民地

期以前から存在するかのように広く喧伝されてきたが、実はそうではないということは近年の研究で明らかになってきている。アメリコ・パレーデスによると、19世紀に多く詠まれたコリード[2]においては、今日使用されているような意味でのマチョあるいはマチスモという用語は見当たらず、むしろ革命期以降、第二次世界大戦を経たあとの1940年代になってからポピュラリティを獲得していった[3]とされている。

ところで、ラテンアメリカにおいては、娘の将来の決定権は家父長である父親が握っていると言われる。「当家」にとって一番ふさわしい結婚相手を決めるためである。学校は男女別々であり、女性は結婚するまで父親の管理監督下に置かれるため、女性作家たちにとって男性とは、父親・兄弟・いとこ・おじやその友人たちである。それゆえ、彼女たちの小説世界で取り上げられる主人公もまた、身近に存在する人々であるといった傾向もある。そして、たとえ結婚したとしても管理監督権は継続され、単に「『所有者』の変更」[4]でしかあり得ない。娘時代は父の、結婚してのちは夫の、傍若無人とも言える抑圧にひたすら耐え忍ぶといったパターンがそれである。こういったジェンダー規範に支えられた家父長的家族制度は、新大陸において血族の結束を高め、大土地所有制度下の財産保持をはかるため必要不可欠なものであったのである。

四世紀以上も続いてきたメキシコの大土地所有制度が完全に解体されたのは1940年代になってからであり、当時の辺境の地チアパスを舞台にし、先住民生活や崩壊していく大農園の様子を描いたのがロサリオ・カステリャノス（1925–1974）であった。彼女の第一小説『バルン・カナン』[5]（1958）においては、マチョの典型とされてきた農園主が登場する。第一部と第三部の語り手は7歳の女児である。大土地所有制度の崩壊の岐路にたつ農園主一族と農園社会のありようが女児によって語られる同小説では、家族や大勢の使用人たちに対し強大な権力を誇示しようとする農園主のふるまい、父や夫のあり方、あるべき姿が描写される。パレーデスの指摘どおり、1940年代を境に「マチョ」が使用されはじめたとするならば、それ以前の時代、農園主はマチョではなかったのかという疑問がわく。また、マチョという単語は、そ

もそもいったい誰によってどのように使われ始めたのだろうか。

本稿ではまず、メキシコをはじめとするラテンアメリカの国々における男女の役割意識についての特徴を確認し、次に、マチョやマチスモ言説といったものが、メキシコでどのように定義されてきたかを歴史的に整理する。その上で、メキシコ人女性作家ロサリオ・カステリャノスの『バルン・カナン』から、典型的マチョと見なされていた農園主のふるまい方を分析する。その際、女性からのまなざしに着目することで、マチスモ言説とは、男女のジェンダー規範に裏打ちされたものであるということについて検証する。男はこうあるべきであると期待する女の側からの見方に焦点化することで、マチスモ言説がいかに成立しえたかということについて考察する。

2．ラテンアメリカ特有の男女の役割意識

米国の文化人類学者チャールズ・ワーグレイは1953年に、一般的にラテンアメリカにおいて共通してみられる人々の行動パターンのうち驚くべきものは「男性と女性にさだめられている役割である。すくなくとも理論的にラテン・アメリカは男性が支配する社会である」[6]と、自国の外務省職員研修において語っている。性による扱いの差異は幼児のころから、米国におけるそれよりももっとはっきりとしており、彼らは息子がマチョの兆しを見せてくれることを望み、娘には女らしくあることを願うとする。そして女性たちはというと、自らが実業家、専門職に従事することにはかなりの抵抗があるとみなされていた。

このように、男性が女性を支配しかつ隷属と忍従を強いてきたことは、決してラテンアメリカ社会に特有のものではない。にもかかわらずラテンアメリカにおいては、旧宗主国スペインの伝統とアラブの影響を基に、根強い男性優位主義の文化がさまざまな面で表出していると言われる。女性は生れ出た瞬間から、家族のなかでの立ち位置が厳密に定められる。弱々しく、脆く無防備な存在がすなわち女性であり、防護されかつ危険から隔てられ、とりわけ男性陣から隔離される。純潔で服従的、従順で、決まった一人とのみ性

的関係を持つといった厳しい規範を早い時期から教え込まれる。妻は絶対の貞節が当然とされるが、夫が不義を働くのは通例である。男性にとっては、米国で離婚することのほうが、ラテンアメリカで不貞が公けに知れ渡るよりも「はるかに不利」である[7]と言われる。つまり女性にとっては、結婚という「法的なことが唯一、重要」[8]なのである。女性は、妻となり母となってはじめて一人前と見なされるということでもある。

スペイン統治が開始されて以来、ラテンアメリカはカトリックの新しい布教の舞台であった。教会は確立された制度のひとつとして、今日に至るまで人々の生活に多大な影響を与えてきている。植民地時代にあっては、大土地所有制度や家父長的家族制度とともに、カトリック教会の強固な支配が統治手段のひとつとしてその大きな役割を担っていたからである。そしてその伝統は現代まで確実に受け継がれているといえよう。

そうしたカトリック文化をベースに女性を理想化する考え方として、マリアニスモと称されるものがある。マリアニスモとは、カトリック信者の聖母マリアへの信仰に由来する概念である。女性崇拝、母親崇拝の伝統に基づくものであり、理想化された母性に基づき男性に対して女性の精神的優位主義を表す概念とされていることについてはすでに拙論で言及したとおりである[9]。とりわけ「グアダルーペの聖母」はメキシコの混血文化の象徴であると言われており、結婚した女性はこの聖母像を手本として、妻となり母となることが期待される[10]。グアダルーペの聖母とは、スペインによるメキシコ征服直後にメキシコ市郊外に出現したと言われている黒髪、褐色の肌の聖母像のことであり、先住民を中心にメキシコ人の精神的支柱のひとつと称される。それは、征服されて文化的・宗教的な孤児となったメキシコ人を慰め、あらゆるものを受け入れる受容性という理念として、母性を理想化した存在でもある。

そのマリアニスモと表裏一体の考え方が、マチスモであるとされてきた。それは、男性のふるまい方の根幹を支えるものとして、両性間の役割分担を前提とした社会秩序を維持し正当化してきた。マチスモの伝統によると、勇敢で暴力的、名誉を何よりも重んじ、性的に放縦で、女性に大勢の子どもを

産ませる男性が理想とされた。マチスモは、男らしさ、男性の権化、勇気の意味と同等に扱われ、支配・権力の象徴とみなされなおかつ、新大陸における征服や大土地所有制度による支配の補償として、メキシコ人男性に現れた自己主張であると分析されてきた。しかしながらこの言葉に代表されるマチョな男性イメージは、実はフロイト理論がメキシコへ導入されて以降の最近のことであり、幾世紀にもわたって人々を縛ってきた考え方ではなかった[11]と林和宏は指摘する。また、現在流通しているマチスモという言葉には、家族を守る強さといった尊厳が感じられず、アングロ系アメリカ人が米国内のチカーノ（メキシコ系アメリカ人）を周縁化するために「発明」した単語であるとグローリア・アンサルドゥーアは断言[12]しているのである。

見方を変えるとラテンアメリカ社会とは、マチスモ言説が支配する男性優位主義社会であるとはいえ、マリアニスモといった考え方に「守護」された女性が、他の西欧諸国よりもはるかに有利な社会条件を享受しうることも可能であったのである。したがって男女平等を主張するフェミニズム運動は、ラテンアメリカ社会では一般的に受け入れられにくく、ましてやアメリカ合衆国において見られたような急進的な運動に対しては、何らの共感さえも呼び起こさないと1960年代までは信じられていたほどである[13]。

1970年代以降、ラテンアメリカ社会においては人口増加率の低下、教育の普及、労働市場への女性の進出など、変化はめざましい。また、国会議員、政府官僚などの主要ポストに就くなど、政治の意思決定に参加する女性の割合は、日本などよりはるかに高い。とはいえ、国や人種、階級や都市／農村といった異なる社会制度下にあってさえも、総じてラテンアメリカ諸国に共通してみられるこれら男性観・女性観が、同地域の男性／女性のあり方を規定してきた。人々は、家父長制社会が構築した制限域つまりジェンダー規範に閉じ込められ、男性の覇権によって強固になった社会慣習すなわちマチスモ／マリアニスモとして知られるものによって束縛され続けている[14]と言えるのである。

以上、ここまではラテンアメリカ特有のマチスモとマリアニスモの関係性を概観した。次節では、マチョやマチスモが、メキシコにおいてどのように

語られきたかについての研究状況を考察する。

3．マチョの正体

マチョの由来や使われ方の検討は、前節で引用した2004年の林和宏の論考によるところが大きい。現代メキシコ社会において広く喧伝されているマチスモ言説というものは、パレーデスと同じく、そもそもメキシコ革命期以前には確認されなかったものでありかつそれほど長い伝統があるものではないと林は指摘する。「人文・社会科学を問わずマチスモは長らくそれ自体の内実がとわれることのない説明項として機能してきた感が強い」[15]としたその論考では、同言説が、メキシコ人論と関連づけられた結果、ステレオタイプ化されたマチョの内実が、後期資本主義時代における新たな家父長的アイデンティティ危機と相まって国家創造の契機に出現していることが明らかにされる。その上で、「マチスモにまつわる語りは容易な一般化を拒む多様性を孕むものである」[16]として、現代メキシコ社会においてなお、固有の自我意識として不断に交渉され続けていることが結論として示されるのである。

マチスモを定義する際、林は、国民国家論の端緒であるとされているサムエル・ラモスの『メキシコ人とは何か』（1934）とともに、1990年にノーベル賞を受賞した詩人オクタビオ・パスの『孤独の迷宮』（1950）の2冊を取り上げた。パスが同書の冒頭、ラモスのメキシコ人論に言及していることもあり、これら2冊については金字塔のごとく、メキシコで文学作品を分析する際、引用参照される機会が多い[17]。20世紀初頭、メキシコ革命を経て国民国家創成に向かって邁進した時期、今後の国家のあり方や国民の目指すべき方向性が広く検討され、社会状況とともに自国民の現状分析の姿勢がまず問われることは当然であると言えた。パスはまず、「マチョ」とは、信用しているものを守ることも見張ることもでき、「男らしさは敵の武器、あるいは外界の衝撃に対して、どのくらい不死身であるかによって計られる」[18]と論じ始めている。そして、スペインによる植民地支配下、被征服者としての惨状を受け入れるしかなかった際、先住民男性側の反動としての過剰な男性性

の発露がマチョであることにつながるのであり、征服されたことに起因するメキシコ人の劣等感と深く関連していると断言する。林はそのパスの分析とともに、メキシコ国民文化論の元祖ともなったラモスの論にも言及する。ラモスは、すべてを所有するヨーロッパ人と違って自分たちメキシコ人には何もないが、「しかし……我々はとても男性的なのだ」[19]として、「男らしさ（マチョ）[20]という価値を用いて自分の空虚さを満たそうとする」[21]傾向があることを取りあげた。パスの論考と同様に、自らの男性性が「被植民者男性の抗議の形」[22]を取り、そのことがマチョであることに転用されたということである。いずれにせよ、メキシコのナショナルアイデンティティ形成とマチスモが接続して語られ、その説明が階級・地域性・エスニシティに帰せられてしまう危険性をも林は指摘した。

さらに林は、メキシコ人自身が自国民について論じた上記2冊の他、メキシコについて人類学的見地からアプローチした米国人研究者オスカー・ルイスの『サンチェスの子供たち』（1961）にも言及した。ルイスは同書において、たとえ相手に殺されても降参せず、微笑みを浮かべて死ぬ努力をするものを男らしい（マチョ）[23]と呼ぶとして、メキシコにおける男性性を定義した。ルイスの民族学的記述は、「その後にわたってメキシコ文化や国民性に言及するに際して盛んに引用され、その現象を可視的なものとして提示することに貢献した」[24]と林が評するとおり、ラモスやパスの論考とともに、メキシコの文学作品を分析する際にもさまざまに引用される。

その後、米国のマシュー・ガットマンは『マチョの意味』（1996）において、マチスモ言説の分析につき人類学的立場から取り組んだ。出版以来、さまざまな研究者によって参照される機会が多い同書でガットマンは、メキシコシティの労働者階級の男性を対象に丹念にフィールド調査を実施し、彼らの生活文化・様式、価値観、生きざまについて多くのインタビューを行った結果をもとに、彼らのあいだで喧伝されるマチスモ言説のありようを取り出してみせた。同書の表紙の写真が、赤ん坊を腕に抱く口髭のメキシコ人男性であることからもわかるように、マチョなメキシコ人男性が「有害な」[25]存在であるとして多くの人類学者たちがつくりあげてきたイメージは、現実社

会の状況とはまったく乖離していると結論づける。大酒飲みで暴力をふるうことが男らしいとしてきたことは実際のメキシコ人のありようとはかけ離れており、実はそういったイメージは、「大多数のメキシコ人男性の人生における父親としての活動をおおかたに無視してきたものである」[26]と断言し、彼らが家事・育児への多大な貢献をしていることを見逃したものであることを改めて指摘したのである。

ガットマンのこの論考には、都会で働くメキシコ人男性たちがマチスモについて会話した内容が、そのままに書き起こしされている。両親と同居して二人の子供を養育している知人の独身男性の話に及んだ際、その彼のことを指して「間抜けなやつさ。二人もチビをつくってしまって。メキシコ的マチョ（macho mexicano）だよ」[27]と発言したことに対し、ガットマンがマチョの意味を改めて尋ねたところ、「メキシコ的マチョのイデオロギーは、偏狭さ。後で何が起こるか深く考えもせず、目の前の満足や享楽や欲望のことしか見てなかったのだ。でも今では少なくなってきている」と解説が付されたことが報告されている。間髪を容れずに、インタビュアーである著者が、それでは君たちはマチョではないのかと尋ねたところ、「いいや、おれたちはニンゲンさ」[28]と回答があったとある。このやりとりからは、子供をつくることで男性性を誇示しようとしたやり方を、macho mexicano と称してひとくくりにし、非難するためにマチョという単語を使用しているかのように見受けられる。つまり、短絡的にしか行動できなかった「間抜け」な子持ちの独身男性を揶揄しているのである。男性たちの間で、必ずしもマチョが手放しで歓迎、礼賛されるものではないことが判明する。彼らの現実生活を丹念に検証したガットマンの調査結果からは、一般に流布されているマチスモ言説と内実が違い、マチョの定義やマチョであるべしとした過度の期待は、単なる都市伝説的なものに過ぎないということが導きだされる。

こうしたガットマンを取り上げ、メキシコにあっては「ジェンダー・アイデンティティや慣習の変化は90年代半ば頃の特徴である」[29]と述べた林の論考には、マチョについて歴史的社会的分野から切り込んだロバート・マッキー・アーウィンの『メキシコの男らしさ』（2003）への言及はない。マ

チョというものは「定義は簡単ではないものの、誰もが男らしさとはどういうことかは知っている。だからこそ定義の必要がない」[30]と裁定したアーウィンは、小説など複数の文学作品を取り上げて、作品中の男性人物たちのマチョぶりを分析する。ラテンアメリカ初の小説作品であるとされている1816年出版の『疥癬にかかったおうむ』[31]以降、バルバチャーノ・ポンセが男性同性愛者をメインテーマとした小説をメキシコで出版する1964年までの時代、男らしさの描かれ方の変遷が提示される[32]。ガットマンを引用しつつアーウィンは、メキシコにおいては男らしさというものが「国家創成期を起点に、国家建設に際して中心的な役割を果たしてきた」[33]とし、マチョとマチスモが、国家形成時に不可欠なものであったと結論づけた。

実のところアーウィン同様、小説作品におけるマチスモのあり方を分析した論考はいくつか散見される。メキシコ革命の残虐さを描いた傑作とされている『虐げられた人々』（1915）の作者マリアノ・アスエラの複数の小説をまとめて分析した『マチスモとマリアノ・アスエラの三本の小説』[34]（1976）にあっては、メキシコ革命時に出版された 3 本の小説作品のなかで、マチスモ言説がナショナリズムの興隆と連動していることが指摘される。そしてその際のマチスモの定義を、近代国民国家として立ち上がって行こうとしていた1950年代頃のメキシコ人論すなわち、サムエル・ラモスとオクタビオ・パスの二論考を根拠としていることは言うまでもない。この二人の論に基づきマチスモを取り出した例としては他にも、英国の D. H. ロレンス、スペイン人作家ラモン・センデールおよびメキシコの小説家カルロス・フエンテスの作品群につき考察したジャネット・バーバーの『ロレンス、センデールとフエンテスの小説におけるメキシコのマチスモ』[35]などがある。小説作品を分析する際、ラモスやパスが定義したメキシコ人論とマチスモ言説をまとめて根拠とするものが多く、元の論考に深く検討を加えることなく引用するといったこのような状況は、近代国家建設期に提示された両者の考え方をそのまま温存しているに過ぎないと言うことができる。

上記のようなマチスモ言説に関するステレオタイプ化は、実のところ、アメリカ人とメキシコ人を「境界づける」[36]ために必要とされたものにすぎな

いと、ディディエール・マチジョットは最近の論考『マチョとマチスタ』(2013)で鋭く切り込んだ。マチジョットは、メキシコ人について考えることはナショナリズムと切り離しがたいものであるということをあっさり認めている。つまり、「愛国心と革命と民衆が、マチョたるものを大衆的な愛国者、革命者とみなし、贔屓のヒーローとして仕立てあげた」[37]とする。もともと動植物のみに使用されてきたマチョというタームは、「1940年代までは高貴で勇気があるということと同じ意味であった」[38]が、1970年代以降は、単なる性的機械として否定的イメージへと押しやられたと分析した。マチジョットの「1940年代まで」という指摘は、大土地所有制度が本格解体され、広義の意味におけるメキシコ革命が終了したとされる時期と一致する。言い換えると、メキシコ革命を経て、国民意識の高揚のために広く支持された「高貴で勇気がある」男性像は、この時代をもって終了したとも言えるのである。マチジョットは同書においてマチスモを論じるなかで、メキシコのフェミニズムの立役者の中心的人物として、作家ロサリオ・カステリャノスにも言及する。カステリャノスには「マチスモというタームより家父長という形容詞を好んで使用する」[39]傾向があると述べているが、その根拠とする彼女の評論集『ラテン語を知る女』(1973)への具体的な参照ページについては、同書に記載がないのは残念である。

続いて、これまで論じてきたマチスモ言説を具現する人物像を、実際のカステリャノス作品のなかに探っていくことにする。

4．典型的マチョとしての農園主

ロサリオ・カステリャノスは、女性解放を訴えたフェミニストと見なされているため、彼女の作品にみられるマチスモ性についても多くの論考がある。作品分析に入る前に、それらを概観しておく。ロサリオ・メルカードは『ロサリオ・カステリャノスの作品の不均質性』[40]において、『バルン・カナン』と第二の長編小説『真夜中の祈り』(1963)を取り上げ、各々における男性登場人物に言及した。農園主セサルは「権力のシンボル」[41]として据え

られていること、また、家父長制社会における男の役割とは、権力、公、支配欲といったことがらと関連づけられるが、女の役割は、母性、生殖目的、家庭内において抑圧され服従を強いられる存在に収斂された[42]と説く。メルカードはこの論考にあたり、エヴリン・P・スティーヴンズのマチスモに関する定義に依拠し、マチスモとは「男らしさ礼賛」[43]であるとしたスティーヴィンズの定義付けに対し、なんら検証を加えることなくそのまま引用する。スティーヴンズの定義は元をたどれば実のところ、ラモスならびにパスのマチスモ論すなわちマチョのステレオタイプと言われるものをそのまま転用しているだけである。

そのほか、マリア・アメリカ・ルナ・マルティネスの『ロサリオ・カステリャノスの小説における男性人物像と男性性』[44]（2011）においても、マチスモの定義につき、ラモスとパスの論がなぞられる。マルティネスは、カステリャノス作品のなかの男性登場人物の造形につき詳細に考察を加えているもののマチスモとは、メキシコ人としての自覚を持たせようとした際、識字率の低い国民に対し国家の歴史を知らしめる手段でもあった壁画運動を背景にした「国家アイデンティティの特徴」[45]の一つにすぎないと一蹴した。『バルン・カナン』の農園主セサルのほか、セサルの弟の私生児エルネストや、先住民の指導者フェリペにも言及するが、各々、夫／父／支配者／叔父といった男性役割を担うなかで、女性を中心とした他の登場人物たちからどのような役どころを期待されているかについての考察はなく、男性人物像を分析する際、男とは「こうである／こうあるべきだ」[46]といったように、物語中で第三者の語り手が定義する部分を拾うのみにとどまっている。

そもそもカステリャノス作品においては、主人公は女性である場合が多く、分析される対象も主に女性登場人物という傾向が見受けられる。ところが、女性登場人物は全て男性登場人物との関係性で語られる[47]という指摘もあるように、作品中、男性人物が登場しないかというとそうではない。とはいえ、彼らのうちの何人かには旅に出たり殺されたりといったエピソードが配され、途中で物語舞台から姿を消すか、もしくは最初から名付けられず単に「男」とだけ描写されることが多いといったことも特徴的であると言え

る。

男性人物に焦点化した論考が少ないなか、メキシコ人男性は典型的マチョではなくむしろ、家事育児に多大な貢献をなしていると指摘した前述のアーウィンは、1950年代に出版された代表的な小説群から、マチョな男性像の典型であるとして『バルン・カナン』の農園主セサルを取り出した。そこでは、先住民の使用人たちは、セサル自身が考えているほどには農園主としての権力を保持しているとは考えておらず、農園主一族の崩壊はセサルが原因となって始まるのではなくむしろ、跡取りの一人息子が突然亡くなってしまったことに起因するとした。つまりアーウィンは、セサルはマチョの典型などではないと断言する。家事育児にとうてい貢献しているとは言えない農園主セサルではあるが、作者カステリャノスの意図としては、「人種というもので分け隔てられたメキシコという国の、未解決の裂け目、ジェンダー間の軋轢、ナショナルアイデンティティの矛盾した残骸」[48]であるとして、作家がメキシコ特有の未整備な社会体制を暗に非難したとアーウィンは分析したのである。この指摘は、建国期メキシコの混沌とした状態をそのままに言い表しているとも言えるだろうか。

農園主がマチョでないとすると、それでは「マチョ」はどこへ行ったのだろうか。それは、セサルのいとこの三人姉妹の長姉フランシスカの振る舞いに見ることができる。最後まで農園は手放さない、ときっぱり公言したとおり、先住民の使用人たちの信用を失うことなく亡き父から引き継いだ農園を死守する覚悟であるフランシスカは、農園から戻る旅の途中、家族のための宿を頼むいとこセサルの一家を玄関先で追い返す。使用人たちに農園を焼き払われた不甲斐なさを責めたてて、フランシスカは次のように正面切ってセサルを罵る。

> 「私はここに残り、あなたたちは去って、逃げていく人たちなのよ。（中略）私は自分の権利は決して譲らないわ。たとえ死んでも自分のものは手放さないわ。そして死んだとき、みんなが来て私の手をこじ開けようとしても、一握りの土だってはなしはしないわ」[49]

激しく挑むかのように、いとこを追い詰めて冷たく言い放つフランシスカに対しセサルは、言い返す言葉が見つからない。フランシスカは、先住民の使用人たちをなかば脅す格好で呪術を操れることを誇示するなど、農園主としての座を死守すべくなりふりかまわない様子であった。女性特有の狡猾で不当な手段であるとしてセサルは、そうしたフランシスカのやり方を認めることができない。それゆえ、あざ笑うようなそぶりで「魔法の薬」(240)を調合する場所を尋ねることで彼女を茶化し、捨て台詞を残すことしかできないのである。とはいえアーウィンは、このフランシスカをそのままマチョと称したわけではなく、セサルよりもより「男らしい(manly)」[50]と評価しただけにとどまり、macho というタームの直接使用は避けている。日本語にしてしまうと、manly も macho も共に「男らしい」と訳語があてはめられよう。アーウィンは、スペイン語の macho に英語の訳は与えていない。このことから、英語圏の米国内であっても macho のまま通用するということが示唆される。言い換えると、アーウィンが macho というタームを使用する際には、macho というタームはそもそも〈メキシコ人〉の〈男性〉のみが対象であるとした考え方がその根底にあると言えるのではないだろうか。

5．女の視線が補完すること

メキシコをはじめとしたラテンアメリカにおいてマチスモを取り上げる際、コインの裏表のように語られるものがマリアニスモであることについては第 2 節で述べた。それではカステリャノスは、こういった見方についてどのように考えただろうか。カステリャノスは、作家活動の早い時期から新聞に評論を投稿することを通じ、メキシコ女性の解放に向けた啓蒙活動をしている。それらの論考を集めた評論集『ラテン語を知る女』は、没する前年の1973年に出版された。同書においてメキシコの女性の役割について考察するなかでカステリャノスは、男の〈共犯者〉としての女の役割を指摘する。「マチョな男と自己犠牲的女」[51]と称し、マリアニスモによって喧伝された〈奉仕する〉女がマチョな男と共謀し、男を男であらしめる状況を下支えす

るものとしての役割を、取り出したのである。つまり女は、グアダルーペの聖母のように慈悲深くかつ自己犠牲を厭わない存在であり、その女が、男にマチョであることを期待することで男がマチョとして仕立て上がるという構造を可視化したのである。ジェンダー規範によって分断された男／女が、共犯者としてつながる奇妙とも言える現象こそが、マチスモ言説を構成する主たる要素であると言えよう。言い換えると、マリアニスモという女性のあり方に裏打ちされたマチョのありようがマチスモ言説なのであり、その二つの概念が車の両輪のように、男／女双方の行動を縛る規範ともなっているのである。第三者の語り手によって物語が進行する『バルン・カナン』の第二部では、着目すべきは、妻の夫に対する視線である。

先に、農園主について全能の語り手がいかに評しているか、描写を確認する。政府の方針で農園内に使用人向けの学校を作ることになったとき、かつて館に足を踏み入れたことがなかったセサルの弟の私生児エルネストが、にわか教師に抜擢された。馬に乗って農園内を得意気に案内する農園主セサル・アルグエリョの後について行きつつエルネストは、自分を認知することのなかった父を恨むこともなく素直に「アルグエリョの血を誇りに思っていた」(91)。一家は何代も続く農園主の血筋であり「農園主は自分の種をどこにでも好きなところに植え付ける権利を持っていた」(91) とあるとおり、一族の男たちは、使用人の先住民女性を「自分の好きにしていい」(91) のであった。農園という家父長制社会の頂点に立って指揮をとる男性は、性的に旺盛でありかつ多く子を成す繁殖力の強さを示すことで自らの男性性とそれに伴う権力を誇示し、家長の座に君臨できるのであった。「そこにいるインディオの女たちは、おまえの好きにしていいんだぞ、エルネスト」(91) と気軽に告げるセサルに対しエルネストは、「自分自身に傲慢なほど自信を持ち、目の前で馬にまたがっているこの男に対する称賛の念」(88) を禁じえなかった。農園主が「好きに」した後の女たちは、農園主が認めたという付加価値が付き、誰からも欲しがられたからである。エルネストは、夫があちこちに「種」を植えつけることについて、妻が知り得ているかどうか率直に問うてみたところ、セサルは当たり前だと一蹴する。農園主の妻たるもの

は、法的に妻であるということのみが重要であり、夫が外で子供を何人産ませたとしても「腹を立てる理由はなかった」(91)。つまり、男が性的に放埒であった場合、女はむしろそのことに価値を見出すべきであるとした男性側からの一方的な見方が存在していたと言える。

妻である女が、そんな農園主の夫に期待したものは、実は経済力である。勝手に礼拝堂[52]に集まることは禁止されていたのにも関わらず先住民の使用人たちはある日、土着信仰の儀式に興じていた。その様子を近くに感じたため、農園社会の外から嫁いできた妻は落ち着きを隠せずにいた。不穏な様子は了知しており、農園のことなら家畜の肥り具合までよく知っていると落ち着き払って夫が言うものの、不安な妻は、先住民の扇動者がいるためであると主張する。夫が曖昧な様子で「取るに足りないといった態度」(144) を取ったことに妻は耐えきれず、詳細な説明を要求した。それゆえ夫は「物わかりのよくない子供に説明するように」(144)、警察に訴えたとしても無駄であると言い含めようとするが、侮辱されたと感じて憤慨した妻は、以下のように反論する。

> 「これが初めてね。昔は自分の仕事はあなた一人で解決していたわ」
> セサルは我慢できなくなり、新聞を床に打ちつけた。(144)

つまり、農園主として、一人では何も解決できなくなってしまった夫を暗に非難するのである。つい最近までは農園が栄え、アルグエリョ家が裕福な特権階級に属していたことは、結婚衣装に当時流行の高価なガラス玉を刺繍にあしらい「グアテマラに仕立て」(102) に出すほどであったというソライダの独白からもわかる。しかしながら時代は変わり、大土地所有制度の本格解体が始まると、農園主たちにとっては「不幸な時代が訪れ」(87) たのである。当時の良家の息子が皆そうであったようにセサルがヨーロッパに遊学していたとき、農園は破産寸前の危機に直面した。「革命の騒ぎ」(87) をいいことに、農園管理を任された管理人が経理をごまかしていたからである。ただちに帰国し、管理人を牢屋にぶちこんで農園の立て直しを図ったのが長

男のセサルであった。当時は、まだ立て直しが可能であった。

しかしながら、広義の意味でのメキシコ革命が終結したとされたこの時期、大土地所有制度の解体の波は、確実に地方都市にも及びつつあった。にもかかわらず、社会「状況がかわったことに気付かない」(144) 様子の夫を、妻は咎めたのであった。昔と違ってきていることは、農業査察官となった名付け子が突然農園を訪問し、「もうあなたの時代じゃありません、セサルさん」と面と向かって「斧を振りおろすように正確」(151) に名付け親であるセサルにきっぱり短く告げたことからも明らかである。しかしながら、収穫物に放火され一文無し同然になってのちもセサルは、自分の名付け親でもある隣市の市長という強い後ろ盾があり、「ひと声かければ、市長は救援に必要な人をすぐに送ってくれるだろう」(223) と思い込んでさえいるのである。

ソライダは、一人暮らしの長かった年の離れた男と結婚するにあたり、その男セサルに愛人がいなかった点に不安があった。とはいえセサルは、その場限りの女にはこと欠くことはなかった。「そうでなければ男でない」(102) とソライダは語っている。この独白の描写からは、そもそも男たるものは、遊ぶ相手の女に事欠いてはいけないし、女を囲う程度の経済力を保持していることなどあたりまえであるという女の側の見方が明らかになる。ところが今では、自由に使えるお金がなくなったため、ソライダが何か物を買う時にさえ夫の許可がいちいち必要であった。女遊びどころか、妻の細かい買物にまで口をだすといった夫の状況に妻は憤慨し、不甲斐なく思っているのである。行商人に対し、いったん購入したシーツを返却するために故意に難癖をつけ、「恥ずかしい思いをさせられた」(102) と嘆くとおり、経済力こそが男の存在価値であると期待する一方的な視線が妻の側にはあると言える。男性側が、種を「植え付ける」繁殖力をもって男性性を誇示しようとするのに対し、女の視線の先はそこにはない。経済力が伴ってこそ「良家」としての面目を保っていることができたのであったと言える。

妻の期待に対し夫は、農園主として「当主である限り、まず何よりも私の決定が第一だ」(201) とだけ考える。一族のトップに君臨し、見渡す限りの

山の向こうに広がる大農園という一大コミュニティのなかで、大勢の使用人を無駄なく働かせ最大限の収穫をあげる必要があるからであった。男性嫡子を頂点に位置づけマチョすなわち「高貴で勇気」があると奉ることで、円滑に農園社会が機能するシステムが400年以上もの間、受け継がれてきたのである。しかしながら革命終結後、近代国家が建設されようとした時期、従来どおりのやり方で農園を切り盛りし経済力を保つことは不可能となった。農園社会のトップとして一身に期待を集めてきた「高貴で勇気」のある農園主は、もはや不要な存在となったのであると言えよう。時代の流れを敏感に察知し、早々に農園を売り払った友人ハイメは、知事への陳情の機会を待ち続けてコミタンに戻ろうとしないセサルについて、「誤りに気付くのを恐れて」(258) いるとソライダに語った。農園主一家の住まいのあるコミタンを指してソライダは、「かつて名士であった土地」(201) と称している。「名士」にあたるスペイン語の原語は、principal であり、この単語は「主要な」という意味の他、「傑出した、気高い」と訳されることも多い。「かつて」という一語が、傑出した良家であったセサル一家が没落したということを端的に表していると言えよう。いまや農園主は、「誤り」に気付くことを恐れるようになってしまった。マチョというタームに高貴で勇気があるという意味合いが付されたのは1940年代まであったとマチジョットが指摘したとおり、大土地所有制度の崩壊とともに、マチョつまり「贔屓のヒーロー」としての農園主は必要とされなくなってしまったと言えるのである。

6．尊敬される父親

それでは、語り手である7歳の娘から見ると、マチョな農園主はどのように見えていただろうか。父の腰の位置あたりが目線の高さである女児からすると父は「絶えず成長する大きな樹」(6) である。「大きな」という形容詞には、父という存在に対する娘の尊敬の念が表れており、かつまた「絶えず成長」と表現していることで、父の今後のさらなる活躍の可能性を期待していることが示唆される。農園主である父はたいてい「廊下のハンモックに横

になったままインディオを迎え」(13) て指図する。そんな様子を日常的に観察する女児には、農園主とは「命令する人」(14) でなおかつ力がある人であることが認識できている。それは、「お父さんと乳母しかわからない言葉」(33)[53]、つまり先住民が日常的に使うツェルタル語を話しているからでもある。

ところが、農園を手放すよう諫める友人のハイメに対しセサルは、最初は聞く耳をもたない。しかしながら、いままでどおりのやり方での農園経営は不可能であると強く諭されると、「お父さんはうなだれ、ほこりで汚れた長靴の先をじっと見つめ」ていた。女児は、悩みを隠しきれない父の様子をつぶさに観察する。大人同士の会話を、耳をそばだてて聞き、父の態度が変化していくさまを逐一眺めている。とうとうあきらめたように、小さな声でセサルがゆっくりと放った文言は、以下である。

> 「しかし私はもはや一から始め、学ぶような年ではない。私は農園の経営者でしかない。チャクタハルは私のものだ。誰も私から奪うことはできない。たとえ共和国の大統領であっても。私はどんな状況になろうとも、そこに残るつもりだ。私は他のどんな土地にも暮らしたくない。遠くで死にたくないんだ」(244)

このように自信を喪失した様子で言葉をつぐ父について女児は、「重々しい話しぶりから、お父さんの気持ちは変わらないこと」(244) を知る。時代は変わっていくが、父の方針は変わらないことが印象づけられる個所であり、農園主のみが一人、時代に取り残される様子が強調される。母ソライダは部屋付きの乳母と二人で、州都に陳情に行くことに決めた父の支度を始める。たんすの引き出しは開け放たれ、農園からの長旅から戻ったばかりのスーツケースは中身が詰まったままで、ベッドもぐしゃぐしゃであるといったように、部屋が散らかった状態の描写からは、収穫物を焼かれた直後の農園一家の混乱した様子とともに、混沌とした農園主の心情がそのままに語られているかのようである。

そのような状況下、女性であるがゆえに跡取りとなり得ない女児は、慌てる大人たちを無視し、旅先のおみやげの小石を乳母に手渡す。大人たちの混乱ぶりを意に介さない女児は、父が「うなだれ」ているさまに直面しても特に気に病む様子はない。弟が農園を引き継ぐことが決まっているため、女児自身は農園の行く末について関心を寄せることはないのである。女児にとって父は「絶えず成長する樹」という存在であり、農園を手放してのちも変わらず尊敬の対象から外れることはないという確信が厳として保たれていると言える。

物語の最終段階で女児は、跡取りであった弟亡きあと、日本のお盆に似た行事である11月の「死者の日」に、当家の墓参りに出掛ける。祭りの日、家族連れは皆一様に「背広を着て、金の鎖をつけた一家の主」（321）が先頭を歩く。だれもが長い挨拶を交わして道を譲りあっているのと対照的に、女児の父の姿はない。知事に陳情するため出掛けた先の州都から、息子のことを心配しすぎであると妻宛ての手紙を書いてのち農園主は、物語のなかで二度と言及されることがないのである。「高貴で勇気」に満ち溢れていた農園主は、必要とされなくなり、それゆえ物語舞台からも姿を消してしまうのである。

7．おわりに

本稿では、マチョというタームやマチスモ言説がメキシコをはじめとするラテンアメリカの国々でどのように定義されてきたかを概観した。その上で、カステリャノスの小説『バルン・カナン』を取り上げ、典型的マチョと見なされきた農園主の振る舞い方を考察した。その結果、妻や娘のまなざしに着目すると、マチョであってほしいと願うのはほかでもない女たち自身であるということが判明した。マチスモ言説とは、男女のジェンダー規範に裏打ちされたものであったのであり、男性のありようについてマチョであるべきであるといった固定観念を押し付けるのは、実は女性の側がまなざす視線に下支えされていたということが明らかになった。マリアニスモとマチスモ

といった、お互いに補完的役割を持つ概念が支配するラテンアメリカ、メキシコ社会にあっては、男女が共謀することでジェンダー規範が保たれた。男らしいマチョたる存在とは、女がつくりあげたものでもありえたのである。しかしながら、大土地所有制度が崩壊した後は、農園社会という家父長制社会を維持する必要もなくなったため、「高貴で勇気」のある農園主という存在は不要となったということである。

大土地所有制度が解体された1940年代は、その後20年間以上にわたって継続することとなるブラセロ計画[54]により、米国に働き手として移住するメキシコ人が急増した時期と重なる。マチジョットは、1970年以降、マチョという単語に否定的イメージが付されたことを指摘した。同計画の終了後も増え続ける低所得層労働者階級のメキシコ人移民たちが、米国内で「境界づけ」られようとしていたことと関係がないとは言えないのではないだろうか。米国内において、チカーノと称されるメキシコ人たちがアングロ系の米国人に差別化されていく過程にあって、マチョというタームの使用法や、マチスモ言説がどのように作用したかという点を掘り下げて分析することについては、今後の検討課題としたい。

注

1 井川ちとせ「第一章 ジェンダー・アイデンティティという虚構」中野知律・越智博美編『ジェンダーから世界を読む』明石書店、2008年、11ページ。

2 スペインのロマンセロ（史詩）に起源を持つ物語詩のこと。ポルフィリオ・ディアス政権の専制政治下や、メキシコ革命時といった社会の混乱時に流行した。行進中や集会の場などで歌われ、参加者の士気を高めたとされる（黒田悦子『メキシコ系アメリカ人』国立民族学博物館叢書、2000年、71ページ）。

3 林和宏「ゆらぐマチスモ―「転換期」メキシコにおける男性アイデンティティ―」『ラテンアメリカ・カリブ研究』第11号、つくばラテンアメリカ・カリブ研究会編集部、2004年、 6 ページ。

4 Fox-Lockert, Lucía. *Women Novelists in Spanish and Spanish America*. N. J., and London: The Scarecrow Press, Inc., 1979, p. 282.

5 チアパスの先住民の言葉で、「九人の神々の住むところ」の意味。

6 チャールズ・ワーグレイ『ラテンアメリカの伝統』佐野泰彦訳、新世界社、1971年、72ページ。

7　ワーグレイ前掲書、73ページ。
8　ロサリオ・カステリャノス『バルン・カナン―九人の神々の住む処―』田中敬一訳、行路社、2002年、34ページ。
9　マチスモ、マリアニスモについては、国本伊代「序 ラテンアメリカ社会と女性」『ラテンアメリカ―社会と女性―』国本伊代・乗浩子編、新評論、1985年、および乗浩子「女性の地位と役割」『ラテンアメリカハンドブック』松本重治監修・加茂雄三編、講談社、1985年のほか、De Mente, Boye Lafayette. *NTC's dictionary of Mexican cultural code words*. Chicago: NTC, 1996をもとに記述した。（洲崎圭子「「第三世界」発のフェミニズム―『バルン・カナン』を巡って―」『F-GENS ジャーナル』No. 10、お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム ジェンダー研究のフロンティア、2008年を参照）。
10　ジャーナリストのパトリック・オスターによれば、グアダルーペの聖母こそ、メキシコ社会において男性が作りあげてきた女性イメージであるとする（『メキシコ人』野田隆他訳、晶文社、1992年、386ページ）。
11　林前掲論文、 6 ページ。
12　Anzaldúa, Gloria. *Borderlands/La Frontera: The New Mestiza*. San Francisco: Aunt Lute Books, 1987, p. 83.
13　国本前掲書、16ページ。
14　De Hernandez, Jennifer Browdy. "Introduction." *Women Writing Resistance: Essays on Latin America and the Caribbean*. Ed. by Jennifer Browdy De Hernandez. MA: South End Press, 2003, p. 2.
15　林前掲論文、 1 ページ。
16　林前掲論文、10ページ。
17　たとえば社会学の分野においてカルメン・ルゴは、マチスモは暴力行為と関連付けられることが多い点に着目し、暴力とマチスモとの深い連関性を指摘した。その「マチスモと暴力」においてラゴは、マチスモの定義としてまず最初に、ルイスとパスの分析を根拠として採用している（Lugo, Carmen, Machismo y violencia, *Nueva Sociedad* Nro. 78, 1985, pp. 40–47. nuso.org/media/articles/downloads/1288_1.pdf、2015年11月25日 updated.）
18　オクタビオ・パス『孤独の迷宮』高山智博・熊谷明子訳、法政大学出版局、1982年、23ページ。パスは同書において、「メキシコ人は男性の欲望のためであれ、あるいは法律、社会、道徳が定める目的のためであれ、女性を、道具として考えている」（同、28ページ）と断言し、それゆえ女性は「男性社会が強要するイメージの中に閉じ込められて暮らしている」（同、211ページ）と指摘した。
19　サムエル・ラモス『メキシコ人とは何か―メキシコ人の情熱の解明―』山田睦男訳、新世界社、1980年、65ページ。
20　原文では、ふりがなが付されている。
21　ラモス前掲書、65ページ。
22　林前掲論文、 4 ページ。
23　原文では、ふりがなが付されている。
24　林前掲論文、 2 ページ。

25 Gutmann, Mathew C. *The Meanings of Macho*. University of California Press, 1996, p. 2.
26 Gutmann, *ibid*., p. 2.
27 Gutmann, *ibid*., p. 221.
28 原文は、“No, *somos hombres* [we’re men].” である（Gutmann, *ibid*., p. 221.）。
29 林前掲論文、 8 ページ。
30 Irwin, Robert McKee. *Mexican Masculinities*. University of Minnesota Press, 2003, p. xix.
31 Fernadez De Lizardi, José Joaquín. *El Perquillo Sarmiento*. 1816, =EMU, 2013.
32 男らしさに特化して小説作品の登場人物像を集中的に考察したと同時に、メキシコにおける男性同士の結びつきをも可視化した功績は大きい。
33 Irwin, Robert McKee, *op. cit*., p. xvii.
34 Santamaría, Enrique M. *El machismo en México y tres novelas de Mariano Azuela*. Dissertation, University of New Mexico, 1976.
35 Barber, Janet. *Mexican machismo in novels by Lawrence, Sender, and Fuentes*. University of Southern California, 1972.
36 Machillot, Didier. *Machos y Machistas: Historia de los estereotipos mexicanos*. Ariel, 2013, p. 11. サミュエル・ハンチントンが『分断されるアメリカ』（鈴木主税訳、集英社、2004年）において、「ヒスパニックとアングロのあいだの文化の境界線が、アメリカ社会で最も深刻な溝として、黒人と白人のあいだの人種の境界線に取って代わるだろう」（449ページ）として、両者の間の「境界線」の存在を示唆していることは興味深い。
37 Machillot, *ibid.*, p. 79.
38 Machillot, *ibid.*, p. 12.
39 Machillot, *ibid.*, p. 160.
40 Mercado, Rosaio. *La heterogeneidad en las obras de Rosario Castellanos*. UMI, 1996. 9634132. 1994年のチアパスにおけるサパティスタの蜂起を予想させる作品であり、先住民を支援する新たな言説が含まれていると高く評価している。
41 Mercado, *ibid*., p. 162.
42 Mercado, *ibid*., p. 175.
43 Stevens, Evellyn P. “El marianismo: la otra cara del machismo en América Latina”. *Diálogos: Artes, Letras, Ciencias humanos*, Vol. 10, No. 1 (55), El Colegio de México, enro-febrero, 1974, pp. 17–24.
44 Luna Martínez, María América. *Personajes masculinos y masculinidades en la narrativa de Rosario Castellanos*. Universidad Iberoamericana, 2011.
45 Luna Martínez, *ibid*., p. 62.
46 Luna Martínez, *ibid*., p. 75.
47 Carpenter, Victoria. “Erasing Men from *Álbum de familia* by Rosario Castellanos”, *E.I.A.L*., Vol. 21, No. 2, 2010, p. 61.
48 Irwin, *op. cit*., p. 215.
49 カステリャノス前掲書、239ページ。以下、同書からの引用はかっこ内に数字を記す。
50 Irwin, *op. cit*., p. 213.

51 Castellanos, Rosario. *Mujer que sabe latín*. México: Secretaría de Educación Pública, 1973, p. 31.

52 大農園は一つの村落共同体であったため、中には使用人たちの住居のほか礼拝堂なども設置されていた。

53 スペイン語は、農園主をはじめとする上層階級のものたちだけに使用を許された言葉であった。

54 1942年から22年間にわたって、米墨二国間政府の取り決めでなされたメキシコ人労働者の出稼ぎ移住計画のこと。延べ500万人の正規移住者のほか、同数の不法移民が渡ったとされる（庄司啓一「ブラセロ計画についての一考察」城西経済学会誌、19号[1]、1983年）。

《研究ノート》

婦人参政権運動期における女性の選挙権・被選挙権行使

The Exercise by Women of the Franchise and Election Eligibility at the Time of the Movement for Female Suffrage

佐藤 ゆかり　SATO Yukari

This paper explores social aspects of the exercise by women of the right to vote and stand for election at the time of the women's suffrage movement including women's awareness of and behavior during elections. It also considers reasons why the exercise of suffrage was not valued by suffragists.

1．問題の所在

日本における婦人参政権運動期[1]の時代の新聞を調査していると、女性が男性と同様に選挙権を得た、または選挙を行ったという記事を見つける。それは、小さな自治単位の議員であったり様々な調査委員であったりする。しかしこうした女性たちの選挙行動は近代日本女性史の中であまり調査・研究・評価されていない。当時の婦人参政権運動に影響を受けて制度改正、権利獲得が行われたものと考えるが、当の婦選運動家達がこれらの動きに対し、評価や交流を努めて行ってこなかったためではないかと考える。

例えば婦選運動リーダーの一人市川房枝はこれらの婦人の選挙行動は「一部の特殊な婦人に対しては、（中略）然しこれは婦人の名で土地家屋を有するもの、営業をなし納税している所の所謂特権階級に属する少数に過ぎない。」と断じている[2]（傍点筆者）。また一人のリーダー山高しげりは、『婦人問題の知識』の中で一節を設けこれらの動きを紹介しているが[3]、誤りも多く、現地調査や交流なしに記事を書いたことが推察される。婦選運動家がす

べての女性の参政権・公民権・結社権獲得に向けて集中して取り組む中、一部の特殊な婦人の、しかも政治に直接関わりのない選挙権・被選挙権獲得は、瑣末なことあるいは対向することとして見向きされなかったのではないだろうか。

わずかに、現代になってから1999（平成11）年に和田勉が、1933（昭和８）年三重県松阪市日野町二丁目の区議会議員選挙を紹介しているが[4]、地域・読者とも限定的で広く認知されているとは言い難いし、読み物の体裁を採り全体像を充分捉えてはいない。

今回改めて、婦人参政権運動期のこれら女性の選挙権・被選挙権行使について調査・研究・評価し、その様相と構造、また当事者女性の選挙や参政権に対する意識や行動を探るとともに、婦選運動家にこれが何故評価されなかったのかを考えたい。

なお本稿における選挙権・被選挙権は、参政権・公民権にとどまらず、広くその外側に存在する選挙権・被選挙権も含むものとする。但し女性のみの選挙（例えば婦人会・女教員会等）は含まず、男女混成の選挙における選挙権・被選挙権を指すものとする。

２．調査方法

【1】新聞マイクロフィルム調査。『伊勢新聞』および『大阪朝日新聞』三重版[5]の1926〜28年を調査し、女性の選挙権・被選挙権事例をピックアップしていった。この年代を特に選んだのは、1925年５月普通選挙法が公布、同法に基づいた選挙が実施されるに伴い、社会に普選さらには婦選の機運が高まり制度等の改正が進んだと考えたからである。

【2】新聞データベースによるキーワード調査。『聞蔵Ⅱ』『ヨミダス歴史館』『信濃毎日新聞データベース』を使い、「選挙」「投票」「女」「婦人」「婦選」等のキーワード、さらに【1】で得られた事例のキーワードで検索していった。年代は大正〜昭和戦前とした。

【3】年表調査。全国女性史年表[6]および地域女性史年表[7]から事例をピック

アップし、できるものは典拠文献を遡って調査した。年代は同じく大正〜昭和戦前とした。

3．結果

3.1. 結果の概要

調査の結果、鉄道従業員組織の委員、町・区会議員、農会総代、所得税・土地賃貸価格・家屋税の各調査委員、商工会議所議員、宗会議員（尼僧）、その他様々な組織・役職・地域で男女混成の選挙が行われ、女性が投票、立候補、当選をしていることがわかった。

3.2. 特徴的な事例

〔1〕鉄道従業員組織の委員

1920（大正 9 ）年公布された東京市電気局従業員[8]の共済組合に関する条例・細則等に基づき、 9 月20日評議員選出のための支部代表候補者選挙が実施された。この時被服工場の被服支部からは女性 2 名男性 2 名が立候補した。同支部は工員中男性は 3 名のみで他はすべて女性だったこともあり、猪瀬あさ（28）・今井すゞ（35）が当選した[9]。推薦時彼女らは「お恥ずかしいことで代表者としてお役に立ちますかどうですか、この工場へは昨年六月中頃から雇はれて来た新参ですし忙しい仕事に追はれて希望条件など考へる暇もありません萬一当選したら臨機応変の処置を採るつもりです」と語ったと新聞は伝えている。但しこれで直ちに評議員当選ではなく、彼女らも含め当選者40名からさらに15名に絞る選挙があり、最終的に彼女らが組合評議員に選ばれたかどうかは不明である。しかし1925年 3 月31日の共済組合支部会委員選挙で、事務部会第一の佐野スズ（32）が当選した際に「共済組合初の女委員」と報道されていることから、役職名に差異はあるものの佐野を初出と見るべきだろう[10]。佐野は「局内には女事務員だけでも百五十人以上居ります之等の女性は婦人修養会を組織してゐますが、もっともっと目覚めて

行かねばなりません」と語っている。

全国的には、1928（昭和 3）年 6 月13日鉄道省が給与委員会を開催し、鉄道現業委員会委員の選挙権拡張を協議した[11]。その結果、18歳以上の男女に選挙権が拡大され、被選挙権は25歳以上となった[12]。これを受けた 8 月22日の第 5 回選挙では、全国20万の有権者のうち約 1 万が女性となり、各地で選挙権を行使した。名古屋鉄道局管内では出札係と電話交換手の247名の女性が選挙権を得、そのうち名古屋駅では食堂を選挙場に、最古参の判任待遇藤岡出札係を先頭にそれぞれが投票したという[13]。大阪鉄道局管内でも三重県柘植駅で第 1 区委員会18選挙区の投票が行われ、女性有権者 2 名が投票を行ったという[14]。 2 年後の1930年 8 月22日改選の第 6 回選挙では、全国有権者161,311人のうち女性4,479人となった。東京駅では出札係八木栄子（19）が女性初の選挙立会人に選ばれ、名古屋鉄道局管内では女性有権者111人中、棄権はわずか 2 名だったという[15]。

〔2〕町・区会議員

ここで扱う「町議員」「区会議員」とは、行政単位の「町」「区」の議員ではなく、今日の自治会・町内会といった地域自治単位で選出する議員をいう。

1924（大正13）年三重県四日市市新丁で町議員選挙制度が改正された。それまでの町費納入額等による制限が撤廃され、25歳以上で独立の生計を営み、 1 年以上居住し町費を納める男女共に選挙権が与えられた。新聞はその経緯を「先に施行した市会議員選挙以来普選熱が勃興し種々曲折を重ねた」と伝えている[16]。12月 2 日町内 2 か所で投票が行われ、「競争が猛烈に行はれた為めに資格ある婦人連までも挙って投票を為し」[17]たという。普選熱ももちろんだが、選挙競争過熱により多くの票を必要とした利害関係者が、女性にも選挙権を与えるような制度改正を図ったとも考えられる。

1928（昭和 3）年 7 月三重県飯南郡松阪町日野町二丁目区は、区長選挙において満18歳以上の男女に選挙権を与え、実際に選挙を行った[18]。同区は当時、上田音市が中心となって水平社運動・無産運動を展開していた。上田は

同年日本共産党のスローガン「18歳以上の男女に選挙権を与えよ」に着目し、区内に同制度を導入・実現させたという。さらに同年同区では「区会議員」という独自の制度をつくり、満18歳以上の男女に選挙権・被選挙権を与え選挙を行った。区会議員の役割は「各組内ニ於テ組長ヲ兼ネ区長ヨリ其組内ニ関スル事務ヲ命ゼラレテ之ヲ分担シ区長ノ事務ヲ補佐スル一面組内ノ希望事項ヲ区長ニ進言又ハ区内ノ事件ノ決議機関タル区会ヲ構成スルモノ」[19]とあり、今日の自治会・町内会の内容に決議機能を強化した組織であったと考えられる。

1933（昭和８）年、市制施行で松阪市となった直後の２月２日に行われた同区区会議員の選挙では女性５名が立候補し、うち木村うめの、北村はな、西村とき、井口ふみの４名が当選した。定員14人、各組１名の連記投票、有権者数約900人の中で、各女性の得票数は西村192、木村192、井口178、北村177であった[20]。連記制が女性を当選させるのに有効な方法であることは、日本初の婦人参政権が行使され39名の女性代議士を誕生させた1946（昭和21）年４月の衆議院議員選挙の結果でも明らかだが[21]、この区会議員選挙でもそれは実証されたといえよう。当時、木村22歳、北村21歳（他の２名は年齢不詳）、他の女性達とともに普段は草履表の製造を生業とする一方、機関紙配布等活動を積極的に行い[22]、「何れも若い娘で無産者婦人同盟の闘士ばかり」と表現されていた[23]。

しかし翌３月13日治安維持法違反一斉検挙、いわゆる「3.13事件」の弾圧が行われた。三重県下で120名（松阪45名）が検挙され、うち女性は23名（松阪13名）だった[24]。この一斉検挙により、日野町二丁目の区会選挙制度は壊滅的な打撃を受けたのである[25]。

〔3〕農会総代

農会法の改正により1927（昭和２）年の春、全国各地で行われた第２回農会総代選挙から、土地所有者１畝歩以上、小作人農耕地１段以上はすべて有権者となり、女性にも選挙権・被選挙権が認められた[26]。三重県津市のように女性有権者50人余りのうち１人の投票者もなかった地域もあったが[27]、女

性総代が1名選出される長野県東筑摩郡のような地域も出てきた[28]。

そうした中、3月18日山口県佐波郡柚野村では女性の総代が多数選出され、当時全国にも大きく伝えられた。これを高群逸枝は「農民の社会には男女間ほとんど差別（権利、義務、思想等）がなく」「農民には仕事を第一とし、事務とか、その他抽象的な政治がかったことを第二とする気風がある『農会には女房をやって置け』といふ調子から来たものではなかったか」と述べている[29]。また山高しげりも「婦人の勝利」と大きく紹介したが[30]、「2月18日」「29人中の定員中19名を婦人に依って占めた」「柚野村は漁村」等誤った情報も記され、流布されていたことが今回の調査で分かった[31]。柚野村は現在の山口市、漁村ではなく内陸部の村である[32]。「男子は常に漁業に遠征してゐる為」と山高も述べているような漁村であれば、女性を委員に選出することは戦後の農業委員選挙にも見られる現象である[33]。しかし内陸部の柚野村でどのようにして女性が大量選出されたのか、地元紙『防長新聞』から順を追って見ると、

① 3月4日柚野村農会役員会が開催され、総代20名を女子から選出すること、村長を代議員にすること、評議員5名を男子から選出することが決議される[34]。

②村内に女子20名の推薦状が配布されたと3月15日に報道される。各区4名計5区[35]。

③ 3月18日選挙により、女子19名男子1名が当選する（次点は男子2名）[36]。

④ 4月1日柚野村役場にて選挙後初の総代会を開催。議事事項として、会長副会長選挙、評議員選挙、代議員予備員選挙[37]。

とある。これらの記事から、柚野村の女子20名は自ら「立候補」したのではなく、すべて男性主導で、総代選挙は女子20名で行くことを役員会で決定し、「候補者」として女子20名を選定し、推薦状を配布し、事を運んで行ったのではないかと考える。この第2回農会総代選挙では全国的には小作勢力の台頭が懸念されていたが、山口県内においては投票棄権者が続出し、得票が当選点に達せず再選挙となる事態が多くの町村で発生していた[38]。ま

た先述の長野県東筑摩郡でも36町村中7村で選挙が実施されていなかった[39]。中央政府で法制化された農会法が、末端の地方でうまく機能していなかったと思われる。そして事態を回避・収拾するため、村の男性達が「女子総代担ぎ上げ」を画策したのではないだろうか。4月1日の柚野村農会総代会初会合で代議員・評議員に誰が選出されたか伝える記事はなかったが、当初のシナリオどおり村長や男性が選出された可能性も大いに考えられる。これらのことから私は先述の高群の分析について、後半部分「農会には女房をやって置け」については支持できるが、男性主導で事態が進んでいったと思われることから前半部分の「男女差別のない」選挙とは言い難かったのではないかと考える。この年の選挙の後、全国の女性の農会総代は、1929年39名、1932年31名と伝えられるが[40]、その内実については今回調査ではたどり着けず、今後の課題として残った。

またこの柚野村の選挙の影響があったかどうか不明だが、1年後の1928(昭和3)年3月17日、同じ山口県の玖珂郡神代村養蚕組合総会で、役員改選選挙の結果、役員全員女性が当選した。組合長奥原マキ子、副組合長國原運子、理事小野ソノ子他7名。養蚕に従事するのは主として女性なのにそれまで男性が役員で実際的ではなく、「今回の役員改選を好機とし時代に目醒め名実共に一致したる婦人の適材を選挙すべし」と記事には書かれている[41]。さらに3年後の1931年10月18日開催の同村婦人篤農会総会が記事になり、「同会幹部は養蚕組合その他同村農会中堅を占め」と紹介されており[42]、同村の奥原以下の女性達に関しては、名目上だけの存在ではなかったと考えられる。

〔4〕所得税調査委員・土地賃貸価格調査委員・家屋税調査委員

1926(大正15)年、従来の所得税調査委員会と営業税調査委員会が廃止され、新たな所得税調査委員の選挙が行われることになった。この時女性も、所得税納税者で有夫でなければ選挙権・被選挙権を得、10月20日投票が行われた。女性初の投票を、『東京朝日新聞』は次のように伝えた[43]。

神田税務署の管内などにはまげの婦人選挙人が随分多かった　係員は

面白半分にいろいろなことを尋ね「夫はありませんか」なぞときはどい所までゆく「あります」と答へると「それでは選挙資格はありませんよ」といはれて「実はありません」と事実を白状する悲喜劇も現れた

また『大阪朝日新聞』東海版でも「娘さんまできた色っぽい投票場」の見出しで[44]、

（前略）性を超越した全くの男女同権で有権者には娘さんあり若後家ありお茶屋の女将、芸妓もあって芸妓さんも今日ばかりは投票場近くに首を晒した候補の旦那さんに頭を低げさして肩で風を切るのも一異彩であった、（後略）

と三重県津市の投票所の様子を伝えている。新聞も現場も女性に対し揶揄的な印象が否めないが、多くの女性がそれぞれに投票行動を取ったことがうかがえる。

1927（昭和2）年6月には土地賃貸価格調査委員会法が施行され、7月全国各地で委員選挙が行われた。土地賃貸価格調査委員の選挙権・被選挙権は、地租名寄帳に納税義務者として記載のある者で、女性も有夫でなければこれらの権利を行使できた。三重県では23日一斉に投票が行われた。宇治山田市（現伊勢市）では「多数の婦人も見え」たといい[45]、津市では女性有権者200余名のうち[46]、「乙部町の芸妓置屋撫子の女将は朋輩の自前芸妓二人と一緒に選挙会場に繰込んだ外　女の投票も三十余名あった」という[47]。また大阪でも26日、女性地主25名の投票があったという[48]。

1930（昭和5）年4月には全国で家屋税調査委員の選挙が実施された[49]。これも他の調査委員選挙と同様、家屋税を納めていれば女性でも選挙権・被選挙権が与えられた。そしてこの選挙には女性候補者が登場した[50]。東京市外落合町下落合の山崎うめ（42）である[51]。『東京朝日新聞』4月12日の記事によると、藤田たきの友人で、ガントレット恒子らと共に婦選運動をしていたという山崎は、7日に立候補し、有権者2,472人に立候補理由を書いた挨拶状を送付した。また市川房枝や藤田の応援を得て選挙運動を展開し、13日にはその市川らを応援弁士とし演説会も開催となっている（しかし市川側の記録にその事実は確認できなかった）[52]。さらに記者のインタビューに答

えて山崎は「この仕事は女がもっとも適任と思ったから」「(婦人) 参政権を得るためにはまづどうしてもかういふ場合を捕へなければならないといふ考へもあったから」と立候補の理由を述べた。ところで記事には山崎の夫が選挙事務長格として選挙を助けていることが書かれており、山崎が「有夫の妻」であっても立候補できたことを示している。投開票は15日だったが、その結果は今回の調査では分からなかった。ただ山高が「昭和四(ママ)年の家屋税調査委員選挙に際しては、婦人の立候補者が各地に現はれた」(傍点筆者) と著し[53]、「当選者」「委員」と記さなかった点を考えると、当選はかなわなかったのではないかと考える。

〔5〕商工会議所議員

1927 (昭和 2) 年 4 月商工会議所法が改正された[54]。それまでの商業会議所では、女性は選挙権があっても委任状を持つ男性を代理人として投票するしかなかったが、この改正により選挙権を持つ女性は自分で投票できるようになった。この改正に先立ち1924〜26年から、大阪・東京等各地の商業会議所でも女性の選挙権が議題に上り、女性自らの選挙権行使が決議されていた[55]。

実際の選挙・投票は東京・大阪に先駆け、1928 (昭和 3) 年10月27・28日三重県宇治山田商工会議所で行われた。同会議所は同年 9 月に設立されたばかりで、15円以上の賦課金を納める者に選挙権があり、有権者は 1 級175名・ 2 級869人で、女性にも選挙権が与えられた[56]。27日の 2 級選挙は 5 名連記で行われ、村本ふさ、今村とら等44名の女性有権者も投票を行った。また「主人の代理の主婦も少なくなかった」と記事にあり、代理人として女性が投票することも認められたようである[57]。しかし選挙結果の当選者・落選者に女性名は確認できず、女性の立候補者はなかったようである[58]。これが被選挙権まで与えられなかったためなのか、与えられても行使をする女性がいなかったためなのかは不明である。

1929 (昭和 4) 年には東京商工会議所でも議員改選となり、 2 月女性が選挙権を行使する初の選挙が行われた。資本金50万円以上、 2 か年以上東京

市内で営業し、営業収益税50円以上納める者に選挙権が与えられた。有権者13,888人中940人が女性で、その職業は①貸席業②料理店③旅館、住所は「日本橋、京橋、神田、小石川、牛込、赤坂といった下町のいはゆる花柳界が大部分」と『東京朝日新聞』記事は伝えている[59]。一方、『読売新聞』では婦人欄で「商議の選挙に婦人の選出」の見出しでこれを伝え、そのトップに釜商の鈴木商店代表者の女性である鈴木小松の言葉を写真入りで掲載している[60]。鈴木は、

> この第五十六議会こそと、私たち婦人が意気込んでゐた婦人の公民権、参政権、結社権の問題も、現政府の意向から推すと、未だにその前途を図り得ません。参政権、結社権も婦人にとっては無論必要な事に相違ないが、別けても公民権は現代婦人の断然獲得しなければならぬ権利であります。何となれば私のやうに小さいながらも自分の名義で商売をやって居りますと、個人として相当多額の税を納めなければなりません。斯うして納税では堂々男子と肩を並べながら、女だけに公民権が無いとは、甚だ不合理な制度ではありませんか、それで私は納税の制度、こんな馬鹿げた奉公はないと憤慨してゐる次第であります。

と語っている。このように世の婦選運動の動向を捉えた有権者や新聞もあったが、21日投票日当日の模様を伝える報道は、「なまめいた投票場」「おんぶした子供で若い女将の立往生　けふ商工会議所の新選挙に現れた喜劇一幕」の見出しだった（傍点筆者）[61]。表現がやはり揶揄的であるが、その中で2つのエピソードを紹介している。1つは、1946（昭和21）年の婦人参政権獲得後初の投票風景を彷彿とさせる描写である。

> 但しその職業たるや料理屋、芸者屋、町合、さては旅館の女将ばかりの有権婦人群は水際立ったおめかしをキラキラ光らせてやってくるキャデラックの車からスラリ出て来た江戸姿の美人、続いてヨチヨチ出て来た昔をしのぶ七十余の老女将、正面入口に立ってペタンと投票紙に印鑑をもらふ、「私しや足が悪いが姉につられて来ました何しろ清き一票ですもの……」老女将の上半身は素晴らしく元気で明るい、（傍点筆者）

2つ目には、現代でも未だたびたび問題になる子連れ投票への対処である。

> その次は可愛い坊やをおんぶした若い女将だ　するとこゝに端なくも選挙法に関する一問題が起った「背中の坊チャンはこゝに置いていって下さい」ととがめたのは役員の一人、ビックリした若女将「ヘエー」すると押問答坊やは泣きだした、投票場入口はたちまちすばらしい人だかりが出来た、すったもんだの揚句背中に負った坊やは同伴者と認めないといふ事で入場は坊やを負んぶのまゝ許可された、いづれは次に来るべき参政獲得婦人にも起るであらう婦人ならではの一問題だ（傍点筆者）

男性のみで仕切ってきた現場には想定外の事態で、その慌てぶりがうかがえる。この時は臨機応変同伴が許可されたが、まさか婦人参政権獲得後50年以上経過した1997（平成9）年公職選挙法改正までこれが放置されるとは[62]、記事を書いた記者も想定外だっただろう。

この東京商工会議所の選挙について、婦選獲得同盟も機関誌『婦選』で「女にも選挙権あり」のタイトルで記事にしている[63]。それによれば、婦選獲得同盟は投票日直前の2月18日付で、東京商工会議所議員選挙婦人有権者各位に書面を送っている。その内容は、①棄権買収のない正しい選挙権行使の願い、②被選挙権への拡大に向け主張することの勧奨、③婦選獲得運動への後援依頼である。そして21日投票日を受けての記事では「この日は婦人有権者達が初めて自らその一票を投ずる実に歴史的な日」と述べる一方、「ブルジョア議会の選挙である、立派な自動車から降り立つ投票者は何れも風采よろしき者ばかり。（中略）唯、かうした会議所の選挙にあたって目につくのは、婦人有権者の大部分が待合料理屋旅館等の女将であるといふことです。」とも表現している。

また大阪商工会議所議員選挙も、東京の翌月1929（昭和4）年3月に初めて、700名の女性に選挙権が与えられ投票が行われた[64]。選挙に先立ち選挙長高柳松一郎は、

> 全市に七百余名ある婦人有権者は従来委任状を発するのみで自ら投票は出来なかったのがこんどは自分で投票所に来て投票することに変更されたからこれも棄権なきやう希望する、婦人参政権問題の喧しい今日で

はあり将来諸種の選挙の投票の訓練ともならう

と語った[65]。そして17日の投票日、女性たちが投票する様子を、

御寮人さんや北の新地のお茶屋の女将連など婦人投票者も続々道頓堀芝居茶屋の女将岡島かねさん（七十五）も近所を誘ひ家人に扶けられてくる

と記事は伝えている[66]。

〔6〕宗会議員（尼僧）

宗会とは仏教各宗派内の議会組織である。その構成員が宗会議員であり、選挙によりこれを選出している。今回、尼僧の選挙権・被選挙権獲得の経過について、かなり以前の編纂ではあるが、調査の過程で尼僧史に辿り着いた浄土宗と曹洞宗を中心に結果を記していく[67]。

浄土宗では、1922（大正11）年4月25日久世成章尼を会長として尼僧団体「吉水会」を発会した[68]。同会の『吉水会報第一号』には[69]、「尼僧覚醒の機運を慶ぶ」と題した久世の文章がある。その一部を紹介すると、以下のとおりである。

近時わが尼僧界において諸種の覚醒運動が頗る真摯なる態度と熱烈な意気とをもって勃興し来ったということは、久しい間の伝統と因習にのみ束縛せられて無為無能視せられた我が尼僧界にとって万丈の気を吐けるものであるのみにあらず、一般女性としての覚醒に対しても一大烽火として、誠に慶福すべき現象であります。（中略）而もこの一大使命に奉仕すべき光栄はもとより男女によって差別せらるべき何物もないのでありまして、同一人類として均等に賦与せられた特権たるは勿論であります。ゆえに私共は須く自己に目醒めて個性の価値に徹底し、人類に対する女性としての使命の根本的自覚に立脚せねばならんのであります。（後略）

こうした久世のリーダーシップの下、吉水会は浄土宗における女性の権利獲得に乗り出していった。1924年3月13日には京都尼衆学校で吉水会の大会を行い、尼衆高等教育機関の実現と宗会議員選挙権獲得を期す旨が決議され

た[70]。この時、京都知恩院では大法要の最中で、これを伝える『日出新聞』3月13日記事「大法要雑観」の中に、

> 夫れより此五六百の男僧連の泥足袋をマメしく大廊下で脱がせていた若い尼僧達を見て一種の悲哀を感じた。同じ法然門下の教化に立つ身で一方は礼装美々しく行列に立つが尼僧達は本堂の掃除番を承はって而も泥足袋迄を脱がせる役目に立つのは尼僧の大虐待と云ふものだ。此れでは尼僧も女権拡張を叫ぶ筈だ。

とある[71]。当時の浄土宗における尼僧の地位と、それに抗して尼僧達が「女権拡張」を主張していたことがよくわかる記事である。

ところが1925（大正14）年5月、久世が57歳で病没[72]、浄土宗の尼僧達はリーダーを失った。しかし3年後の1928（昭和3）年3月の新聞記事では、浄土宗の宗務会議が7日に芝公園で開催され、宗議会の会衆（議員）選挙法について尼僧も参政することを上程可決、10月の同宗総選挙から実施、と伝えられた[73]。だが、そこに至る過程で浄土宗の尼僧や吉水会がどのような動きをしたのか、またその後の10月の選挙の様子等について、『浄土宗尼僧史』をはじめとして詳細を伝える史料は発見できなかった。

一方曹洞宗では、1925（大正14）年4月18日総持寺において全国尼衆大会が開催され、300余名の尼僧が参集した。大会では中村仙恵尼座長の下5つの決議がなされたが、その第三が「責任の負担と権利の確保とを自覚し各種の参政権を要求すること」（傍点筆者）で、宗務院に対しこれら決議の実現を請願したという[74]。その5年後、1930（昭和5）年5月14日、永平寺にて第2回全国尼衆大会が開催され、宣言・決議を可決した[75]。宣言には、

> 私達尼衆は社会一般は言ふまでもなく宗門人からさへも殆んど軽視されている有様であります。その結果は宗団に於ける正当な権利さへ与へられて居りません。この為に如何に多くの尼衆が悲惨な境遇の下におかれてゐる事か、それは今も昔も少しも変わりません。然し時代の流れは何時迄も私達を現在の境遇に留めて置くことを許しません。即ち世間にあって已に婦人参政権の要求が声高らかに叫ばれて居り之が実現の日もあまり遠いことではない様になって参りました。今度の特別議会に於て

> 婦人公民権案が朝野の両党に依て提出を見たことなど之を最も明瞭に物語るものではありませんか。私達尼衆も一日も早く偸安と姑息の深き眠より覚め桎梏の鉄鎖より放たれなければなりません。（中略）多くの同志即ち全国の尼衆私達は益々結束を固めて私達本来の使命を果遂すると共に又当然与へられるべくして未だ与へられなかった権利をも要求いたしませう。

と掲げられ、尼僧達が世間の婦人参政権運動に触発されて要求を起こしていることがうかがえる。また決議についても第1回同様、宗務院・宗会に権利獲得を請願する5項目の1つに「宗門における各種参政権」が入れられている。

さらに8年後の1937（昭和12）年4月12日には第3回全国尼衆大会が総持寺で開催され、田中道倫尼座長の下、宣言・決議がなされ各種参政権についても話し合われた[76]。しかし、終戦に至るまで曹洞宗宗会に尼僧の選挙権・被選挙権は得られなかった。だがその間、曹洞宗尼僧達は無策だったのではない。戦時中も組織固めを行い、終戦後間もない選挙権・被選挙権獲得につなげていった（詳細は3.3. に述べる）。

その他、『読売新聞』は1929（昭和4）年6月、大阪の融通念仏宗が尼僧にも宗会選挙権を拡張と伝えているが[77]、詳細は不明である。

〔7〕その他

その他、就業者における女性割合が高い以下の2つの団体でも、女性の選挙権が実現した。1927（昭和2）年3月、三重の宇治山田署管内の理髪業組合は取締規則改正後の役員改選で、1組合1票ずつ男女組合員260名に投票用紙を配布し、28日までに投票を終えた。記事には「女髪結さんの一票も貴重なる一票として相当の争奪戦が行はれた」と書かれている[78]。また1929年3月東京では、組織されたばかりの俳優組合の代表委員選挙が新橋演舞場で行われた。こちらも記事によれば「女優の多い芝居王国だから婦人にも参政権を与へてある」と伝えている[79]。

ところで今回の調査の過程で、久布白落実「望月内相に呈す」という文章

を見つけることができた[80]。当時の内務大臣望月圭介が発言した婦人公民権尚早論への反論である。この中で久布白は鉄道現業委員選挙・農会選挙を例示し「何らの問題も起って居ない」として、これらの成果を婦人公民権推進の説得材料として使っている。またその前段として、久布白の属するキリスト教会で「凡ての教会に男子も女子も平等に、一票の権利を享有し、且つ活用して今日に到って居る」との記述があった。仏教界に先駆け、婦人参政権運動の先鋒の一つであるキリスト教界で女性選挙権の実施がなされたのかと『婦人新報』等調べたが、今回の調査ではその事実に辿り着くことはできなかった。

3.3. 戦後婦人参政権獲得後の行動への影響

3.2. で述べたように、婦人参政権獲得以前にも女性達は少ないながらも、選挙権・被選挙権を要求・獲得し、投票・立候補・当選経験をしていることがわかった。ではそれが戦後婦人参政権獲得後の選挙行動にどのように影響しているのだろうか。

まず被選挙権について見てみる。三重県松阪市日野町二丁目の 4 名の女性区会議員の中で、国・県・市の各議員選挙に立候補した者は誰もいなかった[81]。また1951（昭和26）年同市初の女性市議会議員竹岡霞が誕生したが、婦人会出身であり同区出身ではなかった。さらに1950〜60年代にかけて同市内で女性の政治学習グループが盛んな活動をしたが[82]、これも同区中心の活動ではなかった。一方山口県佐波郡柚野村の農会総代19名、同県玖珂郡神代村の養蚕組合役員で氏名が判明している 3 名についても、国・県・市の各議員の選挙結果を調べたが、該当の女性はいなかった[83]。県議選では女性唯一の立候補者が玖珂郡から出たが落選、市町村議選では県下で17名が当選したが[84]、柚野村・神代村とも村議当選者に女性はいなかった。

次に選挙権についてだが、1999（平成11）年に「一冊の会」が実施した「1946年 4 月10日に庶民の女性が、どのような思いで投票に臨んだか」に関するアンケート調査で、回答388名中唯一、清水三代子が「多額納税者の人は関心があったように思います」と証言している[85]。多額納税女性が選挙に

関心があった理由として、選挙や候補者等に利害関係が働いたとも考えられるが、過去の各種調査委員や商工会議所議員選挙の投票経験が関心を高めたとも考えられる。

一方、宗会への参政を求めてきた尼僧は、1948（昭和23）年6月浄土宗で枝吉弁信尼が、1951年2月曹洞宗で小島賢道尼が、それぞれ宗会議員に選出された[86]。曹洞宗での女性宗会議員誕生に至る過程は次のとおりである。

戦時下の1944年2月、尼僧団を必要とする嘆願書に応じ「曹洞宗尼僧護国団」が結成された。1945年敗戦でその存続が議論されたが、同年10月「曹洞宗尼僧団」として再出発することになり尼僧の団結は維持された。1946年尼僧団から宗議会に選挙権・被選挙権を含む請願書が提出され、戦後の宗教法人令に基づいて同年6月発布された新宗憲・宗法で、まず教師資格の尼僧に選挙権が与えられた。さらなる尼僧団の努力により1948年被選挙権も与えられ、1949年小島が愛知県から宗会議員に立候補。次点であったが当選議員死亡による繰り上げがあり、小島は曹洞宗初の尼僧議員となったという[87]。

4．考察と課題

4.1. 考察

市川房枝は選挙権・被選挙権を有する女性は「特権階級に属する少数に過ぎない」と断じていた[88]。そのうち「少数」に関しては今回の調査で否定することはできなかった。しかし「特権階級」については、鉄道の女性労働者、農村の小作農、部落解放運動の女性メンバー、貸座敷制度化で名目上の自営業者となっていた芸娼妓とその街の女将、男僧の下位に置かれていた尼僧等、特権階級とはいえない女性達も選挙権・被選挙権を行使・要求していたことがわかった。

しかしそれら選挙権・被選挙権の多くは、女性が望んで得られたものではなく男性の主導によって得られたものだった。それを分類してみれば、

①男性の選挙権拡大に伴い、男性不在時の補完者として女性に選挙権・被

選挙権を与える。

②男性が自らの得票増大を見込み、女性に選挙権を与え狩り出しを行って当選を図る。

③男性が自らの運動を推進する手段として、女性に選挙権・被選挙権を与える。

となるだろう。このように男性主導で権利獲得を果たした女性当事者であったから、戦後婦人参政権獲得後の立候補行動には繋がらなかったと考える。

また実際当選した女性の中には、選挙以前からその分野・地域で活動し、実力も兼ね備える女性もいたが、経験の浅い女性も見受けられた。その中で唯一、浄土宗・曹洞宗の尼僧達は、外の婦人参政権運動に学び自ら参政権を要求し選挙権・被選挙権獲得に繋げていった。

それではこうした女性の選挙権・被選挙権行使の動きが、何故婦人参政権運動に結び付かなかったのか。一つには、婦選運動家達は当時、婦人公民権獲得という一大目標に向かって対議会活動を積極的に行っていた。その大義に向かうあまり、周囲の細かい事象に関わる余裕がなかったのではないかと考える。事実、婦選獲得同盟が東京商工会議所婦人有権者に依頼状を送ったのは投票日のわずか 3 日前である。あるいは市川が家屋税調査委員候補者の応援弁士に請われても出向かなかったのか、または出かけても記録に留まらないほど印象の薄い出来事だったのかといったことなど、大義には遠い事象と認識されていたのではと考える。またすべての女性の権利獲得を目指している時に、一部少数女性の特権にすぎないこれら選挙権・被選挙権は、受容しかねるものだったのではないだろうか。『婦選』誌上で商工会議所選挙について「ブルジョア選挙」「大部分が女将」と評していることからそれは窺える。さらには多くが男性主導で改革された制度であったことから、男性に利用される女性ではなく、女性が主体者として権利行使する参政権を考えると、これらの選挙権・被選挙権行使は婦選運動家の理想とする選挙とは程遠いものだったかもしれない。

4.2. 今後の課題

今回の調査は、地域的にも年代的にも限定されたものであり、今後さらに幅広い調査が必要である。そうすることで今回挙げたその他も含め7つの事例（また今後さらに発掘されるかもしれない新たな事例）について、例えば普選運動や労働運動の影響の有無、宗教的な背景など、類型化が図っていけるのではないだろうか。

またこれはまだ推論の域を出ないが、そこには当時の階級意識・差別意識が蔓延っていたのではないだろうかと考える。市川は「特権階級」と特定したが、実際これらの選挙には、有産・無産・労働者・小作人・被差別部落住民・女将・芸娼妓・尼僧等様々な階級・階層・職種・立場の女性が参加していた。婦人参政権運動も、婦選獲得同盟や全日本婦選大会等で様々な立場の女性達が連帯を図ることはあった。だが、そうした階級意識・差別意識がすべて払拭しきれず女性の分断が存在し、その壁のため婦選運動家はせっかくの女性の権利獲得に対して積極的な理解、また獲得者との交流・連帯を行わなかったのではと考える。今後はさらに多様な史料に当たり、実証を重ねていきたいと思う。

注および引用・参考文献

1 本稿での婦人参政権運動期とは1920（大正9）年3月の新婦人協会設立に始まり、1940（昭和15）年9月の婦選獲得同盟解散までを指す。それ以前の自由民権運動や平民社の運動は含まない。よって、例えば楠瀬喜多の区会議員選挙権要求も取り上げていない。

2 市川房枝「現代の婦人問題」（『大思想エンサイクロペヂア21』社会問題編、春秋社、1930年所収；市川房枝研究会『市川房枝集第2巻』日本図書センター、1994年、85〜109ページに復刻）92ページ。

3 金子しげり『婦人問題の知識』非凡閣、1934年（山高しげり『学術著作集ライブラリー 山高しげり著作集 第1巻 婦人問題の知識』学術出版会、2007年復刻）248〜250ページ「築かれ行く婦人の地位」の節。なお本稿では「金子しげり」でなく「山高しげり」に統一して表現する。

4 和田勉「日本で最初の女性議員」（三重県部落史研究交流会『物語と史料で綴る新しい三重の部落史』三重県厚生会、1999年、85〜89ページ所収）。

5 1926年のみ『大阪朝日新聞』東海版。27年より三重版の紙面が作られるようになっ

た。

6 丸岡秀子・山口美代子編『日本婦人問題資料集成 第10巻＝近代日本婦人問題年表』ドメス出版、1980年。三井禮子編『現代婦人運動史年表』三一書房、1963年。

7 愛知女性史研究会『愛知近代女性史年表1871〜1945』愛知女性史研究会、2010年。大阪女性史研究会編『大阪女性史年表（大正編）』大阪女性史研究会、2001年。大阪女性史研究会編『大阪女性史年表（昭和前期編）付大阪女性人物誌』大阪女性史研究会、2005年。三重の女性史編さん委員会『三重の女性史』三重県男女共同参画センター、2009年。

8 いわゆる「東京市電」である。

9 『東京朝日新聞』1920年9月13・21日。

10 『東京朝日新聞』1925年4月1日朝刊・夕刊。

11 『読売新聞』1928年6月14日。

12 被選挙権については、男女とも25歳以上とする史料と、男子25歳以上のみで女子は将来適当な時期を待ってからとする史料が混在した。

13 『新愛知』1928年8月22・23日。

14 『伊勢新聞』1928年8月23日。

15 『新愛知』1930年8月23・24日。

16 『伊勢新聞』1924年12月2日。

17 『伊勢新聞』1924年12月3日。

18 三重県特別高等警察課『松阪市水平社部落ニ於ケル区長並区会議員選挙ニ関スル調査』1934年（三重県厚生会『三重県部落史史料集（近代篇）』三一書房、1974年、586〜588ページから重引）。

19 三重県特別高等警察課、前掲書587ページ。

20 『大阪朝日新聞』三重版1933年2月3日。『伊勢新聞』1933年2月4日。

21 岩本美砂子「女性をめぐる政治的言説―日本において、女性の政治的代表（婦人参政権・女性政治家）に関して論じられてきたこと―」（日本政治学会『「性」と政治』岩波書店、2003年所収）23ページ「四　選挙制度論と女性の議会進出」に詳しい。

22 三重県警察文書『昭和八年三月十三日　一斉検挙　治安維持法違反被疑事件報告』1933年（三重県厚生会、前掲書550〜576ページから重引）。

23 『大阪朝日新聞』三重版1933年2月3日。

24 大山峻峰『三重県水平社労農運動史』三一書房、1977年、220ページ。

25 三重県特別高等警察課、前掲書587ページ。

26 『大阪朝日新聞』三重版1927年1月29日。

27 『大阪朝日新聞』三重版1927年4月2日。但し全有権者1331人中投票者129人で、全体の投票率も低かった。

28 『信濃毎日新聞』1927年7月21日。

29 高群逸枝「婦人の農会総代」（婦選獲得同盟『婦選』1巻5号、1927年6月1日）8ページ。

30 山高しげり、前掲書248ページ。

31 例えば、三井禮子編、前掲書120ページでは、この3点の誤解がそのまま記述されて

いる。

32 昭和14年の「山口県管内地図」（山口県『山口県史史料編近代 5 』2008年、附録）。

33 三重の女性史編さん委員会、前掲書103ページに、畔名村・須賀利村の事例がある。

34 『防長新聞』1927年 3 月 8 日。

35 『防長新聞』1927年 3 月15日。記事には区毎に計20名の氏名が明記されている。

36 『防長新聞』1927年 3 月19日。最高得票伊藤シゲ（38票）から伊藤ムラ他 2 名（20票）まで20名の氏名が明記されていた。15日の推薦状と当選者の氏名には細かな違いが多数あったものの、伊藤ムラ以外の女性18名は推薦状に氏名があった者と確認できた。

37 『防長新聞』1927年 3 月27日。

38 例えば、阿武郡小川村では有権者1,360棄権者1,050で、25名中15名が当選点に達せず、再選挙となっていた（『防長新聞』1927年 3 月26日）。

39 『信濃毎日新聞』1927年 6 月 2 日。

40 1929年については、山高しげり、前掲書249ページ。1932年については、内務省警保局保安課『特高月報』（丸岡秀子・山口美代子編、前掲書165ページから重引）。

41 『防長新聞』1928年 3 月20日。なお『婦女新聞』1928年 3 月25日では組合長が「杉原まさ子」となっている。

42 『防長新聞』1931年10月12日。

43 『東京朝日新聞』1926年10月21日。

44 『大阪朝日新聞』東海版1926年10月21日。

45 『大阪朝日新聞』三重版1927年 7 月24日。但し同日『伊勢新聞』では「女の有権者も数名投票したのを見受けた」とあり違いが見える。

46 『大阪朝日新聞』三重版1927年 7 月10日。

47 『大阪朝日新聞』三重版1927年 7 月24日。同記事によれば男性も含めた津市全体の投票率も低く、棄権者は全体の 7 割 5 分にも及んだという。

48 大阪女性史研究会編、前掲書（昭和前期編） 3 ページ。但し「土地賃貸価格決定調査委員選挙」とあった。

49 『読売新聞』1930年 3 月17日。なお、山高しげり、前掲書250ページには「昭和 4 年」（1929年）とあり、これを典拠としている丸岡秀子・山口美代子編、前掲年表141ページもこれに倣っていたが、今回1930（昭和 5 ）年であることがわかった。

50 『東京朝日新聞』1930年 4 月12日。

51 山崎うめについては、楢崎茂彌「じぇじぇじぇ、女性参政権実現？　家屋税調査委員選挙実施される」2013年 9 月23日（So-net ブログ『知の木々舎』）に詳しい。http://chinokigi.blog.so-net.ne.jp/_pages/user/iphone/article?name=2013-09-23-7、2015年 9 月15日閲覧。

52 市川房枝研究会『市川房枝の言説と活動―年表でたどる婦人参政権運動1893–1936―』市川房枝記念会女性と政治センター、2013年、178ページには、 4 月13日に実施したとされる山崎の演説会に、市川が応援弁士として出向いたという記録はない。

53 山高しげり、前掲書250ページ。

54 『東京朝日新聞』1929年 2 月 9 日。

55 大阪女性史研究会編、前掲書（大正編）22ページ。『東京朝日新聞』1926年6月20日・27日・29日。
56 『大阪朝日新聞』三重版1928年8月31日。
57 『大阪朝日新聞』三重版1928年10月28日。
58 『大阪朝日新聞』三重版1928年10月30日。
59 『東京朝日新聞』1929年2月9日。また、婦選獲得同盟『婦選』3巻4号、1929年4月10日、9ページにも「東京商工会議所議員選挙有権者中婦人ノ職業別」と題した地域別・職業別一覧表があり、その数を合計すると920人である。
60 『読売新聞』1929年1月25日。
61 『東京朝日新聞』1929年2月22日。
62 1997（平成9）年の公職選挙法改正で第58条に但し書きが付き、12月19日公布・施行された。「第五十八条　選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。」（傍点筆者）。
63 婦選獲得同盟『婦選』3巻4号、1929年4月10日、9ページ。
64 大阪女性史研究会編、前掲書（昭和前期編）8ページ。
65 『大阪朝日新聞』大阪版1929年3月2日。
66 『大阪朝日新聞』1929年3月18日。
67 浄土宗尼僧史編纂委員会『浄土宗尼僧史』浄土宗吉水会、1961年。曹洞宗尼僧史編纂会『曹洞宗尼僧史』曹洞宗尼僧団本部、1955年。
68 浄土宗尼僧史編纂委員会、前掲書284ページ。なお同書336ページ年表には結成が1923年となっているが、本文の内容から22年と判断した。また本稿では、初出の尼僧の氏名の後に「尼」を付した。これは男僧と区別するためのものである。
69 吉水会『吉水会報第一号』1923年3月1日（浄土宗尼僧史編纂委員会、前掲書280〜284ページ再録から重引）。
70 『日出新聞』1924年3月14日（京都府立総合資料館『京都府百年の年表　6　宗教編』京都府、1970年、198ページから重引）。三井禮子編、前掲書108・109ページ。
71 『日出新聞』1924年3月13日。
72 浄土宗尼僧史編纂委員会、前掲書221・337ページ。
73 『伊勢新聞』1928年3月12日。『婦女新聞』1928年3月18日。
74 曹洞宗尼僧史編纂会、前掲書438ページ。内野久美子「近代仏教における女性宗教者―曹洞宗における尼僧と寺族の地位向上―」（日本宗教学会『宗教研究』56巻2号、21〜41ページ所収）26ページ。
75 曹洞宗尼僧史編纂会、前掲書438〜440ページ。内野久美子、前掲書27ページ。
76 曹洞宗尼僧史編纂会、前掲書440〜441ページ。内野久美子、前掲書27ページ。
77 『読売新聞』1929年6月23日。
78 『大阪朝日新聞』三重版1927年3月31日。
79 『東京朝日新聞』1929年3月2日。

80 久布白落実「望月内相に呈す」（婦選獲得同盟『婦選』 2 巻 8 号、1928年10月 1 日）7 ページ。
81 三重の女性史編さん委員会、前掲書104ページ「三重県女性・選挙の記録①」。
82 茅広江婦人会が鈴木春子を中心に行った「新聞を読みましょう運動」である（杣正夫『日本選挙啓発史』明るく正しい選挙推進全国協議会1972年362〜394ページ参照）。
83 『防長新聞』1946年 4 月11日・1947年 5 月 2 日・1947年 5 月12日。
84 『防長新聞』1947年 5 月12日に、全女性当選者の市町村・氏名・年齢・職業が掲載。
85 一冊の会法女性学サロン読み合わせ分校『1946.4.10—初の婦人参政権行使と日本女性自立への出発—』大槻明子、1999年、56ページ。
86 浄土宗尼僧史編纂委員会、前掲書33ページ。曹洞宗尼僧史編纂会、前掲書337ページ。
87 曹洞宗尼僧史編纂会、前掲書441〜447ページ。内野久美子、前掲書28〜30ページ。
88 市川房枝、前掲書92ページ。

《特別寄稿》

科学と女性研究者

Science and Women Researchers

小川 眞里子　OGAWA Mariko

1．はじめに

「女子は数学が苦手」というのは、日本に限らず世界的に言い古されてきたことである。1967年発売のリカちゃん人形は、フランス人音楽家と日本人デザイナーを両親に、音楽と美術は得意だが算数は苦手という設定がされていた[1]。他方、アメリカのバービー人形は、1992年に簡単なセリフを話すタイプが発売され、あろうことか「数学の授業って難しいわ（Math Class is Tough!）」と、世界中の 8 億もの彼女のファンに呼びかけた[2]。日米の少女のアイドルはともに算数が苦手である（図 1 ）。こうした決めつけは21世紀になっても変わらない。

National Research Council of the National Academies, *Blueprint for the Future*, (Washington, D.C.: The National Academies Press, 2012).

FIGURE 2-1. "Math Myth"— A Common Characteristic of Popular Dolls

図 1

ハーヴァード大学学長ローレンス・サマーズによる男女の生得的な能力差に関係する2005年の発言は、発言者の社会的地位に鑑み激しい抗議の嵐に包まれることになり、結局のところ彼は職を追われることになった[3]。それに比べるとずっとお粗末であるが、鹿児島県知事が「女子が三角関数を勉強しても無益」と口を滑らしすぐさま撤回という2015年8月の事件に至るまで、現在でも女性と数学のミスマッチを言い立てる発言に事欠かない[4]。

理系というとまた科学というと象徴的に取り上げられるのが数学で、女性ノーベル賞受賞者は出ても、数学のノーベル賞と言われるフィールズ賞は1936年の創設以来、女性には難攻不落の賞とされてきた。しかし2014年米スタンフォード大学マリアム・ミルザハニ教授が初めての女性受賞者となり、神話は少しずつ崩れつつある[5]。数学苦手といっても、平均的な成績であれば男女に大きな差はなく、異なるのはトップ1％あるいは、0.1％に食い込む女子数であったが、それも時代と共に女子比率は上がってきている。数学が象徴的に取り上げられるが、ここは科学に読み替えて大きな問題は無く、女子と科学をミスマッチとするステレオタイプや無意識のジェンダー・バイアスはどのようにして形成されてきたのであろうかを、西洋の歴史を遡って考えてみよう。また今日では広く知られるようになった先進国中最低の日本の女性研究者比率（14.6％）の背景についても探り、最後に近年の日本における女性研究者政策にも少し言及しておきたい。

2．近代科学は女性の敵か

歴史的にはきわめて例外的な才女としてアレキサンドリアの数学者・哲学者ヒパティア（ca. 370–415）とか、イタリアの数学者マリア・ガエターナ・アニェージ（1718–99）が挙げられたりはするが、教育機会の欠如のゆえに一般論として女性の才能開花の機会はほとんどなかった。それにもかかわらず女性の才能が男性に比べて遜色ないことを見抜いて、早くも17世紀に発言をしたのはプーラン・ド・ラ・バールである。彼が1673年に出版した『両性平等論』は、「知性に性差無し」（Mind Has No Sex?）を明確

に主張した最も早い事例であろう[6]。今日良く知られるオランプ・ド・グージュ（1748–93）の『女権宣言』（1791年）やメアリー・ウルストンクラフト（1759–97）の『女性の権利の擁護』（1792年）が世に出て両性の平等が説かれるのは、プーランの『両性平等論』からおよそ1世紀も経た啓蒙時代の最盛期の頃である。

18世紀末の『女権宣言』や『女性の権利の擁護』が政治的社会的な男女の平等に主眼があったのに対し、プーランは女性が学問的素質をもち数学や天文学にも能力を発揮しうることを述べていた。ところが、このようにようやく声を上げ始めたフェミニストたちに冷や水を浴びせることになったのが、近代科学であった[7]。過去において科学は2つの意味で女性の敵だったと言えそうである。一つには科学の教育や研究の場から女性を排斥し続けてきたことであり、二つには近代科学は男女の同等でなく、男女の違いを強調してきたことである。

才能の開花に教育が不可欠であることは言うまでもないが、科学については他の分野よりいっそう体系的で長期にわたる教育の機会が必要である。女性に高等教育の機会が開かれるのは19世紀半ば以降である。さらに研究を継続するには、研究の場の確保のみならず、常に最新の知識を求めて学術交流を図ることも必要である。しかし世界的に有名なその種の学会は、長らく女性に門戸を閉ざして来た。たとえばイギリスの王立協会は1660年の創立ながら最初の女性正会員が誕生するのは第二次大戦後の1945年のことであるし、フランスの科学アカデミーに至っては、1666年の創立ののち最初の女性正会員は1979年の誕生である。物理学と化学という2部門でノーベル賞受賞という快挙を成し遂げたマリー・キュリーでさえも、また娘のイレーヌ・ジョリオ-キュリーも共に科学アカデミーの会員にはなれなかった。およそ300年間にわたって女性研究者は締め出されてきたのである。

チャールズ・ダーウィンは1872年出版の『人間の由来』の中で、「両性の知的能力の差異について」として

> 知的能力において男女を大きく区別するのは、深い思考力や推理力や想像力を必要とする面においても、あるいはたんに感覚や手を必要とする

> 面においても、あらゆることにおいて男の方が女よりもはるかに高度な段階にまで達しうるということである。もしも、詩、絵画、彫刻、音楽、史学、科学、哲学などの各分野で、最もすぐれた人間を6人ずつあげて、これを男女別にした表を作ったとしたら、この2つの表は比べ物にならないだろう[8]。

と述べているが、天才というほどの人物であれば教育の機会もロールモデルも一切無関係に誕生するはずという思い込み（天才神話）は根強いものがあり、女性研究者を育てる上で大きな足枷になってきたことは確かであろう[9]。

3．性の補完性理論を強化する解剖学と動物分類学

前節で科学の教育や研究から女性が疎外されてきた事情を少し述べたが、科学は女性の敵かとするもう一つの面、すなわち近代科学が男女平等よりも、男女の違いを強く言い立ててきたことについて触れよう。

18世紀後半ともなると、産業革命や海外への進出と相まって、国の構成員すなわち人口の増加が大いに期待されるようになり、それまで注目されなかった女性の子を産むという機能はにわかに注目され、女性を男性になり損ねた性、未完成の性として扱うのではなく、男性とは異なる役割を担う独立した性として扱う基盤が用意された。それが前節で述べた男女平等の思想の表明にも繋がっているのであろう。

しかし、この頃の男女観は両性の基本的平等は認めつつ役割の違いを強調する方向に向いており、18世紀の新しい男女観として「性の補完性理論」が注目された。男女は同一基準では測れない補完的な存在で、性別による労働の分業は当然貫徹されるべきものであった。すなわち男女の社会的差異は両者の肉体的な差異に由来し、男女が競合しない社会的安定性を維持するために、補完性は自然が用意した仕掛けであると考えられた。それこそが性の補完性理論の魅力であり、近代科学はさらに科学的な証拠をもって男女の肉体的差異を強調したのである。その科学が解剖学と動物分類学であった[10]。

⑴ 解剖学

解剖学は古くからの学問で、ローマ時代のガレノスが有名であるが、近代解剖学はアンドレアス・ヴェサリウスによって16世紀に確立された。ただしヴェサリウスは性の違いによる骨格の差異に無頓着で、性器の差異は認めても、男女で骨格図を描き分ける必要には思い至らなかった。ガレノス時代から女性の解剖もされてはいたが、女性の骨格図が男性とは別に登場するのは18世紀になってからである。すなわち性差が性器に留まるものではなく身体全体に染み渡ったものと考えられ、真の性差は死後も容易に朽ちない骨格にこそ刻まれたものであると考えられた。その一方で産業革命をへて労働力の必要から、18世紀は女性の出産能力に関心が集まった時代であった[11]。こうして女性の出産機能の評価が高まると、人口増加への期待から女性骨格の評価も骨盤に注目が集まり（頭の大きな男児の出産に意味あり）、体長に比してやや骨盤が誇張して描かれた女性骨格図に高い評価が寄せられた。

18世紀において最も美しい女性骨格とされたのは、ティルー・ダルコンヴィーユの骨格図（1759年）で、スコットランドの解剖学者ジョン・バークレーは、これに骨盤の体比率最大のダチョウの骨格図を添えて女性の出産機能を賞揚した。ちなみに男性骨格図に添えられた動物は馬であった。騎士と苦楽を共にする賢明なるサラブレッドこそ男性骨格の象徴となり得た（図２）。18世紀から19世紀にかけて、解剖学は男女の肉体的な差異を、骨格構

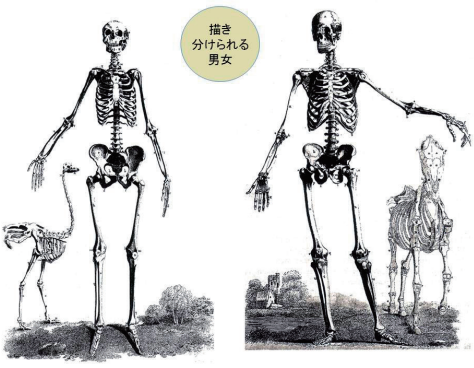

図２

造から明示し、男女が社会的に担う役割の差異を自然が用意したもの、骨に刻印されたものとして示したのである。

⑵ 動物分類学

男女が担う社会的役割の差異は分類学でも強調された。紀元前3世紀から約2000年の長きにわたって西洋で支配的であったアリストテレスの動物分類学に疑問が呈されるようになり、論争の的になった分類項目は四足動物（*Quadrupedia*）であった。カエルやトカゲはたしかに四足であるが産卵する。クジラやコウモリは、陸生の動物とは異なるが乳で子供を育てるといった矛盾が指摘され新たな分類項目が模索された。卵でなく子を産む胎生動物とか、全身が毛で覆われた被毛動物といった提案もされたが、18世紀を代表する博物学カール・リンネは *Mammalia* を提案した。日本語だと哺乳動物に相当するが、ママリアを字義通りに訳せば乳房動物、おっぱい動物である。乳房に注目した分類名ママリアは、毛で覆われた動物の雄一般には当てはまらない。雄で乳房はほとんど発達せず乳腺があるのみで機能することはない。雌も出産後1年間ほど乳汁を出すことはあっても出産と無関係に機能することはない。魚類、両生類、爬虫類、鳥類ときて、脊椎動物の最後が乳房類というのは如何にも奇妙である。なぜかくも奇妙な分類名が選び取られたのであろうか。

折しも18世紀の西洋は乳母制度の全盛期で、高い乳児死亡率をいかにして下げて人口を増やすかが識者の重大関心事であった。パリでもロンドンでも女性たちは子どもを田舎に里子に出して自分の乳房では養育しないのが当然の世の中であった。

> 毎年パリに生まれる2万1千人の子どものうち、母親の手で育てられるのは高々千人に過ぎず、他の千人は――特権階級であるが――住み込みの乳母に育てられていた。その他の子どもはすべて、母親の乳房を離れ、多かれ少なかれ遠く離れた乳母のところに里子に出されるのである[12]。

人間は富を生産し国の軍事力強化に役立つということで、子どもは18世紀

末になって商品価値をもつようになり、捨て子は植民地や軍隊へ送る人材とまで考えられた。ルイ15世の侍医ジョセフ・ローリンは「子どもは国の宝、王国の栄光、帝国の活力であり財産」と述べ、重商主義を背景に労働力増大への期待は大きく高まった。そうした時代背景の下、開業医でもあったリンネは1752年に乳母制度の弊害を説く論文を執筆し1758年の著作『自然の体系』第10版でママリアという分類名を提案し、別格扱いであった人間もこの項目に入れた。

雌トラや雌ライオンでさえ自分で子育てするのに、我が子を里子に出したまま無関心そのものである母親をリンネは批判した。子どもを増やす最上の方法は、外科医や産婆、とりわけ母親を教育し乳児死亡率を減少させることであり、加えて私たちもママリアであるという自覚を母親に植え付けることだとした。リンネが提案した分類名は、私たち人類も乳房動物であり、母親たるもの自分のお乳で子どもを育てるのは当然とされるようになり、母性愛の神話が誕生するのである。バダンテールの詳細な研究が示すように、母性愛とは女に備わった自然や本能ではなく、近代が生み出した歴史的産物なのである。

この決定的転換をもたらすのに、リンネが提案した分類名は多大な貢献をすることになったのである。哺乳動物に共通な分類指標は乳腺であって乳房ではない（たとえばカモノハシは哺乳動物の一員であるが乳房はもたない）。リンネが提案した綱名ママリアは厳密には間違っていたにも関わらず、18世紀西洋社会で選び取られ、今日なお世界動物分類名規約で正式に認められた分類名として生き続けている。

以上、解剖学と動物分類学を取り上げて、男女の社会的分業を正当化するのに科学がいかに使われてきたかを述べたが、この内容を図示すると図3のように示すことが出来るであろう。当時の知識人は、主張したいことを科学的根拠に基づいて述べること、すなわち科学言説を援用することによって主張の正当性や妥当性を述べ立てていたが、これをさらに男女の身体という神によって創造された自然に関連付けることによって、自然（神）が命ずると

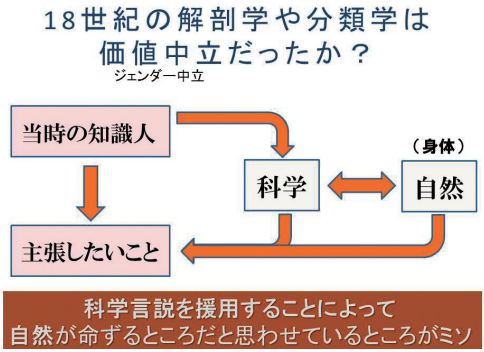

図 3

ころと思わせているところが巧妙である。しかもこの自然は、ダーウィンが登場し進化論が取りざたされようとも、自然選択によって獲得された女性の大きな骨盤、豊かな乳房が指し示す男女の役割分担にいささかの揺らぎをもたらすこともなかった。

4．世界の女性研究者増加政策

19世紀半ばになりようやく英米で女子の高等教育が始まったが、理系分野は概して出遅れた。ただし医学に関しては比較的早くから女性によって取り組まれてはきたし、女性たちが後進の育成を願って、女子の医学教育に乗り出す例も認められる[13]。しかし、理学や工学分野への女性の進出は極めて少数に限られてきた。

図 4 をご覧いただきたい。これは欧米と日本の女性研究者支援の取り組みを時系列に沿って示したものである。早い着手はアメリカである。1979年国連総会で「女子差別撤廃条約」が採択されたすぐ翌年にアメリカは科学技術分野における男女機会均等法を成立させている。これを契機に全米科学財団は、82年には科学分野と工学分野の女性に関する統計を出版し始め、さまざまな女性研究者支援の取り組みを始めている。

EU の取り組みはアメリカに比べるとかなり遅れる。イギリスで「科学と

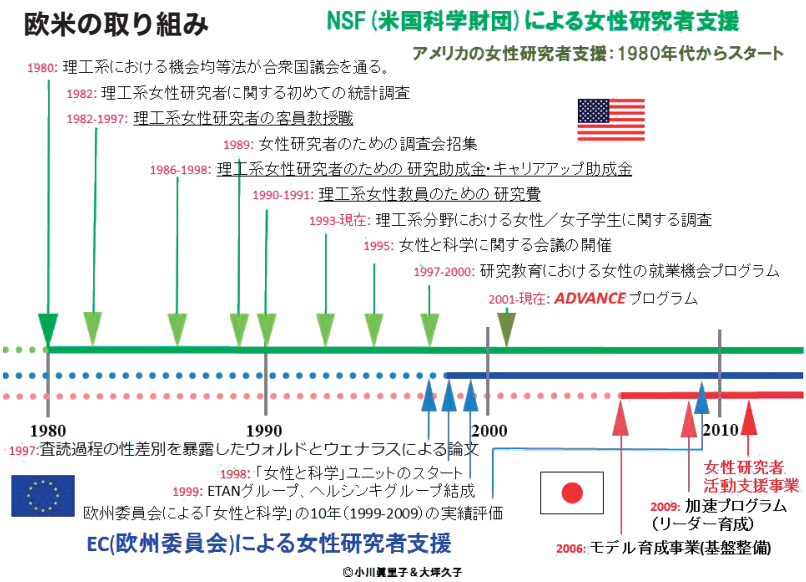

図 4

工学における女性 WISE」の取り組みが1985年に始まってはいるが、本格的な EU の取り組みは20世紀末からである。1997年スウェーデンのイェーテボリ大学に在職する二人の女性研究者が公正と信じられていた科学論文の査読過程に明らかなジェンダー・バイアスがかかっていることを暴露した論文「査読過程における贔屓と性差別」が『ネイチャー』に掲載され、衝撃をもたらした。女性たちの結束した闘いがここから始まり、1998年ブリュッセルで国際会議「女性と科学」が開催され、欧州議会の女性議員たちの協力も得て、欧州委員会の研究総局に「女性と科学」のユニットが設けられ、女性研究者支援政策が本格化した。

詳しくは拙稿をご覧いただきたいが、象徴的な『ETAN レポート』と『Helsinki レポート』という 2 つの報告書がまとめられ、EU 全体の女性科学者・技術者の現状が明らかにされ、欧州委員会は「平等な処遇」「ポジティヴ・アクション」「平等施策の主流化」の 3 つを柱に、あらゆる制度、組織にジェンダー平等を溶かし込む主流化政策 gender mainstreaming を確認し、

実践に向けて動き始めた[14]。

このような欧米での活発な動きに呼応して国連女性地位向上部（DAW）とユネスコの共同で「ジェンダー、科学および技術」の専門家会議が2010年秋にパリで開催され、スタンフォード大学教授ロンダ・シービンガーが『バックグラウンド文書』を用意し[15]、その翌年2011年2月の第55回国連婦人の地位委員会の「ジェンダー平等と持続可能な開発」をテーマに掲げる専門家パネルで、科学・技術分野でのジェンダー平等は採択され、明確な政策となった[16]。長年にわたって理系分野における女性の活躍が円滑に進むよう政府機関に積極的に働きかけてきたシービンガーは、彼女の自伝的な著作の中で、採択の瞬間を捉えて、自分のキャリアの中でもっとも胸躍る瞬間の一つであったと述べ、これで自分は幸福な女として満足して死ねるとまで記している[17]。

5．日本の女性研究者増加政策

日本における女性研究者支援政策が本格化するのは2006年からであるが、そこに至る経緯を簡単に紹介しておこう[18]。1999年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年には「男女共同参画基本計画」が策定され、2001年内閣府に「男女共同参画局」が設置されるに及んで、遅ればせながら2001～02年に科学技術振興調整費により都河明子（当時　東京医科歯科大学教授）を代表として「女性研究者の能力発揮」プログラムがスタートした[19]。そして最終的に女性研究者の能力発揮のための10提言がまとめられ、マスコミもこれをかなり大きく取り上げはしたが、すぐに具体的な政策には結びつかなかった。最初の基本計画から5年の歳月を経て、国は2005年に「第2次男女共同参画基本計画」をまとめることになり、変化はここから始まった。

第2次基本計画は、男女共同参画を推進する上で新たな取り組みを必要とする分野の最初に科学技術を置き、女性研究者の研究継続、採用機会の確保、研究環境の改善、理工系分野への進路選択支援などを掲げた。基本計画

表 1

年度	『男女共同参画白書』の特集テーマ
27 (2015)	地域の活力を高める女性の活躍　（三重県の相対的位置）
26	変わりゆく男性の仕事と暮らし
25	成長戦略の中核である女性の活躍に向けて
24	男女共同参画の視点からの防災・復興
23 (2011)	ポジティブ・アクションの推進 －「2020年30％」に向けて－
22	女性の活躍と経済・社会の活性化
21	男女共同参画の10年の軌跡と今後に向けての視点 男女共同参画社会基本法施行から10年を迎えて－
20	地域における女性の活躍 －実践的活動から進化する男女共同参画－
19	国際比較でみた男女共同参画の状況
18	女性が再チャレンジしやすい社会へ 男女共同参画と少子化対策は車の両輪
17 (2005)	**科学技術の進展と男女共同参画**
16	男女共同参画社会へのあゆみと現状
15	国際比較でみた男女共同参画社会の状況
14	都道府県別にみた男女共同参画社会の形成の状況
13 (2001)	男女共同参画社会の実現に向けて ～21世紀を豊かで活力あるものとするために～

でジェンダー・メインストリーミングが科学技術分野においても明文化されることによって、2005年は女性研究者にとって画期的な年となった。

これは、2001年から毎年発行されてきている『男女共同参画白書』の特集テーマにも明確に表れている（表 1）。表 1 に示すように、内閣府は『白書』をまとめるについて毎年注目すべき話題をテーマとして掲げてきているが、2005年の『白書』に初めて科学技術を前面に出すテーマ「科学技術の進展と男女共同参画」が当てられ、ちょうど折よくまとめられた男女共同参画学協会連絡会の大規模アンケート調査の結果や EU 等の統計手法などを組み入れて、我が国のきわめて遅れている女性研究者政策の現状が明らかにされたのである[20]。これはその翌年の「第 3 期 科学技術基本計画」の策定にも反映され、それまであまり登場しなかった女性というキーワードが大幅に増加し女性研究者の採用数値目標が提示されたのである。さらに同年の『科学技術白書』の中でも女性研究者関連の情報は目覚ましい躍進を遂げた。前年までわずか半頁ほどでしかなかった女性研究者関連情報が、2006年度の『科学技術白書』では 4 頁にもわたって詳述されることになった。

このような全面的な女性研究者支援の環境作りの上に、文部科学省は同

2006年「女性研究者支援モデル育成事業」を開始したのである。この事情は図4の日本部分に見るように、名称や狙いを変えて継続してきており、本年で本格的な女性研究者支援が開始されてから10年の節目を迎えている。その総括については、別に記した共著論文「日本における科学技術分野の女性研究者支援政策―2006年以降の動向を中心に―」を参照されたい[21]。

6．これからの女性研究者

本年2015年に男女共同参画局は「第4次男女共同参画基本計画」を取りまとめている。名古屋でも9月に公聴会が開かれ、科学技術分野における女性研究者ならびに関連分野について大筋が固まっているようなので、今後の見通しについて簡単に述べて展望としたい。

『第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案)』では全体の構成を従来とは変えて、第2部の政策編が3つに分けられた。

Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍
Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現
Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

Ⅰに5項目、Ⅱに3項目、Ⅲに4項目が割り振られている。科学技術に関しては「Ⅰ−5 科学技術・学術における男女共同参画の推進」という位置づけになり、『第3次男女共同参画基本計画』での第12分野という位置づけから第5分野へ大躍進ということになる。無論『第3次基本計画』の1から15分野までが重要度の序列になっているわけではないが、科学技術分野が第5分野へ位置づけられるようになった背景には、2012年末に発足した第2次安倍内閣による科学技術主導の経済成長戦略があることは間違いないであろう。2013年から新たに「科学技術イノベーション総合戦略」が毎年策定されるようになり、「イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備」の筆頭に「若手と女性の挑戦の機会の拡大」が謳われている。これは2003年度をピークに大学院博士課程の入学者が減少し続けており、研究者の人材不足がかなり懸念される状況になって来たからでもあろう。頼みの綱は女性の博士課程

人材であるが、日本の博士課程修了者に占める女性比率は先進国中最下位である。EU 諸国の平均が45％を超える状況にある中で、日本は28％で、いわばキプロス（37％）やマルタ（25％）並みである。

問題は、日本のほぼ 1 万 6 千人の博士課程入学者の 3 分の 1 以上が社会人であることだ。近年社会人入学者の増加は著しく、2003年には21.7％であったのが、2014年には37.7％を占めるまでに至っている[22]。人材の多様性という意味からそれが評価できないことではないが、若手人材の縮小は憂慮すべき事態ではあろう。ここ10年で日本の研究者数はほぼ横ばいで変化なしであるのに対し、ドイツでは大学の研究者数、フランスや韓国では企業の研究者数の顕著な伸びを示している[23]。さらなる危惧は、博士課程入学者に占める留学生の数も少なくないことである。彼らの多くが博士取得後に帰国するとなると、日本の若手研究者の数はさらに縮小することになり、女性への期待はいやが上にも高まることになる。以上述べたように、女性研究者への期待はきわめて大きくなってきてはいるが、彼女たちへの支援が十分であるとは言えない現状もしっかり認識されるべきである。

女性研究者への支援ということで、出産・育児等のライフイベントへの対応、また夫婦がともに研究者である場合（dual academic couples）の配偶者帯同雇用の可能性についても検討される必要があるだろう。現状では若手、留学生、社会人と並んで女性の参画が多様性の目玉のごとく言われるが、多様性確保の根幹は、社会のいかなる階層からであっても才能によって研究者として身を立てられることであろう。恐ろしく高額な授業料は教育を恵まれた階層に限定し、もし研究者をめざして貸与型の奨学金で博士取得までの長い教育を乗り越えるとすれば、前途ある若い研究者に大きな負債を強いることになる。多様性の確保は、まずは教育の公正な機会にこそ求められるべきであろう[24]。

さて、つぎに女性研究者に直接に関わることではないが、女性活躍推進法が成立する中、「第 4 次男女共同参画基本計画」の中で、少し気がかりなこともあり最後にそれについて述べておきたい。「Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍」に続く「Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現」の最初は第 6 分野とし

て、「生涯を通じた女性の健康支援」が挙げられた。この分野も『第3次男女共同参画基本計画』では第10分野であったものが、第6分野へ上げられた。女性の年齢に応じたそれぞれのライフステージにおいて様々な医療検診を受診するよう促し、それによって妊孕性（にんようせい）低下の防止を図るよう勧めている。現在、少子化対策の意味もあって、妊孕性という耳慣れない言葉が色々な場面で登場してきている。とくに高校生の保健副教材に妊孕性と年齢との関係を示すグラフが掲載され、データの出所が明確でないこともあり、22歳をピークとする妊孕性を示すグラフはかなり議論の的になっている[25]。

22歳を過ぎれば妊娠の可能性が著しく低下するような情報は、一つ間違うと女性のキャリア形成に大きな影響を与えかねないもので、科学的・医学的に正しい知識と女性の生涯設計とは十分慎重に指導されるべきことであろう。先にも述べたが科学技術分野で研究者を目指すとなると、相当長い勉学の期間を必要とし、これまで以上にきめ細やかな女性研究者育成支援が図られる必要があろう。

追記　平成27年12月25日に第4次男女共同参画基本計画は閣議決定された。大筋は先に示された素案と変わらないが、第6分野の「妊孕性低下の防止」は削除されて、「健康の保持」に差し換えられた。今後も、無責任に女性の早婚・出産を示唆するような政策には注意していく必要があろう。

注

1　玩具メーカー「タカラトミー」の製品。昭和42年7月4日リカちゃん人形の誕生。リカちゃんの誕生日は5月3日で11歳の設定。2011年12月の新聞では、売り上げが今も年100万体。2007年までの販売累計は5300万体という。ただし顧客サービスに電話で聞いてみると、現在は算数苦手といった設定はありませんとのこと。『リカちゃんハウスの博覧会』INAX出版、初版1989年、第3版1997年より。

2　ロンダ・シービンガー『ジェンダーは科学を変える!?』小川眞里子・東川佐枝美・外山浩明訳、工作舎、2002年、88頁。このセリフは婦人団体からの抗議ですぐさま削除されたが、シービンガーは発売元のマテル社の社長が女性であったにもかかわらずと述べている。

3　S. J. セシ&W. M. ウィリアムス『なぜ理系に進む女性は少ないのか？』大隅典子訳、西村書店、2013年（原著2007年）は、サマーズ発言を受けて、理系分野の女性について客観的な議論をめざして編まれた書物である。同書15頁によれば「彼は能力の

分布の右端においてジェンダーのアンバランスがあることは断固たるもので、どのようなものであれ、おそらく生物学的な原因があり、それがハーヴァードのような大学の科学・工学・数学分野に女性が少ないことの原因であるのは自明であると述べた」とある。

4 2010年のアメリカのスパイアクション映画『ソルト』に登場する、アンジェリーナ・ジョリー扮する主人公イヴリン・ソルトがふとした拍子に見せる数学（代数学）アレルギーもストーリーからの必然性がなく不自然で、こうした事例は数え切れないほどあろう。

5 マリアム・ミルザハニは、1977年イランの首都テヘランで生まれ、2004年にハーヴァード大学で博士号を取得し、プリンストン大学を経て、2008年からスタンフォード大学教授。代数学が専門。

6 フランソワ・プーラン・ド・ラ・バール『両性平等論』古茂田宏・今野佳代子・佐々木能章・佐藤和夫・仲島陽一訳、法政大学出版局、1997年。ブノワット・グルーは、時代を代表する男性フェミニストとして、17世紀プーラン、18世紀コンドルセ、19世紀ミルという具合に詳しく取り上げている。グルー『フェミニズムの歴史』山口昌子訳、白水社、2000年。

7 ロンダ・シービンガー『科学史から消された女性たち』小川眞里子・藤岡伸子・家田貴子訳、工作舎、1992年、および『ジェンダーは科学を変える!?』（前出）参照。

8 今西錦司責任編集『世界の名著39. ダーウィン』中央公論社、1967年、499頁。新訳は、チャールズ・ダーウィン『人間の進化と性淘汰Ⅱ』長谷川眞理子訳、文一総合出版、2000年、399頁。

9 天才神話については、小川眞里子「一〇人の女性ノーベル賞受賞者」日本エッセイスト・クラブ編集『うらやましい人』'03ベスト・エッセイ、文春文庫、2006年。

10 筆者は過去に解剖学について以下の機会に執筆しており、重複があることをお断りしておく。「科学史からみた性差」、学術会議叢書14『性差とは何か』日本学術協力財団、2008年、159–176頁；「科学史における『産む性』」『学術の動向』2008年4月号、10–15頁。動物分類学の事例については、ロンダ・シービンガー『女性を弄ぶ博物学』小川眞里子・財部香枝訳、工作舎、1996年、第2章参照。

11 たとえばミツバチの巣の中心部分にいる大きなハチは巣の統治者で、たとえそのハチが産卵しようともそれは端的に雄と考えられ、王バチと呼ばれてきた。詳細な顕微鏡観察図で有名なオランダの昆虫学者ヤン・スワンメルダム（1637–80）が王バチの生殖器を正しく雌と認識した後でさえ、博物学者たちは巣の支配者は王だと信じ、王バチは18世紀半ばまで生き延びた。支配と産卵機能の逆転から、王バチから女王バチの誕生となる。

12 エリザベート・バダンテール『母性という神話』鈴木晶訳、ちくま学芸文庫、1998年、第3章 里子、149–150頁。文意を失わないように一部省略した。

13 石原あえか『ドクトルたちの奮闘記―ゲーテが導く日独医学交流―』慶應義塾大学出版会、2012年；小川眞里子・三浦有紀子「アジアにおける女医の誕生と日本の女医の現状」『人文論叢』（三重大学人文学部文化学科研究紀要）第25号、2008年、181–191頁。『人文論叢』は三重大学図書館MUSEで、ウェブ上の閲覧可能。『ドクト

ルたちの奮闘記』は女医に限定するものではないが一次資料に当たった丁寧な仕事である。科学と言っても医学の臨床分野は、研究分野一般とはかなり違う。科学者の源流を辿ると多くの地域で女医に行きつくのはほぼ普遍的である。

14 拙稿「EU における女性研究者政策の10年」『人文論叢』（三重大学人文学部文化学科研究紀要）第29号、2012年、147–162頁。

15 Londa Schiebinger, *Gender, Science, and Technology*, Conceptual Background Paper for United Nations, Expert Group Meeting, Paris, 2010.

16 *Progressing toward Gender-Responsive Science and Technology*, Panel 1: Interactive Expert Panel, Emerging Issue: Gender Equality and Sustainable Development, United Nations, February, 2011. https://www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw55/panels/Panel1-Schiebinger-Londa.pdf

17 Londa Schiebinger, "Following the Story: From The Mind Has No Sex? to Gendered Innovations," in Paola Govoni & Zelda Alice Franceschi eds., *Writing about Lives in Science* (Göttingen: V&R Unipress, 2014), 43–54.

18 拙稿「ノーベル賞量産国日本で、なぜ女性受賞者が出ないのか」『人文論叢』（三重大学人文学部文化学科研究紀要）第31号、2014年、47–59頁。

19 筆者は同年『フェミニズムと科学 / 技術』を出版し、委員の一人としてこれに携わった。ちょうど EU で女性研究者支援プログラムが開始され、イギリスやベルギー、ドイツの視察で得た情報は、日本との格差を痛感させるものであった。

20 これは、当時内閣府男女共同参画局の塩満典子が、名取はにわ局長の下で男女共同参画を科学技術分野にも拡大しようと奮闘した成果である。

21 横山美和ほか 4 名「日本における科学技術分野の女性研究者支援政策」『ジェンダー研究』（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター）（印刷中）。

22 科学技術・学術政策研究所、科学技術・学術基盤調査研究室『科学技術指標2015』調査資料238、2015年、5 頁。

23 『科学技術指標2015』「第 2 章 研究開発人材」を参照。

24 筆者は研究者のバックグラウンドとしての社会階層の多様性を重要なものと考えている。女性の活躍にしても、男女の著しい賃金格差に踏み込まないで言い立てられても納得しがたいであろう。政策が根本に踏み込まなければ真の改革にはならない。

25 高校の副教材『健康な生活を送るために』20頁「健やかな妊娠・出産のために」に掲載された「妊娠のしやすさと年齢」のグラフに纏わる議論については、お茶の水女子大学非常勤講師 高橋さきの氏からのご教示による。記して感謝する。

図表について　図 1 は2011年 4 月に全米アカデミーの「科学、工学、医学分野における女性に関する委員会」によるワークショップで筆者が行った発表のパワーポイント・スライドから全米研究評議会により作成され、*Blueprint for the Future* に掲載されたものである。図 2 は『科学史から消された女性たち』の図版を利用。図 3 と図 4 は筆者作成。表 1 は内閣府 HP から作成。

《アメリカ訪問報告》

アメリカにおけるジェンダー・リサーチ

――ワシントン D.C. およびニューヨークの訪問報告

Gender Research in the U.S.A.:
A Report on Visits to Institutes in Washington, D.C. and New York

新井 美佐子　ARAI Misako
大野 光子　OHNO Mitsuko
武田 貴子　TAKEDA Takako

2015年 8 月末から 9 月初めの約 1 週間、アメリカのワシントン D.C. とニューヨークを訪れ、いくつかのジェンダー関連機関を視察した。視察先には役割や形態が異なる 4 機関――①優れた実績を誇る非営利のシンクタンク「女性政策研究所」、②同研究所の研究成果等に現れる、女性をめぐる様々な問題に対し、解決や防止を目指して草の根運動を展開する「全国女性機構」、③国際的な名門大学に数えられるコロンビア大学の「女性・ジェンダー・セクシュアリティ研究所」、④日米間の友好促進を目的に、一世紀余にわたり活動している非営利団体「ジャパン・ソサエティ」――を選び、東海ジェンダー研究所の今後の参考とすべく話を伺ったり、情報交換を行った。各機関で得られた主な知見は以下の通りである。

①女性政策研究所　Institute for Women's Policy Research（以下、「IWPR」）

所在地：1200 18th Street NW, Suite 301, Washington, D.C.　http://www.iwpr.org/

この研究所は、「広範囲にわたる、女性に焦点を当てた政策を対象とするリサーチ（調査、研究）を発展」（IWPR の HP より）させる目的で1987年に創設された。その労を担った一人で、現研究所長を務めるのは、フェミニズムやジェンダーの理論研究の必読文献と言い得る「マルクス主義とフェ

IWPR にてハートマン所長と

IWPR 発行のニューズレター

ミニズムの不幸な結婚―さらに実りある統合に向けて―」[1]の著者として、またアメリカの連邦準備制度理事会[2]初の女性議長就任のいわば立役者として、わが国でも知られるハイジ・ハートマン氏である。今回の訪問では、ハートマン所長はじめ、計10名の所員から入念に準備された説明を受けた。

それによれば、現在、IWPR には15名のリサーチ担当、 3 名のコミュニケーション担当、 2 名の開発担当、 3 名の財務・運営担当が在籍し、他に数名のインターン学生（実習生）も受け入れている。 4 名の研究主任が決定するリサーチ内容は、雇用、教育、貧困、社会保障、家族、健康など多分野にわたり、その対象地域もアメリカにとどまらず、アジアを含む海外に及ぶ。そうしたリサーチの成果は、関連情報等と共に冊子や報告書、季刊のニューズレター、メールマガジン（有料）等を通じて発信されている。非営利団体のロビイ活動は違法のためそもそも不可能だが、党派色の強いアメリカでは「中立」を保ったリサーチに意義を見出すことができ、ワシントンポストやニューヨーク・タイムズといった有力紙をはじめ、多様なメディアで IWPR のリサーチに基づいた記事が報じられている。IWPR は、多くの財団や組織、そして個人からの資金提供に支えられているが、それら支援の確保、拡充のためにも、質の高いリサーチとその発信が重要である。

②全国女性機構本部[3]　National Organization for Women（以下、「NOW」）

所在地：1100 H St NW Suite 300, Washington, D.C.　http://now.org/

NOW は、有名な『新しい女性の創造』[4]の著者であるベティ・フリーダンを創設者の一人、かつ初代代表とし、1966年に発足した。現在50万人以上の会員や出資者を擁し、以下のような分権的な組織構造となっている。

- 支部やキャンパス支部：全米に数百あり、それぞれが代表を選出して、独自に活動を展開。
- 地区大会：全米に 9 つあり、 2 年に 1 度開催。全国大会への出席者（数は、地区の会員数に比例）を指名。
- 全国大会：少なくとも年に 3 回開催され、事業運営や資産管理、政策関連事項等について検討。

私たちを迎えて下さったのは、フェミニストとしての誇りと貫録に満ちた政府担当代表理事の Jan Erickson 氏と、若い女性のフェミニスト離れが言われる中、大学を卒業したばかりの頼もしい実習生のお二人であった。Erickson 氏からは、アメリカにおける様々な男女間格差、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシャル・ハラスメント、健康（リプロダクティブ・ヘルス）問題等についての具体例と、それに対する NOW の働きかけを

フェミニズムに貢献した女性（Alice Paul, Sara M. Evans）の額が並ぶ NOW のオフィス

NOW（上 2 点）やコロンビア大学（下）で頂いたステッカー：「今（NOW）フェミニストを選出しよう」（NOW）、「女性が変革を生み出す」（コロンビア大学）

伺った。一例を挙げると、DV 被害の女性に対し、他機関とも提携して住居や雇用確保の支援を行っているが、コストがかかるとのことであった。

③コロンビア大学　女性・ジェンダー・セクシュアリティ研究所

Columbia University, Institute for Women, Gender, and Sexuality

所在地：116th Street and Broadway, New York　http://irwgs.columbia.edu/

女性教員や学生からの要望を受け、アメリカの大学の中では比較的遅い1987年に設置された同研究所では、所長の Marianne Hirsch 氏と副所長の Laura Ciolkowski 氏が私たちに対応して下さった。研究所では、コロンビア大学と道路を挟んで位置している名門女子大バーナード・カレッジとの共通課程を含めて、学部生には主専攻科目を、大学院生には副専攻科目を提供しており、履修生には学位（修士号、博士号）ではなく、修了証（Certification）が授与される。コロンビア大学の学生の約 6 割が院生であるが、研究所でも学部生の受講は少なく、院生のそれは増えており、特にアラブ首長国連邦や中国出身、及びアジア系アメリカ人が多い。また、いわゆるリカレントの学生（社会人の受講生）はほとんどいない。まだまだ男性中心の大学組織の中で、地道な活動やリサーチを続けている。

④ジャパン・ソサエティ　Japan Society

所在地：333 East 47th Street, New York　http://www.japansociety.org/

1907年の設立以来、アメリカにおける日本の情報発信拠点として大きな役割を果たしてきたジャパン・ソサエティは、「日本国憲法」第24条草案を執筆したベアテ・シロタ・ゴードンが戦後最初のディレクターとして日本美術をアメリカに紹介した組織でもあるが、訪問では同 NPO の多様な取り組みを紹介頂いた。特に2015年は、安倍政権の唱える女性の活躍推進政策への注目から「日本の女性」をテーマとする諸イベントが実施されていた。息の長い、多彩な取り組みの実現には、個人や企業の会費や寄付が欠かせない

ことが理解された。

なお、訪問後、程近くにある国際連合にも赴いた。国連開発計画が掲げる17の持続可能な開発目標の5番目にジェンダー平等が挙げられており、厳重なセキュリティ・チェックを経て入館すると、女性やジェンダーに関わる国際的な問題を提示した複数枚の大きな写真入りパネル等を見学することができた。

国連の展示スペースにある大型パネル「ジェンダー平等と民主主義とは不可分」：世界人口の半数強が女性であるにも関わらず、議員に占める割合は世界平均で1985年11％→2015年22％にとどまっている。

以上、紙幅に限りがあり、まさに概要ではあるが今回の視察報告としたい。なお、訪問先では日本や東海ジェンダー研究所に関する質問も多く寄せられ、持参した資料や研究所のパンフレット、紀要(『ジェンダー研究』）等を示しつつ、回答した。そして、いずれの機関においても機関同士の交流の必要性を共有することができた。ジェンダー関連機関の目的や形態は多種多様であり、それら機関が有機的に機能することで、ジェンダー問題の解消、改善が一層進むと思われる。とりわけ、グローバル化が急速に進展している昨今は、ジェンダー問題のグローバル化、複雑化等も考えられ、国際交流はますます有意義となろう。今回の視察が、東海ジェンダー研究所の発展の一助となれば幸いである。

注

1 Heidi Hartmann (1981) “The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Towards a more Progressive Union”, Sargent, Lydia ed., *Women and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism and Feminism*, Black Rose Books.（リディア・サージェント編／田中かず子訳（1991）『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』勁草書房、所収）

2 英語名称は “the Board of Governors of the Federal Reserve System”。1913年設立。アメリカの中央銀行に相当するとも言われ、ハートマン氏は、その議長にジャネット・イエレン氏を指名するようオバマ大統領に宛てた嘆願書を集めることを発起した。

3　当初は NOW のニューヨーク市支部を視察予定であったが、直前になって建物の改装を理由にキャンセルの連絡が入ったため、急遽訪問先を変更した。
4　Betty Friedan (1963) *The Feminine Mystique*, W.W. Norton & Company, INC. N.Y.（ベティ・フリーダン著／三浦冨美子訳（2004）『新しい女性の創造』大和書房）

《プロジェクト研究》

『資料集 名古屋における共同保育所運動 1960〜80』の作成にかかわって

Collecting Materials on the Movement for Creating Uncertified Day-Care Centers in the Nagoya Area from 1960–1980

吉田 啓子　YOSHIDA Keiko

「養育の社会化」プロジェクトでは、その第一段階として名古屋の保育運動に関する資料集を作ることになっていたが、ようやく完成のめどがついて、ほっとしている。

資料集が扱ったのは、1960年代から1980年代にかけて名古屋地域で展開された共同保育所作りを中心とする保育運動であるが、共同保育所作りは名古屋地区に限らず全国的に展開されていた運動であった。この時期になぜ保育運動が全国的に展開されたのか、資料集の作成は、これまであまり考えることもなかったこの問題に改めて向き合うきっかけとなった。保育運動の基礎にあったのは、女性の働く権利の確立と子どもの発達保障の両立という要求であった。1947年に施行された新しい憲法のもとで育った若い女性たちにとって、働くことは人間にとっての権利であり、男女平等に保障されるべき権利であった。にもかかわらず、学校を卒業して働き始めた女性たちを待ちうけていたのは、女性なるが故のさまざまな差別であった。就職差別、賃金差別、昇進・昇格差別、定年差別など枚挙にいとまなく、その上、結婚するか、子どもを出産すると働くことをあきらめて子育てに専念するか、もしくは子どもを持つことを諦めるか、二つに一つの選択を迫られたのである。そのような状況の中で、経済的自立を求め、働き続ける権利を掲げた女性たちは、仕事と育児の両立を求めて、模索しながら保育所作りにその活路を見出した。その場合、女性たちがよりどころにしたのは、憲法と児童福祉法であった。彼女たちはここから親が働いている間の子どもの保育は公的責任で

なされるべきという論理を導き出し、公立保育所の増設と産休明け長時間保育の実現を要求した。その一方で、必要に迫られてのことであったが、公立保育所ができるまでのつなぎとして、自ら保育者を探し、保育できる場所を探し、資金を持ち寄って小さな保育所を作った。運営をはじめ保育についても、何もかも未経験のことであったからいわば手探りの模索を続け、こうして父母と保育者とが相談しながら取り組むという共同保育所の形態が確立するのである。

この時期の保育運動の特徴は、女性の働く権利を前面に打ち出し、それを保障するために産休明け・長時間保育の公的な実現を要求したことにある。このころの年表を繰ってみると、1962年には「女子学生亡国論」が登場し、また日教組では「家庭一般」の女子必修化をめぐって議論が行われていた。翌年には中央児童福祉審議会保育制度部会の中間答申「保育問題をこう考える」で家庭保育主義がうちだされ、同じ年に出された経済審議会の答申でも女性の働き方を結婚出産による退職と育児終了後の再就職というようにパターン化している。要するに1960年代前半は高度経済成長期の労働力不足を補うために女性の労働力化を促進する一方で、女性を家計補助的な低賃金労働力として位置づける方向性が鮮明に打ち出された時期だったのである。女性たちは、それに対し、憲法と児童福祉法を掲げて全国的な保育所要求運動を展開して応えたのである。運動のなかでは「ポストの数ほど保育所を」というスローガンがしばしば登場するが、このスローガンは当時の女性たちの権利意識に裏打ちされた運動のめざすところを見事に表現するものであった。今回あらためて確認したところによると、このころにできた共同保育所数は、名古屋市内のみに限れば13共保、市外も含めると25共保にのぼっている（ただし、1968年発足の愛知県共同保育所連合会に加盟した共保の数）。資料集には、このころの親たちがどんな思いで共同保育所つくりにかかわったかを示す資料がいくつか収録されている。働きたい、働かなければ食べていけない、そんな切羽詰まった思いで保育所を探し、ようやくたどり着いた共同保育所の、保育所とは名ばかりの小さな借家やプレハブの倉庫のようなところに愕然としなかった親はいなかっただろう。そんなところに小さな子

どもを預けることに一抹の後ろめたさを覚えた親もおそらくいただろう。それでも使命感を持って働く保育者たちとその子どもに対する情熱に励まされ、さらに子ども集団の中で目覚ましく成長するわが子の姿に、自分の選択は間違ってはいなかったと確信する、そんな親の思いがそこからは伝わってくる。

1970年代にはいると、名古屋地区の保育所つくり運動は認可化にむけて新たな展開を見せるようになる。1968年に厚生省が社会福祉法人の設置基準を緩和して、30人以上60人未満の小規模保育所の設置を認めたことを受けて、共同保育所から認可を取って小規模保育所になるところが登場したのである。共保の理念や運営形態を維持しながら、安定した財政基盤のもとで、産休明け・長時間の乳児保育を実践するという認可園への転換は、それまで共保の運営に四苦八苦してきた親や、過重労働を強いられてきた保育者にも支持され、それだけでなく、それまで共保が実践してきた乳児集団保育の理論化という点で大きく貢献することになった。乳児の集団保育は、当初は必要に迫られて手探りから始まったにしても、多くの研究者の協力を得ながら実践を積み重ね、そのなかで確かな手ごたえとなって、それが乳児集団保育理論に結実していくのであるが、今回確認できたことの1つとして、認可園になったことによって、安定した保育が可能になり、そのため乳児保育の理論化により貢献できるようになったということであった。乳児保育の理論化は保育運動の当初から提起されていたことであったが、その成果が出てくるのは1970年代に入ってからのことだという。それまでは保育者の労働条件があまりに劣悪で、頻繁な離・退職が繰り返され、保育実践の蓄積が十分にできなかったのである。1969年、共保の保育者たちは、労働条件の改善を求めて、親を巻き込んで全日ストライキを行った。1971年には公立保育園でも保育者による自主管理ストライキが行われている。こうした運動の積み重ねの上に、1973年、革新市政が実現し、そのもとで公私格差是正（公立保育園と民間保育園の保育者の処遇格差是正）や保母配置の改善が行われた。保育実践の蓄積とその理論化はこうした労働条件の改善の上に開花した

ものだったということだろう。

産業構造が変わった今、1960年代、1970年代に比べると、親や子どもをとりまく社会状況は大きく変化している。1980年代前半には、既婚女性のうち共働きが家事専業者数を上回って、女性にとって働くことがいわば当たり前の時代になった。しかし、女性差別撤廃条約が批准され、男女雇用機会均等法が制定されたとはいえ、働く女性の半分以上が非正規のいわば無権利状態にあり、女性にとって働く権利が確立したとは言い難い状況にある。子育て全般に関してみれば、1980年代、1990年代にはいって育児ノイローゼや育児不安、子ども虐待などが増加し、社会問題となっている。公的な保護の対象となっている保育園児に比べて、家庭にいる子どもにこそ保護が必要だとの声さえ聞かれるようになったのは、このような今日の子育て事情を反映したものといえよう。保育所が不在の親に代わって子どもを世話するという以上の可能性を持つことは、乳児保育理論の本などを読むまでもなく、友達とのかかわりあいを通じて社会性や協同性を身につけた保育園児を見れば明らかであるが、保育要求が高まることは他方からいえば保育所の門がますます狭き門になるということでもある。特に都市部の待機児童問題は深刻であり、新聞報道によると、2014年4月1日時点の集計で、待機児童数は全国で2万1371人いて、このうち0～2歳児が84.5％を占める（中日新聞 2015.3.6）。解説では、保育所の認定基準を緩和して保育所をふやしても、潜在的な保育需要が掘り起こされるので、待機児童数はなかなか減らないとしている。また、認定基準の緩和で従来認可外であった保育所も小規模保育所（定員6～19人）として認可されることになったが、ここで受け入れられるのは乳児だけだから、3歳になると新たな受け入れ場所を探さなくてはならず、それも大変だと記事は伝えている（なお、上にあげた待機児童数は待機児童の定義を変更したうえでの数値で、従来の定義でいうと、待機児童は4万人弱になるということである）。

待機児童の解消や子育て環境の充実を図るために、2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたが、報道によると、この新制度は

介護保険をモデルにしたもので、保育所に入所するには、市町村で保育の必要性についての認定を受けなければならない。認定は就労時間に応じて必要保育時間が決められるので、市区町村に責任のある認可保育所に入れればいいが、入れなかった場合は事業者との直接契約になり、場合によっては延長保育料などの余分な経費が付加されて予想外の費用がかかることもあると指摘されている。新制度については、「保育の市場化をめざす」もので、「自治体の役割は後退する」（中日新聞 2015.1.23）と批判する専門家もいる。保育の市場化の中身は、従来保育所は社会福祉事業によって行われてきたが、これでは競争原理が働かないので、そこへ企業を参入させて経営の効率化を促すということらしい。そのもとになったのがおそらく、内閣府の「保育サービス価格に関する研究会報告」（座長 八代尚宏 2003.3.28）であろう。この報告では、質の高い保育サービスを低コストで供給するという課題を提起して、この観点から公立保育園と私立保育園、無認可保育園を比較検討している。公立保育園は施設面や子どもの発達心理学的な面の発育環境は優れているが、保育士の年齢構成や経験年数から私立保育園に比べて 2 〜 3 割強のコスト高になり、この公立の高コスト体質がサービス供給量を少なくし、待機児童問題を深刻化させる要因である。これを是正するために規制緩和を進め、競争原理を導入することが必要だというのである。しかし、ここには保育士が専門労働であり、資格も経験年数もあってこそ保育の質が維持できること、いい保育が行われてこそ親は安心して働けるという視点が完全に欠落している。未来の人材育成という点からいっても保育の質がきわめて重要な意味を持つのに、私立保育園なら公立保育園の60％で済み、無認可保育所ならさらに安く30％で済むという発想がそもそも逆転しているのではないか。現在、保育士が不足していて施設が開設できないという話も耳にするが、その一因は、保育士の処遇の低さという問題にある。ちなみに、労働統計要覧で調べると、保育労働者の年収は2011年現在で平均22万円前後、他の業種と比べると10万円がたひくくなっている。ここに手をつけることがまず先決ではないのだろうか。

資料集で扱ってきたのは1960年代初めに始まった保育運動であるが、そ

れから50年余りたった今でも、あの頃とほとんど変わらない光景がいまなお繰り返されていることにいささか複雑な思いを禁じ得ない。その一方で、今回資料集の編集に参加して感じたのは、保育運動を始めた女性たちのパワーとパイオニア精神のすごさである。権利があるといっても、それは使わなければ生きたものにはならない。権利を権利として生かすために闘う、保育運動の真髄はまさにここにあったと、改めて確信した次第である。

末尾ながら、資料集作成にあたっては実に多くの方々にご協力いただいた。この場を借りて改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。当初は50年前の資料がどの程度保存されているのか、見当もつかず、ただいまのうちに集めておかなければという気持ちだけではじめたが、多くの方々が半世紀もの間資料を大事に保管しておられたということに、保育運動にたいする強い思い入れを感じました。そのご厚意に応えられるようなものにしたいとプロジェクトの一員として精一杯頑張ったつもりですが、果たして応えられたでしょうか、機会がありましたらご意見などを賜りたいと思います。

公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告

平成26年度　事業報告
平成27年度　プロジェクト研究報告
平成28年度　個人･団体研究助成　募集要項
平成28年度　『ジェンダー研究』第19号原稿募集要項
年報審査･機関誌編集規程

平成26年度　事業報告書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

(1) ジェンダー問題に関する研究・調査

①プロジェクト研究

男女共同参画社会形成のための基本的な問題解決に資するため、平成24年度から3年計画で開始した当研究所主催のプロジェクト研究を発展させた。

テーマ：「雇用労働と子育て」におけるジェンダー差別構造とその解体をめぐる研究―養育の社会化をめぐって―

内　容：プロジェクト研究会を9回開催した。公立保育園設立に関わった人たち、元愛知県共同保育所連合会事務局長をゲストスピーカーに招くとともに、保育関係の研究者・実践者である研究員の報告などを行い、1960年代にはじまる名古屋の共同保育所とその歴史を手がかりに調査・研究・資料収集を行った。

また、研究員の一部で構成する資料グループは、4月から18回の会合をもち、資料集作成に向けての準備をすすめた。プロジェクト研究会では、資料グループの報告をもとに資料集の構成についての検討を始めた。

②海外調査

・イギリスの女性団体の要請により、イギリスを中心とする海外のジェンダー研究及び女性図書館の状況を調査するため、イギリスへ2名を派遣した。また、海外調査報告会を平成26年11月5日に開催した。

派遣期間：平成26年9月11日～17日

派遣先：イギリス　ノッティンガム女性センター及びフェミニスト・ライブラリー

内　容：「FLA (Feminist and Women's Libraries and Archives Network)」への参加

・英文パンフレットの作成及び次年度の海外調査について検討するため、新たに国際情報交流委員会を設置し、委員会を4回開催した。

内　容：東海ジェンダー研究所英文パンフレットの内容を検討し、原稿を作成した。

平成27年度の海外調査候補地を検討し、アメリカ　ワシントンD.C.の「女性政策研究所」ほかを訪問することとした。

(2) ジェンダー問題に関する研究への助成

①個人研究助成

若手研究者を対象に、男女共同参画社会の形成に資する研究テーマを公募し、選考の上助成した。

・募集期間　　平成26年4月15日～5月31日

・応募総数　　19名

・審査委員会　　第１次選考　平成26年６月23日　　当研究所にて選考会議
　　第２次選考　平成26年７月９日　　当研究所にて選考会議

・受託者（４名）
＊森 悠一郎（モリ　ユウイチロウ）
（東京大学大学院法学政治学研究科助教）
N. フレイザーの「承認／再分配の正義」とジェンダー平等：現代日本のジェンダー立法への法・政治哲学的考察
＊洲崎 圭子（スサキ　ケイコ）
（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程）
メキシコ人／メキシコ系女性作家の作品を通してみる男性性の諸相とマチスモ
＊横山 道史（ヨコヤマ　ミチフミ）
（日本女子大学、国士舘大学、東京立正短期大学・非常勤講師、立正大学文学部哲学科・教務助手）
「女たち」の反原発運動の思想的潜勢力を問う
―「ポスト・フクシマ」21世紀のエコロジカル・フェミズムの再興へ―
＊横山 美和（ヨコヤマ　ミワ）
（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科研究院研究員）
女性医師 Clelia Duel Mosher の月経調査と19–20世紀転換期米国のジェンダーポリティクス
・助成金額　　計1,200,000円（各30万円）

②団体研究助成
ジェンダー問題を研究している団体の研究計画を公募し、選考の上助成した。
・募集期間　　平成26年４月15日～５月31日
・応募総数　　６件
・審査委員会　　第１次選考　平成26年６月23日　　当研究所にて選考会議
　　第２次選考　平成26年７月９日　　当研究所にて選考会議
・受託団体　　３件
＊WISH（女性と制度と歴史研究会）
女性運動と行政の協働に関する調査研究：男女雇用機会均等法の成立過程を事例として
＊愛知女性史研究会
愛知近現代女性史人名事典の作成の為の調査・研究
―調査・記録・検討・刊行準備―
＊保育の質研究プロジェクト
保育職のキャリア形成と家族形成のライフコース展望
～学生、新人保育者、管理職の比較を通して～
・助成金額　　計600,000円（各20万円）

(3) ジェンダー問題に関するシンポジウム、フォーラム等の開催

ジェンダー問題に対する理解・意識の普及や啓発のため講演会・シンポジウム等を開催した。

①講演会

・テーマ　戦後日本の公害・環境問題と女性の歴史的役割
・講　師　宮本 憲一氏（元滋賀大学学長）
・日　時　平成26年10月19日(日) 13：50～16：30
・会　場　名古屋都市センター　ホール
・参加費　無料
・参加者　70名（定員100名）

②ジェンダー問題基礎講座（その1）（その2）

・テーマ　（その1）ジェンダーとはなにか
　　―フェミニズムからジェンダーへ―
　（その2）ジェンダーとはなにか
　　―フェミニズムで読み説く経済学のジェンダー構造―
・講　師　安川 悦子さん（名古屋市立大学名誉教授）
・日　時　（その1）平成26年9月25日(木) 13：30～15：30
　（その2）平成27年1月31日(日) 13：30～15：30
・会　場　東海ジェンダー研究所　セミナー室
・参加費　無料
・参加者　（その1）　36名（定員30名）
　（その2）　57名（定員30名）

③個人助成受託者報告会

前年度の個人助成受託者が、研究成果を発表するための報告会を開催した。

・日　時　平成26年7月6日(日) 12：50～17：30
・会　場　東海ジェンダー研究所　セミナー室
・報告者　鬼頭 孝佳さん（名古屋大学大学院文学研究科博士課程）
　岩下 好美さん（テンプル大学ジャパンキャンパス）
　目 麻里子さん（東京大学大学院医学系健康科学看護学専攻家族看護学分野）
　臺丸谷 美幸さん（専修大学経営学部　兼任講師）
　山本 めゆさん（京都大学大学院文学研究科行動文化学専攻社会学専修）
・参加費　無料
・参加者　27名（定員24名）

終了後、報告者を交えて交流会を開催した。

④賛助会員のつどい

賛助会員の交流を図り、幅広い分野におけるジェンダー問題への理解を深めるため、公開して開催した。

・テーマ　能の花を伝え継ぐ
・講　師　大島 衣恵さん（喜多流能楽師）

・日　時　　平成26年12月７日（日）14：30～16：45
・会　場　　サイプレスガーデンホテル　小宴会場
・参加費　　無料
・参加者　　66名（定員60名）
＊賛助会員数　　206名（平成26年度末現在）

(4) 年報及びニューズレターの発行（広報・出版活動）

①年報『ジェンダー研究』第17号の発行

依頼論文、公募論文・研究ノート、特別寄稿、シンポジウム報告及びプロジェクト研究中間報告等を掲載した。また、当研究所の平成25年度事業報告も掲載した。

また、第17号は論文タイトル・目次の英文表記に加え、公募論文・研究ノートの英文概要を掲載した。

〈公募論文〉

・応募期間　　平成26年４月15日～９月30日
・応募総数　　５名（一般３名、個人研究助成受託者２名）
・審査委員会　　第１次選考　平成26年10月22日　　当研究所にて選考会議
　　第２次選考　平成26年12月11日　　当研究所にて選考会議
・発行月　　２月
・発行部数　　700部
・掲載内容

依頼論文	１件
公募論文・研究ノート	３件
特別寄稿	１件
シンポジウム報告	１件
プロジェクト研究関連	１件

②ニューズレター『LIBRA』第51・52・53号の発行

ジェンダー問題に関する識者の見解、当研究所の事業などを掲載した。

・発行月　　７月（51号）・11月（52号）・３月（53号）
・発行部数　　51号・52号　1,300部、53号　1,500部

(5) 他事業への助成（後援）

①日本フェミニスト経済学会2014年度大会

・テーマ　　共通論題「フェミニズム運動と反貧困運動」
・報告者と報告テーマ（共通論題）
　湯浅 誠さん（社会活動家・法政大学）「運動と政治の間」
　湯澤 直美さん（立教大学）「“子どもの貧困”とフェミニズム」
　伊田久美子さん（大阪府立大学）「女性学・女性運動における貧困・階層問題」
・日　時　　平成26年７月26日（土）　自由論題　10：00～12：05
　　共通論題　13：00～17：00

・会　場　　名古屋大学野依記念学術交流館
・主　催　　日本フェミニスト経済学会

②ワーキング・ウーマン講演会
・テーマ　　安倍政権の女性政策をどう見るか？
・講　師　　田村 哲樹教授（名古屋大学大学院法学研究科）
・日　時　　平成26年8月30日(土)　14：00〜16：30
・会　場　　東海ジェンダー研究所　セミナー室
・主　催　　ワーキング・ウーマン〜男女差別をなくす愛知連絡会〜

③ESDあいち・なごやパートナーシップ事業
・テーマ　　「食」をめぐる環境〜未来の子どもたちのために
・講　師　　浅沼 修一教授（名古屋大学農学国際教育協力研究センター）
・パネリスト　小野邦彦さん・笹野明美さん・林 富蔵さん・前澤このみさん
・日　時　　平成26年10月26日(日)　12：30〜16：00
・会　場　　愛知女性総合センター・ウィルあいち大会議室
・特定非営利活動法人　　ウィル21フォーラム

(6) ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と提供

ジェンダー問題に関する図書・資料を収集した。また、図書・雑誌等の整理を行った。

・プロジェクト研究に関する図書・資料の収集　　図書 32冊　資料 21点
・ジェンダー問題に関する図書の購入・寄贈　　40冊
・関係諸機関からの研究情報ニュース、研究誌（年報など）　　40タイトル
・研究者からの一括寄贈図書資料　　図書 277冊　雑誌 23タイトル

(7) その他当研究所の目的を達成するために必要な事業

①ジェンダー問題に関する研究会・研修等に用いるセミナー室の貸出
平成26年度利用登録 9件、年間利用件数 107件（平成25年度 103件）

②ジェンダー問題に関する会議等への出席
・「名古屋市男女平等参画推進会議（イコールなごや)」への参加
　平成26年9月29日
・公益財団法人　あいち男女共同参画財団理事会への出席
　平成26年5月27日、平成26年6月25日、平成27年3月17日
・「あいち女性連携フォーラム」への参加
　平成27年2月28日

2015(平成27)年度に開催されたプロジェクト研究会

第24回　2015年4月24日(金)
・出版社関係者との面談の報告
・資料集の構成についての検討

第25回　2015年5月29日(金)
・資料集の構成内容「名古屋における共同保育所運動資料」の説明
・資料集について―第1章および第4章の採録候補リストの説明

第26回　2015年6月23日(火)
・出版社との打合せの報告
・資料集について―第2章および第3章の採録候補リストの説明
・資料集原稿の書き方についての検討

第27回　2015年7月21日(火)
・資料集の体裁および解説原稿についての検討
・資料集第2章の採録候補リストの詳細説明

第28回　2015年9月25日(金)
・資料集について
　―構成についての再確認
　―付表内容の確認
　―解説原稿の書き方についての検討

第29回　2015年12月8日(火)
・資料グループからの報告

資料グループによる資料集用資料原稿および解説原稿の調整会議
2015年
4月15日(水)　5月15日(金)　6月8日(月)　6月19日(金)　7月30日(木)
10月9日(金)　10月23日(金)　11月6日(金)　11月20日(金)　11月25日(水)
11月27日(金)　12月8日(火)
2016年
1月15日(金)　2月12日(金)

公益財団法人東海ジェンダー研究所　助成

2016年度(第20回)　個人研究助成　募集要項

1　目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「個人研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が若手の研究者によって推進されることを願い、期待できる研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2　対象となる研究

・個人研究　　・分野不問　　・未発表のもの

3　助成費

1研究30万円以内

4　募集人数

若干名

5　研究期間

1年間

6　申請資格

ジェンダー問題についての研究意欲と、具体的な研究計画を持つ者（国籍・性別不問）

7　申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。(FAXまたは郵送での請求も可)

8　申請方法

書式に従って記入し、下記の期間に研究所へ提出する。　　※ 受付は郵送のみ

期間　2016年4月15日(金)～5月末日　　消印有効

〈請求・提出先〉

〒460−0022　名古屋市中区金山1−9−19　ミズノビル6F
公益財団法人　東海ジェンダー研究所
TEL　052−324−6591
FAX　052−324−6592
E-mail　info@libra.or.jp
URL　http://www.libra.or.jp/

9　採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2016年9月までに通知する。
なお、応募者が多数の場合は、若手研究者を優先する。

10　報告会での報告及び報告書の提出

採用された方には、①翌年度の個人助成受託者報告会での研究報告
②所定の期日までに研究報告書を提出
を義務づける。

公益財団法人東海ジェンダー研究所　助成

2016年度(第20回)　団体研究助成　募集要項

1　目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「団体研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が推進されることを願い、期待できる団体の研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2　対象となる研究

団体研究（分野不問、継続的研究にかかわらず、助成は単年度ごとに行う）

3　助成費

1研究　10〜30万円（研究の規模に応じて決定する）

4　研究費助成期間

1年間（年度ごとに研究成果を報告する）　継続して3回まで応募することができる。

5　申請資格団体

ジェンダー問題について研究する団体及びグループ

6　申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。(FAXまたは郵送での請求も可)

7　申請方法

書式に従って記入し、団体の会員名簿、会則等を添付する。　※ 受付は郵送のみ

期間　2016年4月15日(金)〜5月末日　　消印有効

〈請求・提出先〉

〒460−0022　名古屋市中区金山1−9−19　ミズノビル6F
公益財団法人　東海ジェンダー研究所
TEL　052−324−6591
FAX　052−324−6592
E-mail　info@libra.or.jp
URL　http://www.libra.or.jp/

8　採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2016年9月までに通知する。

9　報告書の提出

採用された団体は、2017年7月末日までに研究活動報告・収支決算実績報告書を提出する。ただし、継続申請を希望する団体は、2017年5月末を提出期限とする。

『ジェンダー研究』第19号　原稿募集要項(2016年度)

1　原則としてジェンダー関係の研究論文等を掲載する。

本号は、前号に引き続き、「女性と労働」をメインテーマとするが、その他のテーマも可とする。

2　応募資格

性別、年齢、国籍を問わない。

3　応募書類の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。(FAX または郵送の請求も可)

4　応募方法

原稿（ホームページ掲載の執筆要項を参照）に応募書類を添えて、原稿締切日までに提出する。提出は郵送のみとする。

5　応募原稿

⑴　未発表のものに限る。
⑵　字数は、20,000字程度（註、参考文献、図表等を含む）とする。
⑶　原稿はA4サイズに印刷して郵送する。(最終原稿確定後にUSB・CDなどでデータを提出)
⑷　原稿締切日は、2016年9月末日。　消印有効とする。
⑸　原稿は、日本語を原則とする。
⑹　英語のタイトルと概要（55ワード以内）をつけ、日本語と英語のキーワード（各5語以内）をつける。

6　原稿採用の決定

編集委員会（委員以外の専門家も含む）の審議を経て、通知する。

7　刊行予定

2016年度内とする。

〈請求・提出先〉

〒460–0022　名古屋市中区金山1–9–19　ミズノビル6F
公益財団法人　東海ジェンダー研究所
TEL　052–324–6591
FAX　052–324–6592
E-mail　info@libra.or.jp
URL　http://www.libra.or.jp/

提出後、原稿締切日より2週間を経ても事務局より受領の連絡がない場合は、お問い合わせください。

年報審査規程

（目的）
第１条　この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が発行する年報に掲載する論文の審査について、必要な事項を定める。
（審査）
第２条　年報の審査は、年報審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
（構成）
第３条　委員会は、審査委員長及び審査委員で構成する。
2　審査委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。
3　年報審査委員は、機関誌編集委員を兼務することができる。
4　年報審査委員長は、理事の中から理事の互選とする。
（任期）
第４条　年報審査委員長及び年報審査委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
（査読委員の委嘱）
第５条　この法人が発行する年報に掲載する論文の審査のために、査読委員をおく。
2　査読委員は、年報編集のつど委員会の議を経て、年報審査委員長が委嘱し、論文を審査する。
3　査読委員と年報審査委員は兼務することができる。
4　委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、論文の掲載の可否、修正指示等の措置を決定する。
5　査読委員には、役員等報酬規程に準じて報酬等を支給する。また必要に応じて、役員及び職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。
（改定）
第６条　この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。
（補則）
第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（附則）
この規程は、平成23年４月１日より施行する。
なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。
1　財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。
2　第３条及び第７条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。
（平成23年３月13日理事会議決）
（平成26年３月１日改定）

機関誌編集規程

（目的）
第１条　この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が、男女共同参画社会の実現のため、男女平等意識の啓発と普及を目的として発行するこの法人の機関誌について、必要な事項を定める。
（名称）
第２条　この法人の発行する機関誌は、年報『ジェンダー研究』、ニューズレター『LIBRA』と称する。
（発行）
第３条　年報の発行は、原則として年１回とする。
２　ニューズレターの発行は、原則として年３回とする。
（編集）
第４条　機関誌の編集は、機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。
（委員会の役割）
第５条　委員会は、機関誌の発行につき、編集・刊行などの任務を行う。
（構成）
第６条　委員会は、編集委員長及び編集委員で構成する。
２　編集委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者等の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。
３　編集委員長は、理事の中から理事の互選とする。
（任期）
第７条　編集委員長及び編集委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
（報酬）
第８条　編集委員には、役員等報酬規程・役員等及び職員旅費規程に準じた報酬・旅費を支給する。
（著作権）
第９条　機関誌に掲載された著作物の著作権は、財団法人東海ジェンダー研究所に属する。ただし、著者の申し出により著者自身が使用する場合は、この限りではない。
（原稿の募集）
第10条　年報に掲載する論文は、原稿応募要項に従い、公募する。
２　執筆要項は、編集委員会が決定する。
（改定）
第11条　この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。
（補則）
第12条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（附則）
この規程は、平成23年４月１日より施行する。
なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。
１　財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。
２　第６条及び第12条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。
（平成23年３月13日理事会議決）
（平成26年３月１日改定）

執筆者プロフィール（掲載順）

辻村 みよ子（つじむら みよこ）
明治大学法科大学院教授。専門：憲法学・ジェンダー法学。
略歴：一橋大学卒、同大学大学院博士課程単位取得退学［法学博士］、同大学助手、成城大学専任講師・助教授・教授を経て、1999年から東北大学法学部・同大学大学院法学研究科教授・同大学ディスティングイッシュトプロフェッサー、2013年から明治大学法科大学院教授。日本学術会議会員、ジェンダー法学会理事長、全国憲法研究会代表、内閣府男女共同参画会議員等を歴任。
近年の著作：『憲法から世界を診る―人権・平和・ジェンダー「講演録」』（法律文化社、2011）、『ポジティヴ・アクション―「法による平等」の技法』（岩波新書、2011）、『フランス憲法入門』（辻村・糠塚共著、三省堂、2012）、『人権をめぐる十五講』（岩波書店、2013）、『比較のなかの改憲論』（岩波新書、2014）、『選挙権と国民主権』（日本評論社、2015）、『憲法と家族』（日本加除出版、2016近刊）

森 悠一郎（もり ゆういちろう）
東京大学大学院法学政治学研究科助教。2013年東京大学法学部卒。専門は法哲学。論文として、「承認・スティグマ・「独立性の原理」：ドゥオーキンの資源平等論は誤承認の不正義を克服しているか」（『相関社会科学』第25号、2016年3月発刊予定）がある。

横山 美和（よこやま みわ）
お茶の水女子大学基幹研究院研究員。研究関心は女性史、科学とジェンダー。お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程修了。論文に、「19世紀後半米国の女性医師M. P. ジャコービーの『栄養論』とフェミニズム―『月経』と『貧血』の解釈を中心に―」（日本女性学会『女性学』第20号、2013）、「女性医師M. P. ジャコービーの月経成因論の一考察―19世紀後半米国における科学知のジェンダー・バイアスをめぐって―」（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士論文、2013）、「東アジアの女性学生・研究者の専攻分野に関するジェンダー分析― EU・日本・韓国・台湾の比較をとおして―」（三重大学人文学部文化学科『三重大学人文学部文化学科研究紀要』第32号、2015、共著）、「日本における科学技術分野の女性研究者支援政策―2006年以降の動向を中心に―」（お茶の水女子大学ジェンダー研究所『ジェンダー研究』第19号、2016年3月発刊予定、共著）などがある。

洲崎 圭子（すさき けいこ）
お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科比較社会文化学専攻博士後期課程。研究の関心は、ラテンアメリカ文学、フェミニズム／ジェンダー批評。論文は、「独身女性に期待されたこと―ロサリオ・カステリャノス「八月の招待客」を通して―」（お茶の水女子大学英文学会 *Journal of the Ochanomizu University English Society* Vol. 5, 2015）、「〈産まない〉女に夜明けは来ないのか？―『真夜中の祈り』

を通して見る作家の戦略―」（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』第16号、2013）など。

佐藤 ゆかり（さとう ゆかり）
三重の女性史研究会事務局長。地域女性史研究会、日本医史学会、男女共同参画みえネット会員。著書として、『三重の女性史』（共著、三重県男女共同参画センター、2009）、『三重の看護史』（共著、三重県立看護大学、2012）。論文として、「『酔っ払い防止法』の再評価とその限界―ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの概念がなかった時代に―」（『国立女性教育会館研究ジャーナル』第14号、国立女性教育会館、2010）がある。

小川 眞里子（おがわ まりこ）
三重大学名誉教授、三重県男女共同参画審議会長。東京大学大学院理学研究科修士課程修了、東京大学大学院人文科学研究科博士課程退学、博士（学術）。専門は科学史・科学論、科学とジェンダーの問題に関心をもつ。主要著訳書：『フェミニズムと科学／技術』（岩波書店、2001）、『性差とは何か』（学術会議叢書、2008、共著）、*Gender and Science* (Cambridge Univ. Press, India, 2012, chapter 7)、『病原菌と国家』（名古屋大学出版会、2016）、『科学史から消された女性たち』『女性を弄ぶ博物学』『ジェンダーは科学を変える!?』『植物と帝国』（以上4冊とも工作舎、共訳）。

新井 美佐子（あらい みさこ）
名古屋大学国際言語文化研究科准教授、公益財団法人東海ジェンダー研究所理事。経済学博士（名古屋大学）。最近の論文（単著）に「フランスの対人サービス企業における賃金決定の事例考察」（『言語文化論集』第37巻第2号、2016、pp. 3–12）、「フランス『対人サービス』政策に関する検討」（『言語文化論集』第35巻第2号、2014、pp. 3–19）。

大野 光子（おおの みつこ）、
愛知淑徳大学名誉教授、文学博士、名古屋大学大学院文学研究科修士課程修了（英文学）、IASIL（国際アイルランド文学協会）日本支部理事・会長（2006–2008）など歴任。専門はアイルランド文学、特にW. B. イェイツ、現代女性詩の研究・翻訳。著書に『女性たちのアイルランド』（平凡社、1998）、『イェイツとアングロ・アイリッシュ文学の伝統』（京都修学社、1999）、共著に『ファラオの娘 ヌーラ・ニー・ゴーノル詩集』（思潮社、2001）、*On the Side of Light: The Poetry of Cathal Ó Searcaigh* (Arlen House, Ireland, 2002) など、論文に “Gender and Heroism in Yeats’s Dance Plays” (*JIS*, Vol. XXIII, 2008)、「海に浮かぶ『言葉の小舟』―アイルランド現代詩翻訳の経験から」（『現代詩手帖』10月号、思潮社、2012）、共訳書に *On Two Shores: New and Selected Poems by Mutsuo Takahashi* (Dedalus Press, Ireland, 2006) など。

武田 貴子（たけだ たかこ）
名古屋短期大学教授、日本アメリカ文学会中部支部運営委員、日本マーク・トウェ

イン協会評議委員。同志社大学大学院文学研究科英文学専攻修了、文学修士。スタンフォード大学女性・ジェンダー研究所フェローシップ。著書『マーク・トウェイン文学・文化事典』（彩流社、2011、共著）、『アメリカ文化史入門』（昭和堂、2007、共著）等。論文「マーク・トウェインと水治療」（『マーク・トウェイン研究と批評』第11号、南雲堂、2013）、「マーク・トウェインと西部―トウェイン・ブランドの成立」（『マーク・トウェイン研究と批評』第14号、南雲堂、2016）等。

吉田 啓子（よしだ けいこ）
名古屋経済大学名誉教授、東海ジェンダー研究所理事、名古屋大学大学院文学研究科修士課程修了、社会学専攻、論文として「20世紀初頭のラディカル派フェミニスト与謝野晶子―徹底個人主義の主張と身体思想に見るその限界」（大学紀要、2008）、「育児をめぐる地域協同とその可能性」（市邨学園短期大学開学30周年記念論集、1996）、「子育て理念の転換を求めて―『私的な』子育てから『社会的な』子育てへ」（大学紀要、1995）、『高齢化と家族の社会学』（共著、文化書房博文社、1993）、『日米の働く母親たち―子育て最前線レポート』（共著、ミネルヴァ書房、1991）、『現代女性の家族・労働・生活』（共著、東京教科書出版株式会社、1989）など。

『ジェンダー研究』第18号　編集委員会

編集委員長
安川　悦子　（名古屋市立大学名誉教授）

編集委員
大野　光子　（愛知淑徳大学名誉教授）
田中真砂子　（お茶の水女子大学名誉教授）
日置　雅子　（愛知県立大学名誉教授）
吉田　啓子　（名古屋経済大学名誉教授）
西山　惠美　（代表理事）
中田　照子　（理事）

編集後記

昨年（2015年）の7月、『保育園義務教育化』というかわいらしい本が、小学館から出版された。著者は古市憲寿さん、1985年生まれというのだからまだ30歳である。この数年、公益財団法人・東海ジェンダー研究所が、研究テーマとしてかかげてきた「子どもの養育の社会化」という問題にたいする具体的な解答である。

この提案は、子どもは生まれてきたら人間として育つ権利があり、女性は社会の中で働いて人間らしく生きる権利があるというオランプ・ドゥ・グージュ以来の女性たちの願いをかなえる一つの具体的で明解な解決策である。子どもの養育をどういう形であれ親の負担から社会の負担に変えていく。そのための最初の手がかりとして、0歳からの子どもの保育費用を公的なものにするというのが、古市さんの提案である。

1960年代から1970年代にかけて、名古屋の働く女性たちは、子どもの養育のための「共同保育所」運動をすすめてきた。産休明けからの子どもを預けることができる保育所を、自分たちの手でつくり、運営してきた。当研究所は今、その歴史資料を蒐集し、整理し、資料集として出版する作業を行っている。まもなくその資料集が出版される予定である。古市さんの「保育園義務教育化」の提案は、この資料集のなかに登場する働く女性たちの共通の願いを実現する具体的な手立てでもある。このための議論が、これからのジェンダー研究の中心テーマになればと思う。

（安川悦子）

ジェンダー研究
GENDER STUDIES

『ジェンダー研究』第18号
2016年2月28日 発行

編集・発行
公益財団法人　東海ジェンダー研究所
〒460–0022　愛知県名古屋市中区金山一丁目9–19 ミズノビル6F
TEL: 052–324–6591　FAX: 052–324–6592
E-mail: info@libra.or.jp　http://libra.or.jp

印刷　株式会社 ユニテ　〒464–0075 名古屋市千種区内山三丁目33–8

ISSN 1344–9419

GENDER STUDIES

ANNALS OF THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES
February, 2016 [Number 18]

CONTENTS

Preface
NISHIYAMA Emi 1

Author's Commentary
The French Declaration of Human Rights and 'Olympe de Gouge'
—Miyoko Tsujimura: *The Universality and Historicity of Human Rights*, 1992
TSUJIMURA Miyoko 3

Articles
Nancy Fraser's Theory of "Justice of Redistribution and Recognition" Reexamined
MORI Yuichiro 15

Minimizing "Sex Differences": The Feminism of C. D. Mosher
YOKOYAMA Miwa 41

The Male Image Created by Women:
Rosario Castellanos' *Balún Canán* and the Discourse of "Machismo"
SUSAKI Keiko 67

Research Notes
The Exercise by Women of the Franchise and Election Eligibility
at the Time of the Movement for Female Suffrage
SATO Yukari 91

Special Article
Science and Women Researchers
OGAWA Mariko 113

Visit Report
Gender Research in the U.S.A.:
A Report on Visits to Institutes in Washington, D.C. and New York
ARAI Misako, OHNO Mitsuko and TAKEDA Takako 129

Research Project
Collecting Materials on the Movement for Creating Uncertified Day-Care
Centers in the Nagoya Area from 1960–1980
YOSHIDA Keiko 135

Reports and Information from the Tokai Foundation for Gender Studies 141

EDITED BY
THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES
Mizuno Bid. 6F, 1–9–19, Kanayama, Naka-ku, Nagoya, 460–0022, JAPAN